

令和 6 年度
自己点検・評価報告書

令和 7 年 3 月

岩国短期大学

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	
2. 自己点検・評価の組織と活動	
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公開]	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、岩国短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年3月31日

理事長

宮川 明

学長

若本 公夫

ALO

朝倉 なぎさ

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

旧藩時代、三丘宍戸藩校「徳修館」の侍講であった宮川視明が、山口県熊毛郡高水村（現在周南市）の烏帽子岳の山麓に明治 8 年、磨鍼塾（ましんじゅく）と称する私塾を開いて郷党子弟に孔孟の教を講じていた。当時その徳望を慕って遠隔の地から訪れ学ぶ者も多く、一時は山間の学府として栄えたが、視明の没後はそれを継ぐ者なく、しばらく中断していた。

明治 31 年、磨鍼塾出身の江田保は同郷の人である正覚寺住職・伊東法住、篤学者・河谷茂作とともに、視明の子である宮川泰を設立会長に推し、河村道篤を塾長に迎え、修業年限 2 年の「私立高水村塾」を高水村新町に設立し、この時をもって本学園創立の年と定めた。時代の推移につれて村塾は中学に、中学は中学校に、更に高等学校に移行したが、その間の 55 余年、高水の地で農山村子弟の強化育成にあたり数多の人材を輩出した。戦後の学制改革により、この農山村における私学経営も限界に達したとの判断から、岩国転出を決意、昭和 29 年に岩国における新しい学園の歴史が幕を開けた。岩国転出にあたって、岩国市を始めとする周辺の市町村、その他各方面より賛同と後援を得た。校地造成については米海軍施設隊の特別の援助を受けた。

岩国転出後、社会情勢が安定するにつれ、岩国地域にも女子のための高等教育機関設立を望む声が起こり、特に昭和 40 年以降には、高水学園に短期大学を設置して欲しいという強い願望となった。同時に、岩国市を始め周辺の市町村当局、教育委員会や学園同窓会からも積極的な支援が受けられる明るい見通しも立った。理事長を始め関係者一同の熱意のこもる運動の結果、遂に岩国市議会においては全会一致で「短大設立の実現を期す」という決議が為された。

昭和 46 年、岩国短期大学を開設、幼児教育科、英語科の 2 学科を設置し、地域社会に貢献する短期大学開学の第一歩が始まった。初代学長の式辞は、学園創立以来の一貫した教育方針と短大教育の使命を力強く宣言するものであった。重んずべきは徳性の陶冶であり、すべての文化の根底には人がなければならず、その人をつくるのが教育であるとして、高い知性と教養、情操豊かで社会性に富む人物を養成する使命と、教師と学生が心を合わせて互いに研鑽する師弟同行の教育方針を明確に述べたものである。その理念は建学の精神「楽学」とともに、今日に至るまで脈々と受け継がれている。

私学教育においては、建学の精神を尊び自ずとそれが伝統となっていくものである。時代の推移に対応する変遷はあるにしても、その教育理念を継承しつつ、さらに広い世界観に立つ教育が大切であると考えている。

<学校法人の沿革>

明治 31 年 4 月	山口県高水村新町に修業年限 2 か年の高水村塾を創設
明治 32 年 1 月	私立学校令発布により塾則を制定
大正 9 年 7 月	修業年限 5 か年に延長し高水中学と改称
大正 12 年 3 月	財団法人山口県高水中学校設立
昭和 23 年 4 月	学制改革により山口県高水高等学校に移行 併設中学校は付属中学校と改称
昭和 27 年 4 月	全日制商業科設置
昭和 29 年 4 月	岩国市に学校移転
昭和 34 年 4 月	校名を高水高等学校・同付属中学校と改称
昭和 35 年 4 月	高水高等学校家庭科（後家政科に変更）設置
昭和 46 年 4 月	法人名を高水学園と改称、岩国短期大学を設立
昭和 51 年 3 月	高水高等学校家政科廃止
昭和 52 年 11 月	創立 80 周年記念式典挙行『高水学園 80 年誌』発行

岩国短期大学

平成 10 年 10 月	創立 100 周年記念式典挙行
平成 30 年 4 月	創立 120 周年記念式典挙行
平成 31 年 3 月	『高水学園 120 年誌』発行

<短期大学の沿革>

昭和 45 年 12 月	保母養成学校の指定を受ける
昭和 46 年 4 月	岩国短期大学を設立 英語科入学定員 50 名、幼児教育科入学定員 50 名
昭和 48 年 1 月	幼児教育科入学定員 100 名に増員
昭和 51 年 2 月	専攻科幼児教育専攻を設置
昭和 56 年 11 月	岩国短期大学創立 10 周年記念式典挙行
昭和 60 年 3 月	専攻科幼児教育専攻を廃止
昭和 60 年 12 月	幼児教育科入学定員 150 名に増員
平成 5 年 7 月	『岩国短期大学 20 年誌』発行
平成 13 年 4 月	ビジネス実務科設置（入学定員 50 名）
平成 14 年 3 月	英語科を廃止
平成 18 年 4 月	ビジネス実務科の名称をキャリアデザイン学科に変更
平成 19 年 3 月	平成 18 年度(財)短期大学基準協会による第三者評価の結果、適格と認定
平成 21 年 4 月	幼児教育科入学定員を 100 名に変更、キャリアデザイン学科入学定員を 30 名に変更
平成 25 年 3 月	キャリアデザイン学科廃止
平成 26 年 3 月	平成 25 年度(財)短期大学基準協会による第三者評価の結果、適格と認定
平成 27 年 4 月	幼児教育科入学定員を 80 名に変更
令和 2 年 4 月	幼児教育科入学定員を 70 名に変更
令和 3 年 3 月	令和 2 年度(財)大学・短期大学基準協会による認証評価の結果、適格と認定
令和 7 年 4 月	幼児教育科入学定員を 50 名に変更

(2) 学校法人の概要

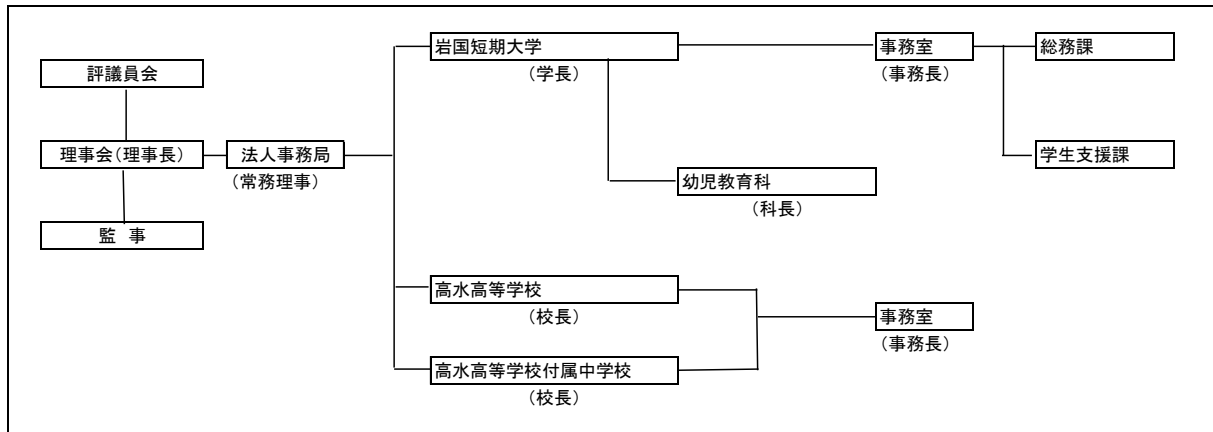
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

(単位：人)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岩国短期大学	山口県岩国市尾津町二丁目 24-18	70	140	98
高水高等学校	同上	280	840	428
高水高等学校 附属中学校	同上	70	210	56

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

本学が立地する岩国地域の総人口は減少傾向が続いている。周辺自治体の資料によると令和元年からの 6 年間は何れの自治体においても減少している。特に、本学が所在する岩国市の人口は周辺の自治体よりも減少割合が大きく、地元出身学生が多い本学としては入学者の確保において大きな弱みとなっている。

一方、隣接地域の政令指定都市である広島市においては、平成 23 年度には約 118 万人であった人口が、令和元年 12 月の統計では約 120 万人に迫る勢いで増加してきていたがその後減少に傾き、5 年間で約 2 万人の減少となっている。

このように、都市部への人口集中が進むとは言え、地方都市では全体的に人口減少の歯止め

がかからない様子が見て取れる。このような状況の中、何れの自治体においても少子高齢化の進行に伴う人口減少を前提としたまちづくりと地域活性化への取り組みが求められている。



・岩国市及び周辺自治体における人口の推移

(単位：人)

年 度	岩国市	柳井市	広島市	大竹市	廿日市市
令和元年度	133,682	31,660	1,199,401	26,812	117,201
令和2年度	132,176	31,087	1,194,879	26,644	116,999
令和3年度	130,472	30,550	1,195,376	26,353	116,661

岩国短期大学

令和4年度	128,591	30,201	1,184,731	26,094	116,201
令和5年度	124,635	29,683	1,184,268	25,784	115,998
令和6年度	122,063	29,276	1,174,071	25,369	115,469
増減の割合 令和元年度→ 令和6年度	91.3%	92.5%	97.9%	94.6%	98.5%

令和6年度数値：岩国市・大竹市・廿日市市 R7.1.1 柳井市・広島市 R6.12.31 現在（各市公式ホームページより）

岩国市のみならず、山口県全体でも毎年ほぼ一定の割合で人口減少が続いている。

日本の多くの自治体で人口減少が大きな課題になる中、山口県においてはとりわけ大学進学に際して県外へ流出する高等学校卒業生が多いのが大きな課題となっている。

このような状況の背景には、広島市中心部への交通アクセスが便利になり、通勤や通学に使用する公共交通機関が便利であることから、就職先や進学先として都市部が選択される傾向がある。また、インフラが整備されて生活するにも利便性の高い都市部に重点が移行しつつあることが挙げられる。

また、短期大学への進学者が少なくなっていることが本学への入学者減少の大きな要因となっていることは明白である。

さらには、本年度公表された学校基本調査結果によると、本県の高校生の大学進学率が全国最低数値であることもその状況に拍車をかけていると言える。

【第3表】

大学・短期大学 学部系統別進学状況

1 大 学

系 統		計		構成比(%)	
大 分 類	中 分 類	計	構成比(%)	計	構成比(%)
人 文 科 学		7	30.4	(5)	(29.4)
		1	4.3	(1)	(5.9)
	法学・政治学	2	8.7	(1)	(5.9)
	上 記 以 外	0	0.0	(2)	(11.8)
理 学		0	0.0	(0)	(0.0)
		1	4.3	(2)	(11.8)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	3	13.0	(0)	(0.0)
農 学		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
保 健		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	3	13.0	(3)	(17.6)
商 船		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	2	8.7	(1)	(5.9)
家 政		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
教 育		4	17.4	(2)	(11.8)
		2	8.7	(1)	(5.9)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
芸 術		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
上 記 以 外		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
計		23	100.0	(17)	(100.0)

2 短期大学

系 統		計		構成比(%)	
大 分 類	中 分 類	計	構成比(%)	計	構成比(%)
人 文		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
社 会		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
教 養		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
工 業		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
農 業		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
保 健		2	50.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
家 政		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
教 育		2	50.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
芸 術		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
上 記 以 外		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
		0	0.0	(0)	(0.0)
	上 記 以 外	0	0.0	(0)	(0.0)
計		4	100.0	(1)	(100.0)

(注1) 大学進学者には、外国の大学に入学した者を含まない。
(注2) 短期大学進学者には、外国の短期大学及び高等学校専攻科に入学した者を含まない。
(注3) 系統は、学校基本調査を準拠している。
1 大学について
(注4) 社会科学の中分類のうち、「上記以外」とは、政治学、法経学、国際関係(総合)学類 等
(注5) 農学の中分類のうち、「上記以外」とは、栄養学、生物生産学、森林資源科学 等
(注6) 保健の中分類のうち、「上記以外」とは、生命科学、理学・作業療法学、保健衛生学 等
(注7) 大分類のうち、「上記以外」とは、教育科学、総合科学関係、数育課程 等
2 短期大学について
(注8) 大分類のうち、「上記以外」とは、理学関係、保健関係 等

【第4表】

大学・短期大学 所在地別進学状況

大学進学者

		() 内は前年度との数値																				
区分	実数・所在地の構成比	全 国	山口県	広島県	福岡県	九州	中国	近畿	東海	関東	その他											
国 立	実 数 (人)	955 (927)	384 (410)	69 (57)	117 (112)	233 (235)	546 (562)	77 (68)	9 (8)	43 (25)	47 (39)											
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	40.2 (44.2)	7.2 (6.1)	12.3 (12.1)	24.4 (25.4)	57.2 (59.5)	8.1 (7.3)	0.9 (0.9)	4.5 (2.7)	4.9 (4.2)											
	実 数	529 (505)	328 (327)	22 (26)	87 (65)	108 (88)	367 (375)	34 (23)	1 (5)	6 (7)	13 (7)											
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	62.0 (64.8)	4.2 (5.1)	16.4 (12.9)	20.4 (17.4)	69.4 (74.3)	6.4 (4.6)	0.2 (1.0)	1.1 (1.4)	2.5 (1.4)											
公 立	実 数	1,653 (1,639)	149 (150)	378 (408)	397 (365)	418 (385)	600 (640)	372 (353)	22 (24)	217 (218)	19 (19)											
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	9.0 (9.2)	22.9 (24.9)	24.0 (22.3)	25.3 (23.5)	36.3 (39.0)	22.6 (21.5)	1.3 (1.5)	13.1 (13.3)	1.5 (1.2)											
	実 数	3,137 (3,071)	861 (887)	469 (491)	601 (542)	759 (708)	1,513 (1,567)	483 (444)	32 (37)	266 (250)	84 (65)											
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	27.4 (28.9)	15.0 (16.0)	19.2 (17.6)	24.2 (23.1)	48.2 (51.0)	15.4 (14.5)	1.0 (1.2)	8.5 (8.1)	2.7 (2.1)											
私 立	実 数	1,653 (1,639)	149 (150)	378 (408)	397 (365)	418 (385)	600 (640)	372 (353)	22 (24)	217 (218)	19 (19)											
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	9.0 (9.2)	22.9 (24.9)	24.0 (22.3)	25.3 (23.5)	36.3 (39.0)	22.6 (21.5)	1.3 (1.5)	13.1 (13.3)	1.5 (1.2)											
	実 数	3,137 (3,071)	861 (887)	469 (491)	601 (542)	759 (708)	1,513 (1,567)	483 (444)	32 (37)	266 (250)	84 (65)											
	所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	27.4 (28.9)	15.0 (16.0)	19.2 (17.6)	24.2 (23.1)	48.2 (51.0)	15.4 (14.5)	1.0 (1.2)	8.5 (8.1)	2.7 (2.1)											
合 計		実 数	3,137 (3,071)	861 (887)	469 (491)	601 (542)	759 (708)	1,513 (1,567)	483 (444)	32 (37)	266 (250)	84 (65)										
		所在地の 構成比(%)	100.0 (100.0)	27.4 (28.9)	15.0 (16.0)	19.2 (17.6)	24.2 (23.1)	48.2 (51.0)	15.4 (14.5)	1.0 (1.2)	8.5 (8.1)	2.7 (2.1)										

短期大学進学者

		(一) 前年度卒の教員											
区分	実数・所在地の構成比	全国	山口県	広島県	福岡県	地域ブロック別							
						九州	中国	近畿	東海	関東	その他		
国立	実数 (人)	10 (14)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	4 (5)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)		
	所在地の構成比 (%)	100.0 (100.0)	20.0 (7.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	60.0 (42.9)	40.0 (35.7)	0.0 (0.0)	0.0 (21.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)		
私立	実数 (人)	224 (302)	130 (162)	36 (38)	39 (81)	43 (82)	168 (205)	10 (12)	1 (0)	2 (3)	0 (0)		
	所在地の構成比 (%)	100.0 (100.0)	58.0 (53.6)	16.1 (12.6)	17.4 (26.8)	19.2 (27.2)	75.0 (67.9)	4.5 (4.0)	0.4 (0.9)	0.9 (1.0)	0.0 (0.0)		
合計	実数 (人)	234 (316)	132 (163)	36 (38)	39 (81)	49 (88)	172 (210)	10 (12)	1 (3)	2 (3)	0 (0)		
	所在地の構成比 (%)	100.0 (100.0)	56.4 (51.6)	15.4 (12.0)	16.7 (25.6)	20.9 (27.8)	73.5 (66.5)	4.3 (3.8)	0.4 (0.9)	0.9 (0.9)	0.0 (0.0)		

(注1) 短期大学進学者には、専修専門学校への編入者を含む。
(注2) 地域ブロック別構成比は以下のとおりである。
九 州 …… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
中 国 …… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
近 畿 …… 奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
東 海 …… 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関 東 …… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
其 他 …… 「北海道」、「東北」、「北陸・甲信越」、「四国」、「他県」

山口県ホームページに公表された令和6年度学校基本調査結果（第3表・第4表）

本学が所在する岩国市には米軍岩国基地があり、米国人をはじめとする外国人家族も多く生活している。平成 29 年 7 月には厚木基地からの空母艦載機部隊の移転を受け入れたことにより、現在、岩国市内は今まで以上に外国人、とりわけ米国人が多く生活するようになっている。しかしながら、人口減少の進行は一段と厳しさを増しており、今後もこの傾向は続いていくものと考えられる。

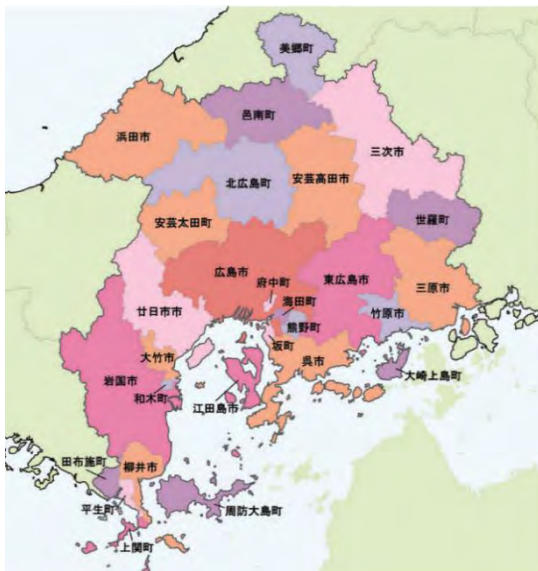
岩国市の外国人人口・世帯数					
年	R2	R3	R4	R5	R6
男	832	843	864	1,035	1,154
女	1,146	1,109	1,109	1,279	1,343
計	1,978	1,952	1,973	2,314	2,497
世帯数	1,161	1,098	1,123	1,459	1,646

岩国市情報統計課 各年12月現在

平成 5 年には広島市の都心部から概ね 60km、車で約 1 時間の圏内に包含される 13 市町により「広島広域都市圏形成懇談会」が設立された。その後、新たに加わった市町も含めて現在は 24 市町による「広島広域都市圏協議会」が設置され、「圏域」というエリア設定を生かしてその一体的発展に向けた交流・連携を推進してきた。さらに、令和 4 年には、この広域圏に隣接する島根県の浜田市、邑南町、美郷町も協議会に参加した。さらには令和 7 年 3 月からは島根県出雲市、益田市、吉賀町も加わることで広がりを見せている。

岩国市民には、広島市方面が勤務先や進学先となっている場合も多く、朝夕の人口の移動も非常に活発となっている。山陽本線の利用はもちろんのこと、最近では岩国と広島中心部を結ぶ山陽道を利用する高速バスの利用者も増えてきている。特に、商業施設については圧倒的に広島方面への傾倒が強く感じられるようになっている。

一方、山口県内では人口減少・少子高齢化が進行する中、地域経済を持続可能なものに実現するために「山口県央連携都市圏域」が形成され、平成 29 年度から 5 年間を見通した「山口県央連携都市圏域ビジョン」が策定されている。圏域を形成する市町は、連携中枢都市となっている山口市と宇部市のほか、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の 7 つの市町である。こちらの圏域においても、やはりキーポイントは交通インフラのネットワークであり、鉄道や道路網などの交通の利便性が重要な要素となっている。山口県の周南市や下松市、光市はどちらの圏域にも含まれていないものの、市街地の人口は多く、どちらの圏域にも近くて幅広い生活エリアをもつ地域であると言える。



■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数割合

岩国短期大学は、広島県境と接しているため広島県西南部と山口県東部からの入学者が大半を占めており、岩国市内から約 4～5 割程度が毎年入学している。広島県からは呉市や東広島市が通学圏内の東端となっており、毎年 1～2 名の入学者を迎えている。また、広島市中心部や山陽本線沿線から 7～8 名入学している。しかし、広島県在住の幼児教育・保育分野をめざす多く

の高校生は、まずは広島市内への進学をめざす傾向が見られる。本学の入学状況を振り返れば、令和元年度に広島県出身者の入学者が激減しており、入学者の減少に大きく影響した。令和2年度以降は全体の入学者数に改善が見られたが令和5年度、令和6年度はさらに厳しい入学者数となっている。

少子化が急速に進行し、教育や保育をめざす高校生が非常に少なくなっており、4年制大学指向や都市部への転出傾向が強い状況が見られる中、幼児教育科のみを設置する本学としては本学の特色を生かし、地元地域はもとより広島県在住の高校生から本学を進学先として選択肢の上位に位置付けてもらえるような取り組みを進めていくことが急務である。

岩国市以外の山口県内では防府市が通学圏の西端となる。近年、地元岩国市をはじめ柳井地域や周南地域からの入学者が若干増える傾向にある。周南地域の高校生にとっては東部の本学に進学するか県央域の複数ある短期大学に進学するか、あるいは新幹線や高速バスなどの交通手段を利用して都市部への進学をめざすが、など、進学先を選択肢に恵まれている状況である。

これまで、島根県をはじめとする山陰地域からの入学者はほとんどない状況が続いていた。益田市内や鹿足郡吉賀町などの高等学校に対しても高校訪問や出前授業など学生募集の努力を続けてきた結果、厳しい状況ではあるものの毎年入学者を迎えることができている。

入学者の出身地別割合

年度 地域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岩国市	21	34	31	51	34	52	29	52	20	45
柳井市	5	8	5	8	6	9	5	9	1	2
光市	4	7	4	7	1	2	2	4	0	0
下松市	1	2	3	5	3	5	1	2	2	5
周南市	7	12	1	2	2	3	6	11	5	11
大島郡	2	3	1	2	0	0	1	2	1	2
玖珂郡	2	3	3	5	3	5	2	4	1	2
熊毛郡	4	7	3	5	2	3	2	4	6	13
その他県内	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
広島県	14	23	9	15	13	20	7	13	8	18
島根県	1	2	0	0	0	0	1	2	1	2
その他	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
計	61	100	61	100	65	100	56	100	45	100

■ 地域社会のニーズ

年度	幼稚園		保育所				幼保連携型 認定こども園	
	施設数	入園者数 (人)	施設数	定員 (人)	認可外 保育施設	定員 (人)	施設数	入所者数 (人)
令和2年度	166	13,873	273	21,340	159	3,356	29	3,051
令和3年度	162	12,323	272	21,088	141	3,182	30	3,299
令和4年度	156	12,263	269	23,419	124	2,657	31	3,216
令和5年度	155	11,583	265				35	3,596
令和6年度	150	10,444	263	22,615	114	3,970	37	3,946

(山口県主要基礎データ及び学校基本調査より)

本学幼児教育科は幼稚園教諭や保育士を養成する使命を担っている。子育て支援や女性の社会参画を支えるため、保育士の待遇改善や認定こども園の導入など、「子ども・子育て支援新制度」による待機児童を解消するための国の施策が進められてきた。岩国市をはじめ山口県内では待機児童数は改善の傾向にある。

山口県における保育所・幼稚園数と入所・入園者数等の推移を見ると施設数や入所・入園者数の減少が続いているが少子化の影響によるものと思われる。一方、認定こども園数についてはこども家庭庁から発表された認定こども園数の推移を見ても増加傾向にあり、ニーズが高いことが窺える。



近年、人手不足が叫ばれる中、教育や保育の現場では教員や保育士の確保に苦慮している状況が見られ、岩国地域でも保育士確保の厳しさや不安が表明されている。各高等学校進路担当者からは保育分野をめざす生徒も減少傾向にあるという声も聞かれる。幼稚園教育も保育も小学校入学前の重要な教育を担うことから、教育と保育の「質」が問われるようになっていく。幼児と関わる保育者も、よりいっそう高い意識と保育実践力が求められるところである。このような状況に対応していくため、中学生や高校生に次世代の保育者を目指したいという希望をもってもらえるように進路ガイダンスや出前授業などをおして保育の仕事の大切さや喜びについての啓発を図っていくことが重要である。令和6年度時点においては高大連携協定を締結している高等学校は学園内高水高等学校を含めて8校であるが、今後はさらに連携協定締結校を増やしていく努力が求められる。また、令和6年6月に連携協定の締結が実現した岩国幼稚園協会と岩国市保育協会とも協力して幼児教育・保育の仕事の魅力を若い世代に伝えていく取り組みを進めているところである。

本学としては、質の高い保育者養成に取り組む必要があり、地域との密接な連携を図りながら教育内容の充実を図り、保育現場の期待に応え得る保育者を社会に送り出していく努力を続けている。

■ 地域社会の産業の状況

令和5年3月に示された第3次岩国市総合計画によると岩国市の産業の状況に関して以下の

ようにまとめられている。

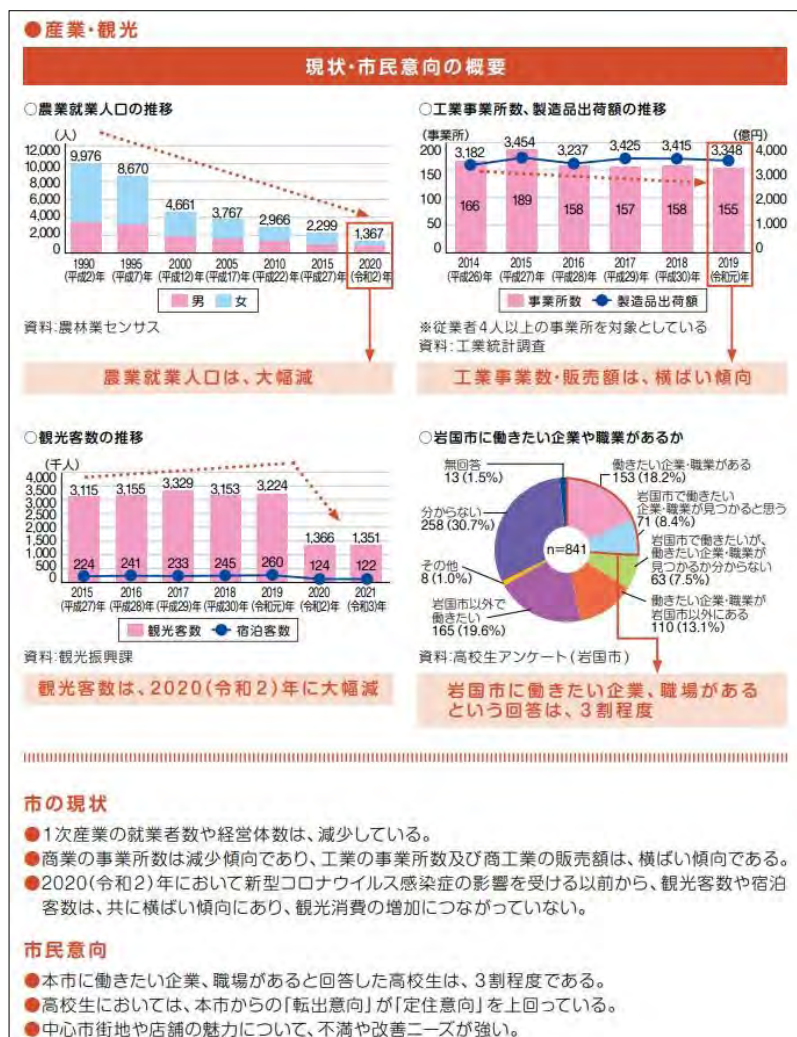
「岩国市の中心市街地には、市役所本庁舎や2018（平成30）年にリニューアルした岩国市民文化会館、2020（令和2）年に東西駅前広場を再整備した公共交通の結節点であるJR岩国駅のほか、バス等の交通機関、更には商業施設や商店街、事務所などの業務機能をはじめ、山口県東部の行政、文化、産業等、市の中心的役割を担う機能が集積している。

沿岸部には、化学、繊維、パルプなどの基礎素材型工業が集積し、瀬戸内海における臨海工業地帯の一翼を形成するとともに、山陽自動車道玖珂インターチェンジ周辺においては、交通の利便性をいかした内陸型の工業団地が形成されている。

また、山間部や内陸部においては農業や林業が、沿岸部や主要河川流域においては農業や漁業が営まれている。」

合わせて、産業や観光の現状と市民の意向についての概要に関しては以下の資料が示されている。この資料からもわかるように、商工業に関する事業所数や販売額は横ばいの状況であり、さらには農業人口も減少している。

高校生のアンケート結果に見られるように、働きたい企業、職場があるという回答は3割程度にとどまり、岩国市から転出する意向が強いことがわかる。さらには、農業就業人口は大幅に減少している。岩国市を訪れる観光客数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年から大幅に減少した。その後、山口県と岩国市から令和6年6月に発表された令和5年の観光客動態調査報告書によると、前年比1.4倍の観光客数となってコロナ禍前の8割まで回復している。



市の現状

- 1次産業の就業者数や経営体数は、減少している。
- 商業の事業所数は減少傾向であり、工業の事業所数及び商工業の販売額は、横ばい傾向である。
- 2020(令和2)年において新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前から、観光客数や宿泊客数は、共に横ばい傾向にあり、観光消費の増加につながらない。

市民意向

- 本市に働きたい企業、職場があると回答した高校生は、3割程度である。
- 高校生においては、本市からの「転出意向」が「定住意向」を上回っている。
- 中心市街地や店舗の魅力について、不満や改善ニーズが強い。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



山口県内における岩国短期大学の位置関係図



(5) 課題等に対する工場・充実の状況 略

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和6(2024)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学公式 Web 学科紹介＞教育目的・学習成果 https://www.iwakuni.ac.jp/dept/purpose.html
2	卒業認定・学位授与の方針	本学公式 Web 学校案内＞三つの方針 https://www.iwakuni.ac.jp/about/policy.html#di 学生便覧
3	教育課程編成・実施の方針	本学公式 Web 学校案内＞三つの方針 https://www.iwakuni.ac.jp/about/policy.html#cu 学生便覧
4	入学者受入れの方針	本学公式 Web 学校案内＞三つの方針 https://www.iwakuni.ac.jp/about/policy.html#ad 学生便覧 学生募集要項
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学公式 Web 学科紹介 https://www.iwakuni.ac.jp/dept/index.html 学生便覧
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学公式 Web 学校案内＞情報公開 https://www.iwakuni.ac.jp/about/html#info02 本学公式 Web 学校案内＞情報公開＞教員業績 https://www.iwakuni.ac.jp/about/achievements.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	https://www.iwakuni.ac.jp/about/html#info12 本学公式 Web キャリアサポート＞進路状況と就職先 https://www.iwakuni.ac.jp/career/situation.html#shushoku 学校案内 学生便覧 学生募集要項

8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学公式 Web 学科紹介＞シラバス https://www.iwakuni.ac.jp/dept/syllabus.html 学生便覧 シラバス・学習記録 キャンパスガイドブック
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学公式 Web 学校案内＞三つの方針 https://www.iwakuni.ac.jp/about/policy.html#di 学校案内 学生便覧
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学公式 Web キャンパスライフ＞キャンパスマップ https://www.iwakuni.ac.jp/life/map.html 学校案内 学生便覧 キャンパスガイドブック
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学公式 Web 入学者選抜情報 https://www.iwakuni.ac.jp/exam/index.html#gakuhi 学校案内 学生便覧
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学公式 Web キャリアサポート https://www.iwakuni.ac.jp/career/index.html 学校案内 本学公式 Web 学校案内＞情報公開 https://www.iwakuni.ac.jp/about/disclosure.html#info14 キャンパスガイドブック

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	高水学園公式 Web トップページ https://hojin.iwakuni.ac.jp/index.html#zaimu

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

本学では、公的資金の適正管理の方針として、補助金の適正な管理及び業務の効率的な運営を図ることを目的として、「岩国短期大学科学研究費補助金取扱規程」を定め、研究者には、主体的かつ自主的に研究に取り組めるよう支援を行っている。

公的研究費の管理、使用にあたっては、日本学術振興会が実施している「研究倫理 e ラーニングコース」の修了証明を提出させることから、不正防止対策基本方針を行動規範、管理体制、運営体制の方針により、不正使用防止に向けた取り組みを行っている。

必要な事項は、「岩国短期大学研究倫理規程」、「岩国短期大学研究倫理委員会規程」及び「岩国短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、Web 上で情報を公開している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

「岩国短期大学自己点検・評価実施規程」に基づき、各部・委員会の長にあたる教職員と事務局長、事務局担当者で構成される「自己点検・評価委員会」を設置している。

自己点検・評価活動の計画や運営、自己点検・評価報告書のとりまとめ等は、「自己点検・評価運営委員会」が行い、それをもとに「自己点検・評価委員会」で検討をすることで、円滑に自

自己点検・評価活動を行うようにしている。

【自己点検・評価運営委員会】

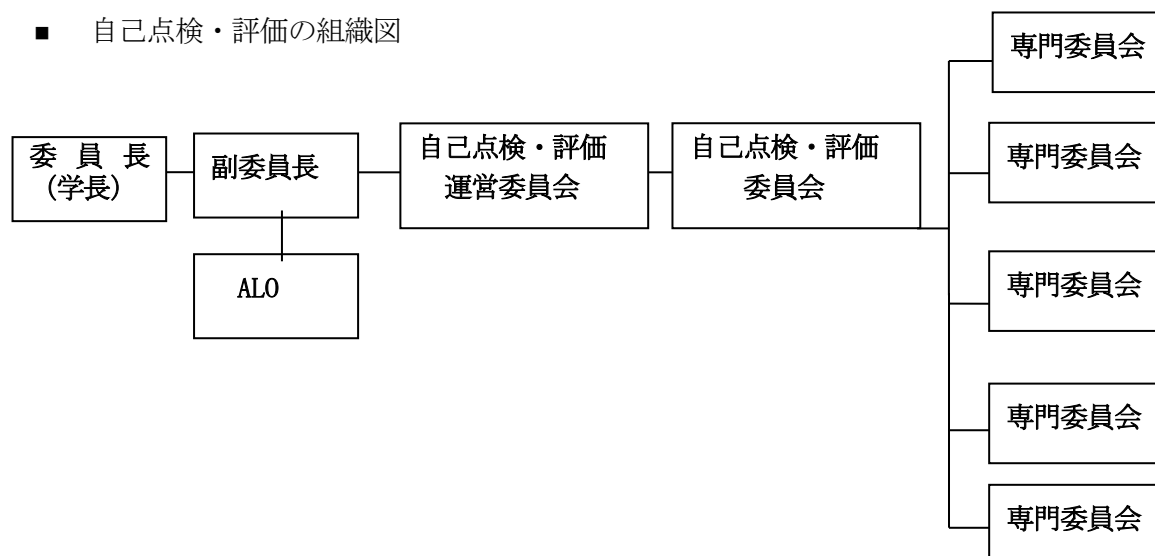
	名 前	職 位	役 職
委員長	若本 公夫	学 長	学長
副委員長、ALO	朝倉なぎさ	教 授	教務部長
委 員	竹野 博信	教 授	幼児教育科長、入試広報センター長情報機器管理室長
委 員	中村 洋子	事務長	事務長、副学長
委 員	松野 千秋	学生支援課長	学生支援課長、自己点検・評価運営委員会書記

【自己点検・評価委員会】

学長、事務長、自己点検・評価委員会委員長、自己点検・評価委員会副委員長、幼児教育科長、教務部長、学生部長、入試広報センター長、キャリア支援センター長、地域交流センター長、図書館長、子ども未来保育研究所長、情報機器管理室長、FD・授業評価委員会委員長、SD実施委員会委員長、その他学長が必要と認めた委員。

	名 前	職 位	役 職
委員長	若本 公夫	学 長	学長
副委員長、ALO	朝倉なぎさ	教 授	教務部長
委 員	竹野 博信	教 授	幼児教育科長、入試広報センター長情報機器管理室長
委 員	荒谷 容子	教 授	図書館長、子ども未来保育研究所長
委 員	佐々木和美	教 授	幼児教育科副科長、キャリア支援センター長
委 員	西本 裕子	准教授	学生部長
委 員	井上 美佳	講 師	FD・授業評価委員会委員長
委 員	中村 洋子	事務長	事務長、副学長
委 員	永井 恵美	総務課長	総務課長、SD実施委員会委員長
委 員	松野 千秋	学生支援課長	学生支援課長、自己点検・評価運営委員会書記

■ 自己点検・評価の組織図



具体的な専門委員会は、次のとおりである。

- ① 運営協議専門委員会
- ② 幼児教育科専門委員会
- ③ 教務部専門委員会
- ④ 学生部専門委員会
- ⑤ 入試広報センター専門委員会
- ⑥ キャリア支援センター専門委員会
- ⑦ 地域交流センター専門委員会
- ⑧ 図書館専門委員会
- ⑨ 子ども未来保育研究所専門委員会
- ⑩ 情報機器管理専門委員会
- ⑪ FD・授業評価専門委員会
- ⑫ SD 実施専門委員会
- ⑬ 事務局専門委員会

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学長のリーダーシップの下、ALO が中心となって自己点検・評価運営委員会、自己点検・評価委員会を運営し、各専門委員会において自己点検・評価活動を行ってきている。年度初めに、学校方針と各部署の取り組みの年度計画を「岩国短期大学運営方針」として定め、年度末には「岩国短期大学運営方針」反省総括を行っている。このように、建学の精神、教育目的、短期大学運営方針の具現化を明確にし、PDCA サイクルをさらに機能させている。

また、自己点検・評価を行った結果は、「自己点検・評価報告書」としてまとめ、Web 上に公開している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

令和6年7月17日	自己点検・評価運営委員会 ・令和6年度「自己点検・評価報告書」執筆分担について
令和6年8月7日	第1回自己点検・評価教職員全体研修会 ・令和6年度「自己点検・評価報告書」執筆分担について
令和6年8月21日	備付資料の確認・点検
令和7年1月～3月	令和6年度「自己点検・評価報告書」校正
令和7年3月31日	令和6年度「自己点検・評価報告書」製本

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

備付資料 39. 基礎ゼミナール、キャリア開発Ⅱ、40. キャリア開発Ⅱ、Ⅲ、69. プレカレッジ
関連、135. 自己点検・評価委員会議事録

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

(1) 本学の建学の精神「楽学」は、「学びて時に之を習う、亦た説ばしからずや。朋有り遠方より来たる、亦た楽しからずや。」(『論語』第一章学而編) から由来し、「学んだことを常に繰り返していくと、やがて自分のものとなり、自由に働きを表すようになる」という意味であり、絶えざる教育の実践と人格の練成を重視するものである。また、教育理念は、建学の精神「楽学」をもととして、「徳性の陶冶を重んじ、人間性を練り鍛える、豊かな人間形成を図る」「地域に生きて働く人材の養成」を掲げている。徳性とは、その人が持っているその人らしさを表す善き性質であり、学生自らがその徳性を自覚して、それぞれが磨き、豊かな人間形成を図る主体的な生き方を深めることである。本学の建学の精神「楽学」は、本学の教育理念を明確に示している。

(2) 「学則」第1章総則 第2条(目的及び使命)において、「本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づくとともに伝統ある高水学園の精神に則って、国家社会の有為な形成者にふさわしい一般教養と、専門的職業に重点を置く高度な知性とを修得させ、国家の福祉と人類文化の創造発展に貢献することのできる心身ともに健全な人物を育成することを目的とする。」と宣言しており、絶えざる人格の練成と教育の実践は、「教育基本法」及び「私立学校法」に基づいた公共性を有している。

(3) 建学の精神と教育理念・教育目的は、全ての教室に掲示し、日常的に意識し確認できる環境を整え、諸活動をとおして解説をしている。さらに、ステークホルダーに対しては、保護者懇談会(備付-39, 40)の折に説明を行っている。

また、包括連携協定を締結している岩国市・岩国商工会議所関係者には推進会議等において、高等学校に対しては高校訪問時や進路担当者説明会で、高校生に対してはオープンキャンパス等において、入学予定者に対しては、「プレカレッジ」(備付-69)の第1回目となる「学長講話・オリエンテーション」において表明している。

(4) (5) 本年度も、自己点検・評価活動のための全教職員参加による全体研修会(備付-135)を開催し、建学の精神・教育理念等の確認と共通理解を図り学内において共有し、点検を行っている。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

機会あるごとに、建学の精神に基づく教育理念の周知徹底を図っているが、学習成果を基盤とした教育の質の向上・改善を図るためには、建学の精神と教育理念に謳われている地域貢献

の意識を高め、教職員及び学生のボランティア精神を発揮する必要がある。三つの方針が建学の精神を具現化したものとなるよう本年度は見直し、改定を行った。定着化を図るための取り組みと検証が今後の課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

備付資料 8. 教学マネジメントに係る調査、24. 高等学校等からの意見聴取に関する調査、26. 岩国短期大学運営方針、28. 学習成果個人 Check カード、32. 就職先からの卒業生に対する評価結果、49. GPA 一覧表、51. ディプロマ・サブプリメント関連、52. 在籍率、卒業率、単位・資格取得状況、55. 実習評価一覧表、58. 保育・教職実践演習研究発表集、63. IR 推進室関連、65. 学校案内・学生募集要項、69. プレカレッジ関連、71. シラバス・学習記録、148. 岩国商工会議所連携推進委員会、150. 高大連携協定校推進会議、

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

【幼児教育科教育目的】

保育に関する実践的な知識と技能を協働的な学びの環境において主体的に習得し、課題解決能力と創造力、コミュニケーション能力を会得させ、ボランティア活動などの地域貢献をとおして敬愛の精神の練成を図り、学生自らの徳性の陶冶を通じて保育者としての使命感を持ち、社会的に有為な人物となるように教導することを教育目的とする。

(1) 「学則」第3条第2項において、幼児教育科の教育目的を「保育に関する実践的な知識と技能を協働的な学びの環境において主体的に習得し、課題解決能力と創造力、コミュニケーション能力を会得させ、ボランティア活動などの地域貢献をとおして敬愛の精神の練成を図り、学生自らの徳性の陶冶を通じて保育者としての使命感を持ち、社会的に有為な人物となるように教導することを教育目的とする。」と定めている。これは、建学の精神「楽学」の絶えざる人格の練成と教育の実践重視及び教育理念である「徳性の陶冶」「人間性を練り鍛える、豊かな人間形成を図る」「地域に生きて働く人材の養成」に基づいて定めている。

(2) 幼児教育科の教育目的は、建学の精神とともに、学生・教職員に対しては会議室、事務室、各教室に掲示し、身近に触れるように努めるとともに、「学生便覧」「キャンパスガイドブック」に掲載している。学外に対しては、「学校案内」、「学生募集要項」(備付-65)、「プレカレッジ」(備付-69)、本学の Web 上に掲載し学内外に表明している。

(3) 教育目的・達成状況については、GPA 推移(備付-49)、取得単位数、資格取得状況(備付-52)、各種表彰、実習評価(備付-55)、保育内容研究題目(備付-58)、「学習成果個人 Check カード」(備付-28)、ボランティア活動時間等を記録した「ディプロマ・サブプリメント」(備付-51)を作

成し、個々の学生の達成状況を把握している。また、年度末に科会において、IR 推進室から 2 年間の「学習成果個人 Check カード」の進捗状況が報告され、教育効果の評価を行っている。

(備付-63)

(4) 教育目的に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えているかについては、産官学連携の協定先である岩国市・岩国商工会議所、高大連携協定の締結校、卒業生の就職先からアンケート形式もしくは聞き取り調査により実施し点検している (備付-8, 24, 32, 148, 150)。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

(1) (2) 基準 I-A-1 に記述した建学の精神に基づき、基準 I-B-1 に記述した教育目的を達成するために、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得、それに伴って身につける資質・能力を「保育者としての専門的な知識と技能」「表現力とコミュニケーション能力」「責任感と協力性」「地域貢献と敬愛の精神」の 4 項目を学習成果として定めている。また、保育者としての専門的な人材に必要な具体的能力として、学習成果の 4 つの資質・能力に応じて、次の表のように 7 つの項目を設定している。

【幼児教育科の学習成果】

保育者としての専門的な知識と技能	・ 保育者としての専門的な知識や技能を習得している。 ・ 保育現場で生かす実践力が身についている。
表現力とコミュニケーション能力	・ 音楽・造形・身体表現等の基本的な技能を身につけ豊かに表現することができる。 ・ 他者との円滑なコミュニケーションを図りながら、問題を解決することができる。 ・ 社会人として求められるコミュニケーション能力や、基本的な礼儀作法を身につけている。
責任感と協力性	・ 授業や行事等に積極的にかかわり、一つの目標に向かって協働して取り組むことができる。
地域貢献と敬愛の精神	・ ボランティア活動や行事への積極的な参加をとおして地域社会に貢献することができる。

(3) 学習成果は、建学の精神や幼児教育科の教育目的と同様に「学生便覧」、「シラバス・学習記録」(備付-71)、「学習成果個人 Check カード」のトップページに、また、Web 上では「学科紹介」で表明している。さらに、高等学校には進路担当者説明会において、本学への入学希望者やその保護者に対しては、進学説明会やオープンキャンパス、入学式直後の保護者懇談会やオリエンテーションなどの機会を捉えて説明をしている。その上で、学生への周知方法として、学習成果を学内に「本学が求める学生像」として掲示している。また、学習成果を授業や行事、1・2 年生合同集会等において、建学の精神と合わせて担当教員により学生に意識づけている。

(4) 学校教育法第 108 条の「深く専門の学芸を教授・研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と規定される、短期大学の教育目的に照らして定めた学習成

果が、保育者としての職業人、地域で活躍する社会人が備えるべき資質・能力としての妥当性があるかどうかの点検は、主に、年度当初の「岩国短期大学運営方針」（備付-26）の策定や年度末の運営方針の各部署の反省総括を行うことで点検している。

〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〔基準Ⅱ-A-1 から移動（○数字も含む）〕
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
 - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〔基準Ⅱ-A-2 から移動（○数字も含む）〕
 - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〔基準Ⅱ-A-5 から移動（○数字も含む）〕
 - ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
 - ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-3 の現状>

(1) 三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の策定・公表の義務化（省令（学校教育法施行規則第 165 条の 2）改正）の方針を受け、平成 29 年度、自己点検・評価運営委員会、自己点検・評価委員会を中心に組織的に議論を重ね策定した。三つの方針は、次の表に示すように、建学の精神を基盤として、教育目的、学習成果と一体となっている。

岩国短期大学幼児教育科 ■建学の精神：「楽学」 ■教育理念：○徳性の陶冶を重んじ、人間性を練り鍛える、豊かな人間形成を図る ○地域に生きて働く人材の養成				
幼児教育科 教育目的	学習成果	卒業認定・学位授与の方針	教育課程編成・実施の方針	入学者受入れの方針
保育に関する実践的な知識と技能を協働的な学びの環境において主体的に習得し、課題解決能力と創造力、コミュニ	○保育者としての専門的な知識と技能 ・保育者としての専門的な知識や技能を習得している。 ・保育現場で生かす実践力が身についている。 ○表現力とコミュニケ	2 年間の学習をと おして卒業要件を満たし、さらに、保育者資格取得に向けて努力を行い、「教育実践力」と「人格の練成」に努めた学生に対して、社会で活躍で	建学の精神がめざす「教育実践力」と「人格の練成」に努める人材を育成するために、幼児教育科において高い専門性を習得する系統的教育	建学の精神「楽学」に基づき、「教育実践力」「人格の練成」に努める教育を展開する。幼児教育科は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得及び卒業後の社会貢献ができる人材、ま

ケーション能力を会得させ、ボランティア活動などの地域貢献をとおして敬愛の精神の練成を図り、学生自らの徳性の陶冶を通じて保育者としての使命感を持ち、社会的に有為な人物となるように教導することを教育目的とする。	ーション能力 ・音楽・造形・身体表現等の基本的な技能を身につけ豊かに表現することができる。 ・他者との円滑なコミュニケーションを図りながら、問題を解決することができる。 ・社会人として求められるコミュニケーション能力や、基本的な礼儀作法を身につけている。 ○責任感と協力性 ・授業や行事等に積極的にかかわり、一つの目標に向かって協働して取り組むことができる。 ○地域貢献と敬愛の精神 ・ボランティア活動や行事への積極的な参加をとおして地域社会に貢献することができる。	きる人材として認め、短期大学士の学位を授与する。 ◆卒業要件(略) ◆幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格要件(略) ◆成績評価の基準(略) ◆社会人・職業人としての資質・能力 ・保育者としての専門的な知識と技能 ・表現力とコミュニケーション能力 ・責任感と協力性 ・地域貢献と敬愛の精神	課程を編成する。保育者としての実践力を備えた高い専門性を身につけるために、実習や演習科目を推進する。 成績評価の方法については、学生便覧に試験及び単位認定の方法について、シラバス・学習記録に授業科目ごとの到達目標、成績評価の方法・基準について明記する。これらに基づいて科目担当教員が成績評価・単位認定を行う。 ◆基礎教養(略) ◆専門教育科目(略) ◆初年次教育(略) ◆キャリア教育(略) ◆表現力育成(略) ◆特別活動(略)	た、「保育者としての専門的知識と技能」「表現力とコミュニケーション能力」「責任感と協力性」という専門性と人間力、「地域貢献」と自分と関わる全てのものに対する「敬愛」の精神を兼ね備えた人材の育成を目標とする。 そこで、入学後の教育を踏まえ、岩国短期大学幼児教育科では次のような人の入学を求めている。 ◆関心・意欲・態度(略) ◆知識・技能(略) ◆コミュニケーション能力(略) ◆基本的な生活習慣(略)
--	--	---	--	--

(略) 部分は、後述

三つの方針は、学生便覧のP.2～3に掲載するとともに、学内(事務室前)にも掲示し学生への周知を図っている。事務室前掲示板には、学生の目に触れるように、建学の精神、学習成果とともに本学がめざす教育活動を写真等活用し、視覚的に理解できるように工夫している。また、来校者との会議を行う会議室においても同様の掲示を行っている。入学者受入れの方針は、オープンキャンパスや学校説明会での説明、学校案内等により重点的に説明を行っている。卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針は、学期初めのオリエンテーション等の機会を活用して理解を深めるようにしている。さらに、学外に対しては、Web上でも公開し、幼児教育科の学習成果を学内外に表明する機会において、三つの方針に基づく教育であることをステークホルダーに向けて発信している。

(2) 本学では、卒業要件を、「学則」第14条第1項に「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得し、かつ、第28条に定める納入金を完納した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と定め、さらに、「学則」第14条第2項には「前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。」と明記している。また、資格取得の要件は「学則」第9条に記載している。次に、卒業認定・学

位授与の方針と学習成果を示す。

<卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

2年間の学習をとおして卒業要件を満たし、さらに、保育者資格取得に向けて努力を行い、「教育実践力」と「人格の練成」に努めた学生に対して、社会で活躍できる人材として認め、短期大学士の学位を授与します。

◆卒業要件

基礎教養科目 21 単位以上、専門教育科目が 41 単位以上、合計 62 単位以上の習得を卒業要件としています。

◆幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格要件

幼稚園教諭二種免許状の取得要件は、基礎教養科目 21 単位以上と専門教育科目 57 単位以上の合計 78 単位以上を習得することとしています。保育士資格の取得要件は、基礎教養科目 21 単位以上と専門教育科目 72 単位以上の合計 93 単位以上を習得することとしています。

◆成績評価の基準

成績評価の基準については、シラバスに明記した各授業科目の成績評価の基準に基づき、筆記試験、レポート、製作物、実技等の成績や本人の学習状況、受講態度等を総合的に判定して、秀（90 点～100 点）、優（80 点～89 点）、良（70 点～79 点）、可（60 点～69 点）不可（59 点以下）の 5 段階評価としています。

◆社会人・職業人としての資質・能力

- ・保育者としての専門的な知識と技能
- ・表現力とコミュニケーション能力
- ・責任感と協力性
- ・地域貢献と敬愛の精神

<学習成果>

短期大学士には、専門性の高い職業で活躍できる専門分野の確かな知識や技能と実践力が求められます。岩国短期大学幼児教育科では、保育者としての知識、技能や実践力の習得だけではなく、社会人、職業人として活躍するための 4 つの資質・能力「保育者としての専門的な知識と技能」「表現力とコミュニケーション能力」「責任感と協力性」という専門性と人間力、「地域貢献」と自分とかわる全てのものに対する「敬愛」の精神の習得をめざします。

教育実践力と人格の練成

保育者としての専門的な知識と技能

- ・保育者としての専門的な知識と技能を習得している。
- ・保育現場で生かす実践力が身についている。

表現力とコミュニケーション能力

- ・音楽、造形、身体表現等の基本的な技能を身につけ豊かに表現することができる。
- ・他者との円滑なコミュニケーションを図りながら、問題を解決することができる。
- ・社会人として求められるコミュニケーション能力や、基本的な礼儀作法を身につけている。

責任感と協力性

- ・授業や行事等に積極的にかかわり、一つの目標に向かって協働して取り組むことができる。

地域貢献と敬愛の精神

- ・ボランティア活動や行事への積極的な参加をとおして地域社会に貢献することができる。

このように、本学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と対応している。また、卒業認定・学位授与の方針は「学生便覧」に記載し、Web 上で公開している。

卒業認定・学位授与の方針は、成績評価の基準によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、建学の精神、教育目的に対応する 4 つの資質・能力の習得に努めた学生に学位を授与す

るものとしている。短期大学士は、学校教育法の学位規則、短期大学設置基準に定められた学位である。また、幼稚園教諭二種免許状は、国の学校教区制度の根幹をなす教員免許制度に則って発行されるものであり、保育士資格は国家資格であるため、学位授与の方針は社会的・国際的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針は、年度末に教務部会、各部会、各委員会及び科会や教授会で、学習成果と照らし合わせて点検することをおして見直し、必要であれば改定を行うことにしている。本年度は見直しを行い、来年度より卒業認定・学位授与の方針を改定する予定である。

(3)「教育実践力」と「人格の練成」に努め、4つの資質・能力を備えた社会人の育成をめざす本学の卒業認定・学位授与の方針に基づく学習成果を達成するために、本学では教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、体系的で系統的な教育課程を編成・実施している。次に、本学の教育課程編成・実施の方針を示す。

＜教育課程編成・実施の方針＞

建学の精神がめざす「教育実践力」と「人格の練成」に努める人材を育成するために、幼児教育科において高い専門性を習得する系統的な教育課程を編成します。保育者としての実践力を備えた高い専門性を身につけるために、実習や演習科目を推進します。

成績評価の方法については、「学生便覧」に試験及び単位認定の方法について、シラバスに授業科目ごとの到達目標、成績評価の方法・基準について明記しています。これらに基づいて科目担当教員が成績評価・単位認定を行います。

◆基礎教養科目

社会での活動の基礎となる深い教養を身につけ、表現力やコミュニケーション能力を備え、社会的・職業的に自立できる人材の育成をめざします。具体的には、表現力や協働実践力、地域貢献の精神等を身につける「基礎科目」、社会や文化、マナー等の分野の「教養科目A」、自然、科学分野の「教養科目B」、異文化理解やコミュニケーション能力を身につける「教養科目C」があります。

◆専門教育科目

資格取得や専門性の高い保育実践力のある保育者を養成するための基礎的・実践的な科目を設置します。実習前指導や見学実習等を適切に行い「保育実習」「教育実習」の実習の充実を図ります。また、保育の現代的課題に応えるための科目を設定し、子育て支援能力等を備えた保育者の育成をめざします。

◆初年次教育

入学予定者を対象にプレカレッジを行い、短大での学習の取り組み方や保育者をめざす学生の姿勢について確認し、短期大学教育への円滑な導入を図ります。入学後は「基礎ゼミナール」や「新入生研修会」をとおして、学生生活の目標や保育者としての将来像を明確にすることをめざします。

◆キャリア教育

1年次「基礎ゼミナール」・「キャリア開発Ⅰ」、2年次「キャリア開発Ⅱ・Ⅲ」及び2年間を通じてキャリア支援センターからのガイダンス等を行い、就業力の向上と支援を行います。卒業後の早期離職防止のためのフォローアップセミナーを実施します。

◆表現力育成

保育現場での実践に深く関わる、音楽・図画工作・幼児体育の知識や技能習得の充実を図り、またそれらの基盤となる基本的な表現力を育成する「クリエイティブ・ムーブメント」の科目を設定しています。

◆特別活動

さまざまな行事や特色的な取り組みを通じて、協働実践力の醸成を図ります。

教育課程編成・実施の方針は、関係法規の改正に合わせ、教務部、各部会及び科会、教授会等

を中心として見直しを継続的に実施し、学則変更を伴う事項に関しては文部科学省・厚生労働省等に適宜届け出ている。本年度は見直しを行い、来年度より教育課程編成・実施の方針の改定を行う予定である。

(4)①入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を踏まえた4つの資質・能力に到達することが期待できる学生像として策定しており、学習成果に対応している。また、学力の三要素と本学の入学者受入れの方針の関連性について公表をしている。次に入学者受入れの方針と学力の三要素との関連性について示す。

＜入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）＞	
本学は、建学の精神「楽学」に基づき、「教育実践力」「人格の練成」に努める教育を展開します。幼児教育科は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得及び卒業後の社会貢献ができる人材、また、「保育者としての専門的な知識と技能」「表現力とコミュニケーション能力」「責任感と協力性」という専門性と人間力、「地域貢献」と自分と関わる全てのものに対する「敬愛」の精神を兼ね備えた人材の育成を目標としています。 そこで、入学後の教育を踏まえ、岩国短期大学幼児教育科では次のような人の入学を求めています。 ◆関心・意欲・態度 ・資格取得に向け、保育や子どもの教育について専門的に学び、将来保育者として社会に貢献したいという意欲のある人 ・子どもと触れ合うことを楽しみとして、明るく前向きな姿勢を持つ人 ・様々な学びや体験に積極的に取り組むことができる人 ◆知識・技能 ・音楽、造形、身体表現等の内、その特技を有した人。または、身につける意欲のある人 ・基本的な文章表現力が身につけている人 ◆コミュニケーション能力 ・自分の思いや考えを積極的に伝えることのできる人 ・他者を尊重し、コミュニケーションを図りながら協働して物事を完遂する意欲のある人 ◆基本的な生活習慣 ・挨拶や礼儀、身だしなみ等の基本的な生活習慣を身につけている人 ・2年間の学業に専念する意欲のある人 入学前に基本的に学習しておくことを期待する内容 初歩的なピアノ・造形技能、基本的な文章表現力、基本的な生活技術等 入学者選抜の方法 本学では、調査書、学力検査、小論文、面接、適性検査、志願理由書、実技等の多様な方法を活用して、入学者の資質を多角的に測り、入学者の選抜を実施します。	

求める学生像		知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 協働性
関心・意欲・態度	資格取得に向け、保育や子どもの教育について専門的に学び、将来保育者として社会に貢献したいという意欲のある人	△	△	◎
	子どもと触れ合うことを楽しみとして、明るく前向きな姿勢を持つ人	△	◎	○
	様々な学びや体験に積極的に取り組むこと	△	○	◎

	ができる人			
知識・技能	音楽、造形、身体表現等の内、その特技を有した人、または、身につける意欲のある人	◎	○	△
	基本的な文章表現が身についている人	◎	○	△
コミュニケーション能力	自分の思いや考えを積極的に伝えることができる人	△	◎	○
	他者を尊重し、コミュニケーションを図りながら協働して物事を完遂する意欲のある人	△	○	◎
基本的な生活習慣	挨拶や礼儀、身だしなみ等の基本的な生活習慣を身につけている人	○	○	○
	2年間の学業に専念する意欲のある人	△	△	◎

②入学者受入れの方針には、関心・意欲・態度に関すること、知識・技能に関すること、コミュニケーション能力に関すること、基本的な生活習慣に関すること、入学前に基本的に学習しておくことを期待する内容や入学者選抜の方法を具体的に明示している。「プレカレッジ」では、入学前から将来の進路について再確認し明確にしたうえで、入学までに知っておいてほしい内容や、必要となる知識や技能（ピアノなど）について講義・演習形式で行っている。担当教員が受講前と受講後に学習すべき内容を冊子に明記するなど、本学の学びに準じた課題等を示している。

③本学が開催する「進路担当者説明会」において、各高等学校の出席者にアンケート（備付-24）を実施し、入学者受入れの方針に関しても点検を行うようにしている。入学者受入れの方針についての変更がある場合は、入試広報センター会議で検討し教授会で審議するよう点検活動を整備している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教育の効果を図るために昨年度「学習成果個人 Check カード」の見直しを行っており、引き続き効果の査定としての有効性について検証していくことともに、新たな査定項目・方法を見つけて出すことが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

備付資料 9. 生涯学習公開講座綴、10. 生涯学習公開講座案内及び事業報告書、12. ボランティア活動、13. 宮川渙男賞、地域貢献奨励賞、16. Iwatan 親子フェスタ、17. Iwatan 親子広場、18. 保育者対象研修会

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含

む)等を実施している。

②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

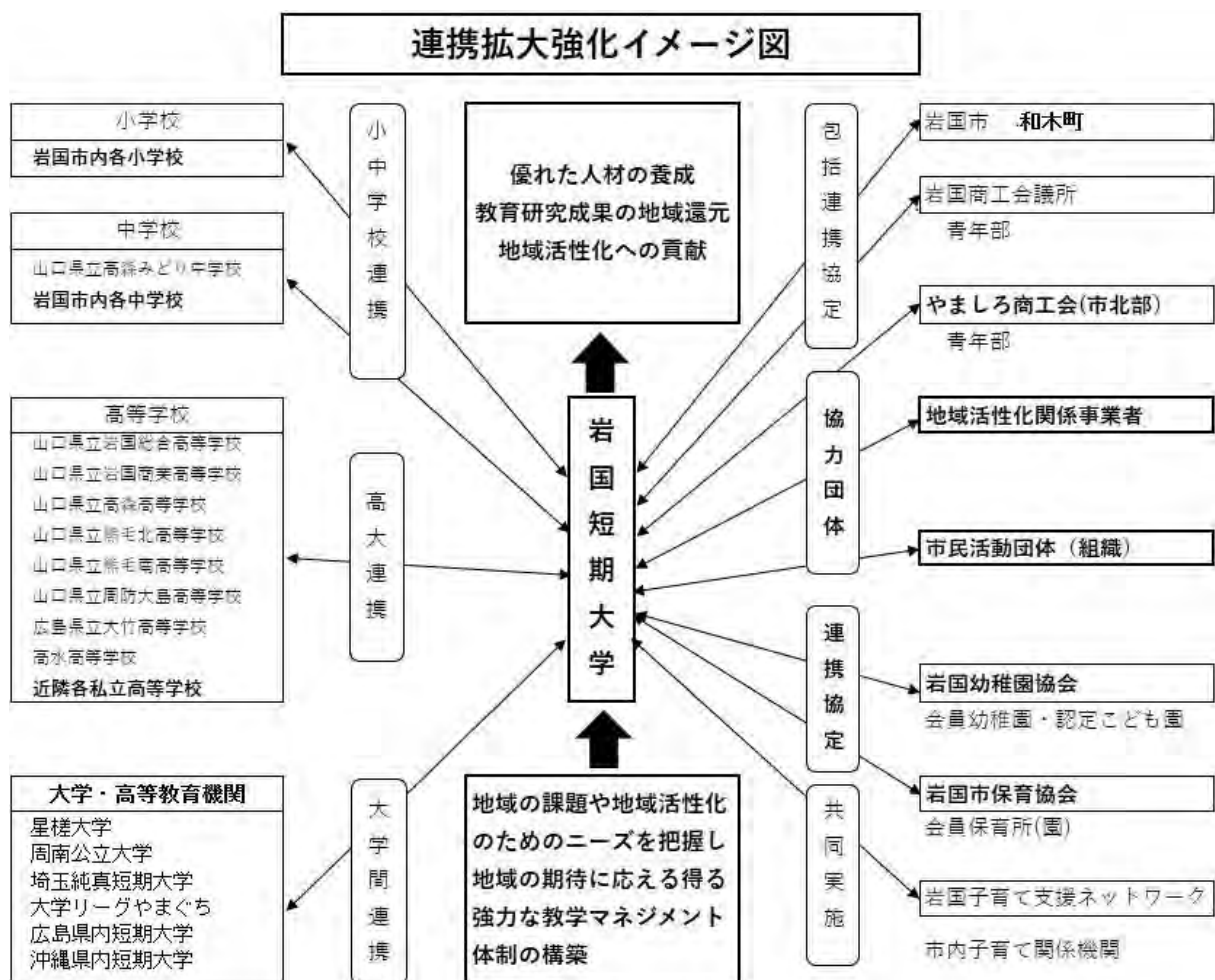
③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

(3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

(1) 本学幼児教育科は、ディプロマ・ポリシーの1項目に「社会人職業人としての資質能力」を掲げている。具体的には、「保育者としての専門的な知識と技能、表現力とコミュニケーション能力、責任感と協力性、地域貢献と敬愛の精神」を身につけた学生を社会に送り出すことをめざしている。それらの能力や資質を育むためには学内での学びにとどまることなく、地域社会とのつながりの中で地域の人々との交流を深め、地域のために積極的に貢献しようとする意欲を持った学生を育てなければならない。

本学では、岩国市及び岩国商工会議所との包括連携協定を締結して、様々な事業に相互に連携し、協力して取り組んできている。今後は、さらに連携関係を拡大強化し、岩国市周辺の自治体や商工会、その他の活動組織や団体とも連携関係を深めて学生のボランティア活動や教職員の社会貢献活動に積極的に取り組んでいきたいと考えている。



(2) ①地域市民のために、岩国短期大学域学連携プログラムとして「市民向け講座」に講師・指導者を無料で派遣し、学びの手伝いや、年間、前期と後期に分けて生涯学習公開講座を開設している（備付-9, 10）。令和6年度の実績は次のとおりである。

・市民向け講座

実績なし

講 座 名	内 容
親子でわくわく表現遊び	感覚や想像力に働きかける歌遊びを親子で楽しく体験しましょう。
自己理解講座	忙しい日々の生活の中で少し自分のことをフィードバックしてみませんか。自己開示以外で客観的自己理解の視点をご提案します。
心と体を育む伝承遊び	親子で一緒にふれあいながらできる伝承遊びを楽しみましょう。
インターネットの仕組み	インターネットでいつでも必要な情報を手に入れることができますが、その情報はどのようにして私たちの手元に届くのでしょうか。インターネットの誕生からさかのぼって、その仕組みについてお話しします。
オペラの世界をのぞいてみよう♪	「オペラ」って何？なんだか難しそう…。いいえ、そんなことはありません。今も昔も変わらない人間のドラマを描いたオペラについて、わかりやすいお話と、ソプラノ演奏を聴きながら、楽しく学びましょう。
レクリエーション活動	自然に笑顔になって、楽しい時間を過ごしましょう。簡単な運動から製作までいろいろな活動で幅広く活動します。
親子でリトミック	親子でうれしい、楽しいリトミック！を体験しましょう。
あら不思議！ 親子で楽しく科学実験	身近な物を使って好奇心や探求心を磨きましょう。
他者理解・子ども理解の難しさと重要性について	自分とは違う存在について理解することは大切です。しかし、その反面、大変な困難を伴う作業でもあります。人文科学をもとに、この問題について考えてみましょう。
花を生けてみよう！	楽しく生け花を体験して、生活の中に花を取り入れてみましょう。
身近な素材でネックレスづくり	ストローや毛糸などの身近な素材を使って、ネックレスをつくりましょう。

・生涯学習公開講座

【前期】

(単位：人)

講 座 名	参加者数
楽しい声楽～歌曲からオペラアリアまで～	20
アメリカ文化講座～英語で楽しむアメリカンカルチャー～	11
初心者のためのピアノ講座～もしもピアノが弾けたなら～	21

【後期】

(単位：人)

講 座 名	参加者数
アメリカ文化講座～英語で楽しむアメリカンカルチャー～	11
初心者のためのピアノ講座～オトナピアノ～	19

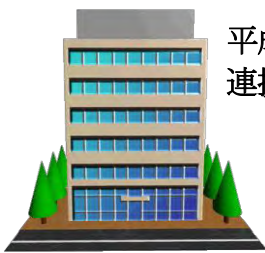
②地方公共団体、企業等との協定締結

団 体 名	名 称	締 結 日
岩国市	岩国市と岩国短期大学との地域連携及び協力に関する協定	平成 28 年 9 月 28 日 (木)
岩国商工会議所	岩国商工会議所と岩国短期大学との連携に関する協定	平成 29 年 9 月 26 日 (金)
岩国幼稚園協会 岩国市保育協会	岩国幼稚園協会及び岩国市保育協会と岩国短期大学との連携に関する協定	令和 6 年 6 月 20 日 (木)
和木町	和木町と学校法人高水学園 岩国短期大学との包括連携に関する協定	令和 7 年 2 月 26 日 (水)

岩国短期大学地域連携イメージ図

岩国市 平成 28 年 9 月
包括連携協定締結

岩国商工会議所



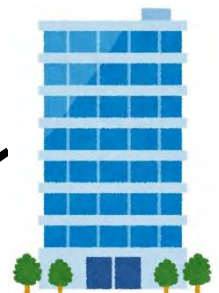
平成 29 年 9 月
連携協定締結

連携事項

- ①地域住民を対象とする事業への支援協力
- ②学生ボランティア参加
- ③幼児教育・保育に関する地域産品の開発・販売の支援
- ④その他 必要と認められる事項



岩国短期大学



連携事項

- ①教育・文化・スポーツの振興・発展
- ②子育て
- ③産業の振興
- ④まちづくり
- ⑤学術研究
- ⑥防災・自然・環境
- ⑦人材育成
- ⑧国際交流
- ⑨その他 必要と認められる事項

岩国幼稚園協会・岩国市保育協会



令和 6 年 6 月
連携協定締結

連携事項

- ①幼児教育・保育の仕事の魅力の発信
- ②質の高い保育者の養成
- ③現職保育者の資質向上
- ④学術研究
- ⑤学術研究
- ⑥人材確保
- ⑦その他 必要と認められる事項

中大・高大連携協定締結校

- ★山口県立岩国総合高等学校
- ★山口県立岩国商業高等学校
- ★山口県立高森みどり中学校・高森高等学校
- ★広島県立大竹高等学校
- ★山口県立熊毛北高等学校
- ★山口県立熊毛南高等学校
- ★山口県立周防大島高等学校

地域・社会の地方公共団体との連携は、平成 28 年 9 月に岩国市との包括連携協定を締結し（備付-規程集 22）、あわせて連携推進会議の設置及び運営に関する規程（備付-規程集 23）も定

めた。両機関(岩国短期大学及び岩国市)が包括的な連携・協力により、相互に協力し、個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することとしている。具体的な連携協力の内容は次のとおりである。

- ①教育・文化・スポーツの振興・発展に関すること
- ②子育て支援に関すること
- ③産業の振興に関すること
- ④まちづくりに関すること
- ⑤学術研究に関すること
- ⑥防災、自然・環境に関すること
- ⑦人材育成に関すること
- ⑧国際交流に関すること
- ⑨その他、両機関が必要と認める事項

協定締結後は、本学が行う生涯学習公開講座や地域の子育て世代を対象にしたイベント等、岩国市と協力し実施できている。連携協力の内容に沿って、岩国市のそれぞれの担当課との協力している。岩国市の検討会議や推進会議への教員の派遣や、各行事の連携開催のほか、例年、岩国市長を客員教授として迎え、特別講義も実施している。

岩国市教育委員会とは、平成2年度から生涯学習公開講座を共催事業として行っている。また、生涯学習課、学校教育課などとの連携をもとに、出前授業に取り組み、市内だけでなく近隣地域の中学校の学校訪問なども受け入れている。さらに、岩国短期大学と岩国市こども支援課の両機関がそれぞれ単独に実施してきた「保育者対象研修会」は平成30年度から共同開催としている。

さらに、平成29年9月に、岩国商工会議所との連携に関する協定を締結し(備付-規程集24)、同様に、連携推進委員会の設置及び運営に関する規程(備付-規程25)も定めた。両機関(岩国短期大学及び岩国商工会議所)の連携・協力により、教育、文化、商業、工業、観光等の分野において地域社会の発展と教育の深化充実を図っている。

主な連携内容は次のとおりである。

- ①岩国短期大学が行う地域住民を対象とする事業等への物的資源等の提供
- ②岩国商工会議所が主催または共催する地域イベント等への学生のボランティア参加
- ③幼児教育及び保育に関する商品開発等における学生及び教員の協力
- ④その他、目的を達成するために必要と認められる事項

協定締結後は、岩国商工会議所が主催する「岩国祭」への学生のボランティア参加や岩国短期大学が中心となっていく「Iwatan 親子フェスタ」への販売ブースの設置など連携してきている。「岩国祭」においては、子どもたちとその家族と一緒に楽しめるブースの出展をしているが、今年度は学校行事と重なったため、学生のボランティアという形で参加をした。「Iwatan 親子フェスタ」は、本年度は、本学内で親子385組1310名の参加で開催した。

また、違う視点で、岩国沖縄ラインの開通により、学生誘致と観光PRという視点からも連携を図っているところである。

一方、未来を担う生徒のキャリア教育充実のために高等教育機関として地域貢献をしていくために、同学園内の高水高等学校以外に、近隣の高等学校と次のように高大連携協定を締結してきている。

- ・平成27年度山口県立岩国総合高等学校(備付-規程集29,30)
- ・平成27年度山口県立岩国商業高等学校(備付-規程集31,32)
- ・平成28年度山口県立高森みどり中学校・高森高等学校(備付-規程集33,34)
- ・平成29年度広島県立大竹高等学校(備付-規程集35,36)
- ・平成30年度山口県立熊毛北高等学校(備付-規程集37,38)
- ・令和3年度山口県立熊毛南高等学校(備付-規程集41,42)
- ・令和3年度山口県立周防大島高等学校(備付-規程集43,44)

岩国短期大学

本年度はさらに、岩国幼稚園協会及び岩国市保育協会と、令和6年6月20日に協定を締結し（備付-規程集 45）、同様に、連携推進委員会の設置及び運営に関する規程（備付-規程集 46）も定めた。岩国幼稚園協会、岩国市保育協会、岩国短期大学の三者が連携協力して、岩国地域の子育て環境の充実と発展に寄与することとしている。具体的な連携協力の内容は次のとおりである。

- ①幼児教育・保育の仕事の魅力の発信に関すること
- ②質の高い保育者の養成に関すること
- ③現職保育者の資質向上に関すること
- ④学術研究に関すること
- ⑤保育者の人材確保に関すること
- ⑥そのとき必要と認める事項

本年度は、連携推進会議を二回開き、上記の内容について現状報告や課題の共有、協力内容についての意見交換を行った。岩国短期大学からは、「高校生のための保育職インターンシップについて」という取り組みについて提案をしたところである。

質の高い保育者の養成、現職保育者の資質向上、保育者の人材確保については、直近の課題と思われるため、今後の実践的な取組につながるような連携が必要である。

・客員教授等特別講義実施記録

年 度	月 日	公職・氏名	講 義 題
平成 26 年度	5 月 30 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市の子育て支援
	11 月 28 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	若者に魅力のある岩国市のまちづくり
平成 27 年度	6 月 5 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市今年度のまちづくり
平成 28 年度	5 月 27 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市今年度のまちづくり
平成 29 年度	5 月 25 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市今年度のまちづくり
	11 月 20 日 (金)	岩国市教育長 佐倉弘之甫	夢がふくらむ幼児教育 ～かけがえのない子どもたちの 未来が輝く～
平成 30 年度	5 月 25 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市今年度のまちづくり
	11 月 9 日 (金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団専務理事 白木 勲	明るく 広く 温かく
令和元年度	5 月 31 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市のまちづくり
	11 月 8 日 (金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団理事長 白木 勲	豊かな心は日々の生活から
令和 2 年度	5 月 29 日 (金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市のまちづくり

岩国短期大学

	11 月 6 日(金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団理事長 白木 勲	幸せを生み出す心
令和 3 年度	5 月 14 日(金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市のまちづくり
	11 月 5 日(金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団理事長 白木 勲	心の持ち方は明日へのかけ橋
令和 4 年度	4 月 22 日(金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市のまちづくり
	11 月 25 日(金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団理事長 白木 勲	プラス思考は心の栄養
令和 5 年度	5 月 21 日(金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市のまちづくり
	11 月 24 日(金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団理事長 白木 勲	人の心は十人十色
令和 6 年度	4 月 26 日(金)	岩国市長 福田 良彦	岩国市のまちづくり
	11 月 22 日(金)	(公財)岩国市文化芸術 振興財団理事長 白木 勲	笑顔と感謝と思ひやり

※公職については当時のものを記す。

・教育機関との協定締結

団 体 名	名 称	締 結 日
山口県立岩国総合高等学校	岩国短期大学と山口県立岩国総合高等学校との高大連携事業に関する協定	平成 27 年 4 月 28 日(火)
山口県立岩国商業高等学校	岩国短期大学と山口県立岩国商業高等学校との高大連携事業に関する協定	平成 28 年 1 月 19 日(火)
山口県立高森みどり中学校・高森高等学校	岩国短期大学と山口県立高森みどり中学校・山口県立高森高等学校との中大・高大連携事業に関する協定	平成 29 年 3 月 24 日(金)
広島県立大竹高等学校	岩国短期大学と広島県立大竹高等学校との高大連携事業に関する協定	平成 29 年 4 月 27 日(木)
山口県立熊毛北高等学校	岩国短期大学と山口県立熊毛北高等学校との高大連携事業に関する協定	平成 30 年 12 月 12 日(水)
学校法人高水学園高水高等学校	岩国短期大学と高水高等学校との高大連携事業に関する協定	令和 2 年 6 月 12 日(金)

岩国短期大学

山口県立熊毛南高等学校	岩国短期大学と山口県立熊毛南高等学校との高大連携事業に関する協定	令和4年3月23日(水)
山口県立周防大島高等学校	岩国短期大学と山口県立周防大島高等学校との高大連携事業に関する協定	令和4年3月24日(木)

③本学の教育方針の一つとして位置づけている地域貢献活動は、学生の通学している地域や関連する諸団体からの依頼に、学校行事等を考慮しながら迅速に学生に情報を伝えるとともに参加を促している(備付-12)。

ボランティア活動への参加が顕著な学生には、平成24年度より、本学創立者宮川澳男先生の「徳性の陶冶」の教育理念を顧み、学生がボランティア活動を通じて地域・社会に貢献することを推奨する目的として宮川澳男賞、さらに平成25年度から、地域貢献奨励賞を創設した(備付-13)。今年度は、学位記授与式において宮川澳男賞2名、地域貢献奨励賞として16名表彰している。

・令和6年度 教職員出前授業・地域ボランティア活動

活 動 名	内 容	月 日	担当教職員
山口県立岩国総合高等学校 高大連携プログラム出前授業	保育者のよろこび	6月11日(火)	佐々木
山口県立岩国商業高等学校 高大連携プログラム出前授業	からだほぐし運動	6月17日(月)	西 本
山口県立岩国総合高等学校 高大連携プログラム出前授業	ことばで遊ぼう	6月18日(火)	宮 下
山口県立岩国総合高等学校 高大連携プログラム出前授業	表現ワークショップ	7月9日(火)	朝 倉
山口県立岩国総合高等学校 高大連携プログラム出前授業	イラストを描こう	7月9日(火)	鷺 崎
星槎国際高等学校 広島学習センター 高大連携プログラム出前授業	わくわく音楽遊び	8月27日(火)	井 上
山口県立田布施農工高等学校 高大連携プログラム出前授業	ことばで遊ぼう	9月10日(火)	宮 下
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	ことばで遊ぼう	9月13日(金)	宮 下
山口県立熊毛南高等学校 高大連携プログラム出前授業	「なぜ？」を大切に	9月17日(火)	水鶏口
山口県立熊毛南高等学校 高大連携プログラム出前授業	保育者のよろこび	9月24日(火)	佐々木
山口県立みどり中学校 出前授業	表現ワークショップ	9月24日(火)	朝 倉
山口県立田布施農工高等学校 高大連携プログラム出前授業	イラストを描こう	9月24日(火)	鷺 崎

岩国短期大学

山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	わくわく音楽遊び	9月27日(金)	井 上
広島県立大竹高等学校 高大連携プログラム出前授業	イラストを描こう	9月30日(月)	鷺 崎
山口県立熊毛南高等学校 高大連携プログラム出前授業	からだほぐし運動	10月 1日(火)	西 本
山口県立田布施農工高等学校 高大連携プログラム出前授業	「なぜ？」を大切に	10月 1日(火)	水鶏口
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	描画から見える子どもの ところ	10月11日(金)	荒 谷
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	からだほぐし運動	10月18日(金)	西 本
山口県立岩国総合高等学校 高大連携出前授業	描画から見える子どもの ところ	10月22日(火)	荒 谷
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	「こども」を理解するとい うこと	10月25日(金)	船 原
山口県立田布施農工高等学校 高大連携プログラム出前授業	からだほぐし運動	10月29日(火)	西 本
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	「歌う」ってやっぱり 楽しい！	11月 1日(金)	赤 川
山口県立岩国総合高等学校 高大連携プログラム出前授業	「歌う」ってやっぱり 楽しい！	11月 5日(火)	赤 川
広島県立大竹高等学校 高大連携プログラム出前授業	保育者のよろこび	11月11日(月)	佐々木
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	「なぜ？」を大切に	12月 3日(火)	水鶏口
山口県立高森高等学校 高大連携プログラム出前授業	イラストを描こう	12月 6日(金)	鷺 崎
広島県立大竹高等学校 高大連携プログラム出前授業	わくわく音楽遊び	12月 9日(月)	井 上
山口県立高森みどり中学校 出前授業	保育者のよろこび	12月10日(火)	佐々木
山口県立熊毛北高等学校 高大連携プログラム出前授業	「歌う」ってやっぱり 楽しい！	1月20日(月)	赤 川
山口県立新南陽高等学校 高大連携プログラム出前授業	わくわく音楽遊び	2月13日(木)	井 上
山口県立新南陽高等学校 高大連携プログラム出前授業	「なぜ？」を大切に	2月12日(水)	水鶏口
岩国駅学生作品展示プロジェクト	学生作品の設置	年 間	佐々木 井 上 西 本 鷺 崎

岩国短期大学

・令和6年度 学生ボランティア活動

活動名及び内容	主 催	活動場所	月 日	参加人数
すくすくフェスタ in わき	すくすくフェスタ 実行委員会	和木町保健相談 センター	6月1日(土)	4
岩国フレンドシップフ リーマーケット	岩国市文化スポ ーツ課	アタゴスポーツ コンプレックス	6月23日(日)	5
人絹町 土曜夜市	人絹町商工連盟	東地区 人絹町	7月20日(土)	2
子ども食堂 おひさまカフェ	おひさまカフェ	玖珂小学校	7月20日(土)	1
「親子で一日アドベン チャー」事前打ち合わせ	岩国短期大学	岩国市錦町	8月8日(木)	9
「親子で一日アドベン チャー」Aコース	岩国短期大学	岩国市羅漢高原	9月8日(日)	5
体操教室	玖珂こどもの館	玖珂こどもの館	9月29日(日)	4
「親子で一日アドベン チャー」Bコース	岩国短期大学	岩国市錦町	10月6日(日)	10
体操教室	玖珂こどもの館	玖珂こどもの館	10月13日(日)	1
岩国祭り	岩国商工会議所	麻里布第三街区 公園	10月20日(日)	5
YOU・ゆう・フェスタ	フェスタ実行委員 会	潮風公園 みな とオアシスゆう	10月26日(土)	4
「親子で一日アドベン チャー」Cコース	岩国短期大学	岩国市錦町	11月2日(土)	4
川西保育園創立75周年記 念 親子フェスティバル	川西保育園	川西保育園	11月2日(土)	4
体操教室	玖珂こどもの館	玖珂こどもの館	11月3日(日)	6
体操教室	玖珂こどもの館	玖珂こどもの館	11月10日(日)	3
学校案内 パンフレット撮影	岩国短期大学	ふくろう公園 岩国中央幼稚園	11月18日(月)	6
岩国中央幼稚園 お遊戯 会	岩国中央幼稚園	岩国中央幼稚園	11月30日(土)	3
子ども食堂 おひさまカフェ	おひさまカフェ	玖珂小学校	12月21日(土)	3
2025 二十歳のつどい 実行委員	岩国市教育委員会 生涯学習課	岩国市民文化会 館	1月12日(日)	4
「はたちの献血」 キャンペーン	岩国地域献血推進 協議会	フレスタモール カジル岩国	1月26日(日)	2
和木こども園 お楽しみ鑑賞会	和木こども園	和木こども園	2月10日(月)	4

また、平成23年度より、岩国短期大学幼児教育科と岩国幼稚園協会、岩国市保育協会、岩国市保

岩国短期大学

健センター、独立行政法人国立病院機構岩国医療センターと連携・協力し、「岩国子育て支援ネットワーク（Iwatan 子育て愛ねっとアカデミー）」を設立している。そして、岩国短期大学内に事務局を置き、子育て支援事業を展開し、主な事業内容は次のとおりである。

- ・「保育者対象研修会」（年 2 回）（備付-18）
- ・「Iwatan 親子広場」（年 6 回）（備付-17）
- ・「Iwatan 親子フェスタ」（3 月）（備付-16）

本学を会場とする「保育者対象研修会」は、全学生及び全教員も受講し、2 回実施した。「Iwatan 親子広場」は、講師を本学教員が担当し、1 年生は全員分担してボランティアスタッフとして参加して実施した。3 月に行う「Iwatan 親子フェスタ」は、全学生及び全教員が取り組むだけでなく、担当職員も計画・準備に積極的にかかわり、前日準備・当日には、全職員が参加し地域貢献に努めて実施した。

・令和 6 年度「Iwatan 親子広場」実施状況及び参加者数

回	月日及び講師	講 座 名	学生ボランティア (人)	参加 親子 (組)	保護者 (人)	子ども (人)	合計 (人)
1	5 月 11 日 (土) 10:00～11:30 講師：岩国短期大学 西本 裕子 赤川 優子	走って、跳んで！ 楽しい運動遊び	10	9	13	15	28
2	6 月 15 日 (土) 10:00～11:30 講師：岩国短期大学 朝倉 なぎさ 宮下 小百合	親子でワクワク 表現遊び ～なりきり遊びを 楽しもう～	10	18	21	31	52
3	7 月 6 日 (土) 10:00～11:30 講師：岩国短期大学 井上 美佳 佐々木和美	親子 de リトミック	8	18	22	32	54
4	8 月 4 日 (日) 10:00～11:30 講師：岩国短期大学 水鶏口 陽一 佐々木 和美	「えーどうし て？」 親子で楽しむ 科学実験	9	18	30	30	60
5	9 月 21 日 (土) 10:00～11:30 講師：岩国短期大学 荒谷 容子 舩原 将太	ようこそ絵本の 世界へ	8	17	23	34	57
6	10 月 20 日 (日) 10:00～11:30 講師：岩国短期大学 井上 美佳 鷺崎 公彦	描く・切る・貼るを 楽しもう	5	16	20	27	47
合 計			56	56	62	78	140

(3) 本年度、地域・社会への貢献について新たな取組を行った。広島広域都市圏地域貢献人材育

成支援事業である「錦川清流線と錦川流域における地域資源の活用による子育て世代を支援する新たな観光イベントの開発と地域活性化への取り組み」をテーマとする教育研究活動に基づいて、「親子で一日アドベンチャー」の企画実施に取り組み、産学官連携システムの構築をめざした。

イベント概要としては、参加対象を3歳から小学校3年生までの親子を対象としたアドベンチャーツアーを3回企画し、ねらいを「子どもたちが自然体験で五感を感じられる遊びを楽しく行う」として実施した。

Aコース 令和6年9月8日(日)「とことこトレインと羅漢高原アクティビティ」

Bコース 令和6年10月6日(日)「里山の恵み収穫体験と宝探し」

Cコース 令和6年10月26日(土)「週末ぶら〜り！秋の味覚と木工体験」

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題＞

包括連携を結んでいる岩国市、和木町、岩国商工会議所、岩国幼稚園協会及び岩国市保育協会とは、それぞれ年に1～2回連携推進会議を開き、取組に対しての成果や課題を持ち寄り、次年度の取り組みにつなげている。本年度は、新たに広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業に取り組んだことにより、地域活性化のための事業提案ができたと考える。

今後の課題としては、「学生が主体的に取り組み、地元の方と意見交換ができる時間をつくる」「地域が地元の良さを再確認し、自主財源を生み出すシステムを考える」「得られた地域の魅力や知識、地域とのつながりを活性化させる」などがあげられる。今後さらに、情報共有の連携を図りながらどのような取り組みができるのか相互に提案していくことが必要である。

また、学生のボランティア活動や教職員の社会貢献活動について、各団体や地域から多くの期待も寄せられている。その中で幼児教育科の特色を生かした活動内容の精選や活動に係る経費の確保も課題である。

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準 I-D 内部質保証〕

＜根拠資料＞

備付資料 24. 高等学校等からの意見聴取に関する調査、26. 岩国短期大学運営方針、96. 授業評価アンケート集計結果及び授業評価報告書、109. 授業相互参観報告書

〔区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

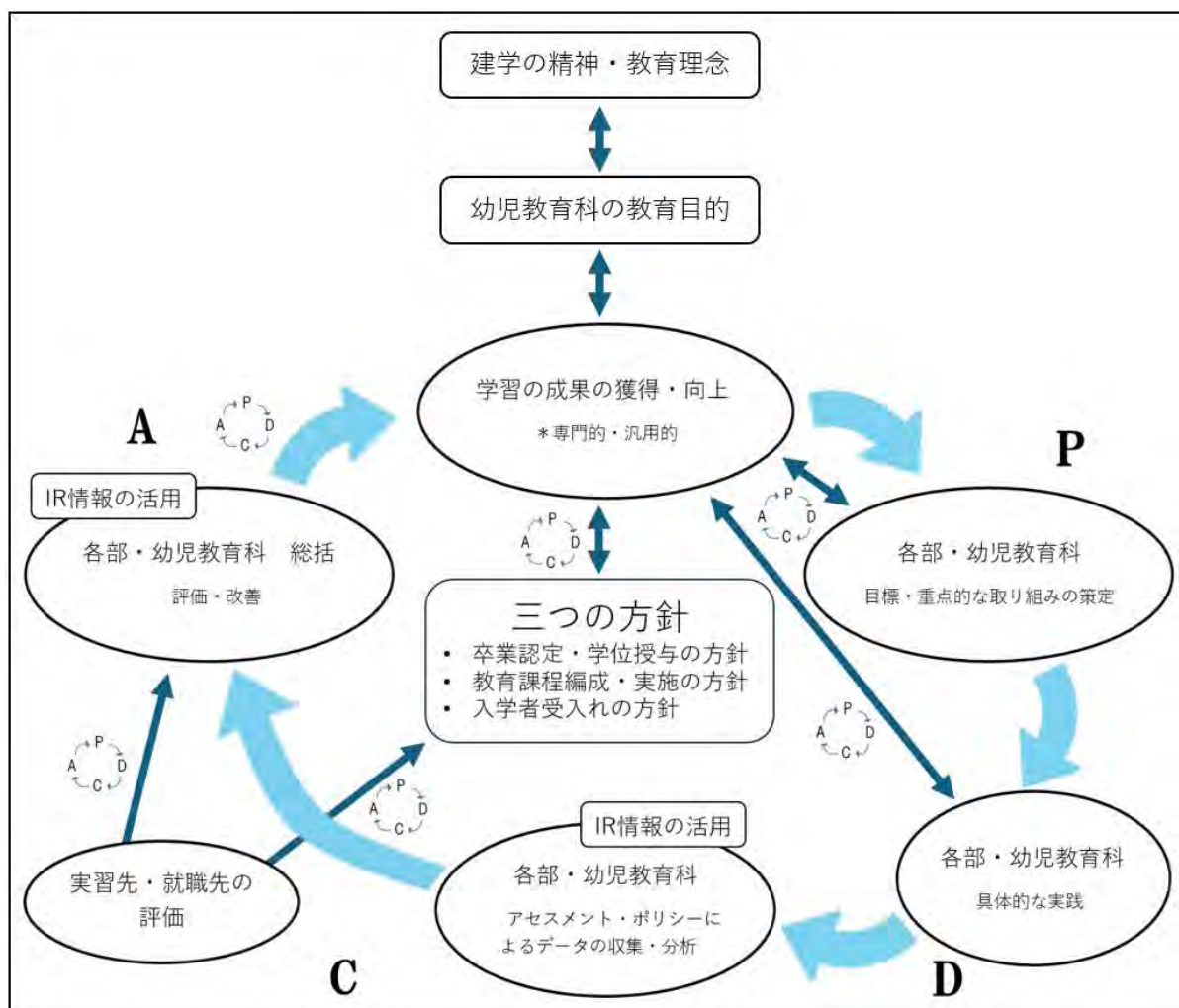
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-D-1 の現状＞

(1) 本学は、「岩国短期大学自己点検・評価指針」(平成9年度岩国短期大学自己点検・評価報告書P.82、平成5年1月13日制定)制定以降改定を重ね、現在、「岩国短期大学自己点検・評価実施規程」「岩国短期大学自己点検・評価運営委員会規程」「岩国短期大学相互評価実施規程」

「岩国短期大学認証評価実施規程」を定め、自己点検・評価に関する規程を整備している。自己点検・評価の運営は、自己点検・評価活動の全体統轄をし、自己点検・評価に関する円滑な運営及び連絡調整にあたり、自己点検・評価委員会を開催している。組織及び構成員は、基礎資料編（P. 14～16）に記述しているとおり、整備している。



(2) 本学は、学科をはじめとする教育活動組織ならびに校務分掌組織が、(1) の表のように PDCA サイクルを用いて自己点検・評価活動に取り組んでいる。また、自己点検・評価活動を具体的に実施するために、「岩国短期大学運営方針」（備付-26）を作成し、年度末に各部署の総括をまとめ、次年度の改善に資するように努めている。

(3) 各年度の「自己点検・評価報告書」は、自己点検・評価運営委員会や自己点検・評価委員会が中心となり作成し、Web 上で公表している。

(4) 自己点検・評価運営委員会や自己点検・評価委員会は、学内の各運営組織の責任者によって構成され、自己点検・評価活動に携わる専門委員会を擁している。各専門委員会は、教職員それぞれが所属する学内運営組織をそのまま組織化したものであり、自己点検・評価の活動内容は、全教職員に周知され、全教職員が自己点検・評価活動に関与している。

また、「岩国短期大学運営方針」の立案、反省総括を組織的に行っており、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

(5) 毎年 6 月に実施している高等学校進路担当者説明会では、本学の取り組みについて出席者に Web も併用したアンケートを実施し、意見を聴取している（備付-24）。アンケート集計結果から、高等学校の進路担当者は、本学の教育活動の特色について理解し、好意的に受け止めている様子が読み取れた。また、本年度は、高大連携協定推進校のうち 6 校の生徒に対して、志願動向

のアンケートを実施し、その結果から 4 年制大学志向の傾向を見ることができた。今後の学生募集の課題である。

(6) 日常的に自己点検・評価を行った結果は、年度ごとの「自己点検・評価報告書」に記録し今後取り組むべき課題を明らかにするなどして、改革・改善に活用している。また、認証評価の結果についても活用している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-D-2 の現状>

(1) 学習成果の評価の査定については、岩国短期大学アセスメント・ポリシー規程においてその目的、達成すべき質的水準及び具体的な方法を定めている。本学アセスメント・ポリシーは、教育の効果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針に基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で学習成果を評価することとしている。各レベルにおける評価指標は次のとおりである。

・岩国短期大学アセスメント・ポリシー

	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
	アドミッション・ポリシーを満たしているか	カリキュラム・ポリシーに則って学習が進められているか	ディプロマ・ポリシーを満たしているか
機関レベル (短大全体レベル)	- 各種入学試験 - 調査書等の記載内容 - 面接・志願理由書等		- 高等学校等からの意見聴取に関する調査結果 - 就職先からの卒業生に対する評価結果 - 卒業生アンケートの調査結果 - 教学マネジメントに係る調査 - 保護者アンケート
教育課程レベル (学科レベル)		- GPA 分布 - 取得単位数 - 学習成果指標付カリキュラム・マップ - ボランティア活動状況 - 実習評価 - 学習成果個人 Check カード - 学生満足度調査 - 中途退学率 - 保育・教職実践演習研究発表集 「保育・教職実践演習」研究発表ルーブリック - 幼児教育科教育活動自己点検・評価表	- GPA 分布 - 単位取得率 - 学位取得率 - 資格取得率 - シラバス・学習記録 - 学習成果個人 Check カード - 就職率 - ディプロマ・サブリメント
科目レベル		成績評価	

(授業・科目レベル)		・授業評価アンケート ・シラバス・学習記録	
------------	--	--------------------------	--

(2)(3) アセスメント・ポリシーの正当性や有効性等についての点検は、自己点検・評価運営委員会や自己点検・評価委員会が中心となって行っている。アセスメント・ポリシーは、本学の教育の質を保証し、さらなる向上・充実を図るためのものである。客観的な査定ができるよう、できるだけ数値目標を設定することで、PDCA サイクルによる自己点検・評価に繋げている。授業ごとの査定方法については、授業担当者が、ピア・レビュー（備付-109）や学生の授業評価（備付-96）等の実施、さらには、各授業でのフィードバックを実施することで評価・改善を行っている。

(4) 本学では、教育の質を保証するために、学校教育法、短期大学設置基準、学科の免許・資格に関わる規則等の変更を適宜確認し、法令遵守に努めている。法改正等による変更の必要性が生じた場合には、速やかに、運営協議会、教授会の審議を経て、理事会に報告し、法令の遵守に努めている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

自己点検・評価の活動は、本学の建学の精神、教育目的に基づいた教育活動の取り組みの成果を検証し、改善に繋げるための作業であり、教育の内部質保証を担保するためには不可欠との認識を学内で共有している。本年度は、IR 推進室で、必要なデータを集約・分析し、改善の方向をさぐった。今後も、アセスメント・ポリシーを十分に機能させ、エビデンスに基づく評価を行うために、IR 推進室の取り組みを推進していく必要がある。また、高等学校関係者からのアンケート結果を踏まえた学生募集の課題も浮かび上がったように、個々の部署のデータを集約し効果的に改善に結び付ける工夫が必要である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特記事項なし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

備付資料 31. 基礎教養科目成績評価・自己評価一覧、32. 就職先からの卒業生に対する評価結果、33. 就職ナビ関連、36. 就職の手引き、37. キャンパスガイドブック、38. ようこそ先輩！保育実践力養成講座、39. 基礎ゼミナール、キャリア開発Ⅰ、40. キャリア開発Ⅱ、Ⅲ、47. フォローアップセミナー関連、52. 在籍率、卒業率、単位・資格取得状況、61. 「お店屋さんごっこ」ルーズブック、64. 卒業生アンケートの調査結果、69. プレカレッジ関連、70. 教務部オリエンテーション資料、78. 進路希望調査、97. 学生進路一覧、96. 授業評価アンケート集計結果及び授業評価報告書、102. 非常勤教員合同会議、109. 授業相互参観報告書

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業判定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

(1) 本学では、卒業要件を、「学則」第14条第1項に「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得し、かつ、第28条に定める納入金を完納した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と定め、さらに、「学則」第14条第2項には「前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。」と明記している。また、資格取得の要件は「学則」第9条に記載している。

◆卒業要件

基礎教養科目 17 単位以上、専門教育科目が 45 単位以上、合計 62 単位以上の習得

◆幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格要件

幼稚園教諭二種免許状の取得要件は、基礎教養科目 17 単位以上と専門教育科目 56 単位以上の合計 73 単位以上の習得。保育士資格の取得要件は、基礎教養科目 17 単位以上と専門教育科目 71 単位以上の合計 88 単位以上の習得

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件については、「学生便覧」に明記し、オリエンテーション時に周知している。また、全科目を卒業、免許状、資格要件ごとに分類し、各期、年次順に明記した「履修マップ」(備付-70)をオリエンテーション時に配付し、見通しを持って履修できるよう配慮している。本学は、年間において履修できる単位数の上限(CAP制)を定めており、学生は必要な学習時間を確保することができるとともに、各期、年次にわたって適切にバランスよく授業科目を履修することができる。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与の適切な運用については、学期ごとに教務部で点検すると共に、クラス顧問と連携して学生一人一人について確認を行っている。また、年度末に教務部会、各部会、各委員会及び科会や教授会で、学習成果と照らし合わせて点検することをおして見

直し、必要であれば改定を行うことにしている。本年度は、運営方針の変更を受け、来年度より三つの方針の改定を行うため、点検を強化する必要がある。

(4) 本学は進級規程を設けていない。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
- ③ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ④ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ⑤ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
- (3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

(1)①本学は、「教育実践力」と「人格の練成」に努め、4つの資質・能力を備えた社会人の育成をめざす本学の卒業認定・学位授与の方針に基づく学習成果を達成するために、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、必修科目及び選択科目を各年次に配当し、体系的に編成しており、全授業科目が学習成果に対応している。また、授業期間を厳正に定め、成績評価基準等を明示している。

(1)②本学は幼稚園教諭免許状、保育士資格取得による専門性の高い職業で活躍できる学生を養成しており、そのための専門的な科目を中心に教育課程を編成している。国家資格として国で定められた科目を中心に、内容を踏まえながら編成するだけでなく、本学の運営方針に基づいた独自科目を開発し、設置している。保育・教育に関する環境は年々大きく変化しており、地域や就職先からのアンケート等を基に動向を探り、適宜授業科目の新設、内容の改定などを行っている。

(1)③本学の「シラバス・学習記録」は、学習成果、授業内容・計画、授業時間外の学習の内容と学習時間の目安、授業時間数、成績評価の方法・基準、テキスト・参考文献等について記載しているほか、到達目標（その授業をとおして獲得をめざす知識・技能・態度）については、学生自身が自己評価できるようにしている。また、課題・試験についてのフィードバック、ナンバリング、学習成果と授業科目との関連、アクティブ・ラーニングの要素を含む授業形態、実務経験のある教員の担当科目、オープン教材による学習についての明記もしている。

(1)④学生による授業評価（備付-96）は、全ての教員が年1回実施している。教員は授業評価の結果を受けて、授業改善のための報告書を作成するとともに次年度の授業改善に役立てている。授業評価はWeb上でも公開している。

(1)⑤「基礎ゼミナール」「キャリア開発Ⅰ」「キャリア開発Ⅱ」「キャリア開発Ⅲ」「保育・教職実践演習（幼稚園）」「音楽Ⅰ～Ⅳ」「保育内容指導法（表現Ⅱ）」等のオムニバスで行う授業科目では、授業担当者間で随時打ち合わせや確認を行っている。特に、音楽（ピアノ実技）は、専任

教員 2 名、非常勤講師 4 名が担当しているため、定期的に音楽会議を開催し、そこに教務部長及び事務長が出席し、授業の進め方や評価方法等の意思の疎通、協力・調整を図っている。

また、FD 活動の一つとして全教員が前・後期の年間 2 回以上ピア・レビュー（備付-109）を実施し、各教員の主たる教授領域を越えて他の教科の授業参観をすることで、授業方法に関する知識や技術を共有したり、授業内容の調整を行ったりしている。

非常勤講師に対しては、年度当初の「非常勤教員合同会議」（備付-102）を開催したり、非常勤講師の第 1 回目の授業の際、専任教員が学生に紹介を行う場を設定したりしている。また、クラス顧問と非常勤講師の意志疎通を図るための「学生支援カード」を利用し、協力・調整に努めている。

(2) 関係法規の改正に合わせ、教務部、各部会、及び科会、教授会等を中心として教育課程の見直しを継続的に実施し、学則変更を伴う事項に関しては文部科学省・厚生労働省等に適宜届け出ている。また、月 1 回の運営協議会において、各部・委員会より提案のあった内容を検討し、場合によっては見直しを行っている。また、教務部は部会において定期的に見直しを行い、科会、教授会などで提案、審議等を行っている。また、年度末の反省総括を踏まえ、全体で調整したうえで次年度の計画時に教育課程の編成、見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

(1) 本学は、「学則」第 2 条において、その目的及び使命を定めている。その中で、「国家社会の有為な形成者にふさわしい一般教養と、専門的職業に重点を置く高度な知性とを修得」させることを目的として掲げている。

本学の教養教育は、社会での活動の基礎となる深い教養を身につけ、表現力やコミュニケーション力を備え、社会的・職業的に自立できる人材の育成をめざし、基礎科目と教養科目で教育課程を編成している。昨年度より、本学独自のリベラルアーツ教育を充実させることを目的に、幅広い分野での教養科目を新設するなどして内容の見直しを行った。これまでの「教養科目 A」「教養科目 B」「教養科目 C」の区分をはずし、「表現力」「コミュニケーション能力」「協働実践力」「マナーの習得」「文化、社会に対する理解」「自然、科学分野についての理解」「異文化理解、異文化コミュニケーション能力」について、各科目において養うこととした。

・卒業に要する取得単位数

授 業 科 目		単 位	
基礎教養科目	基礎科目	15 単位	合計 62 単位以上
	教養科目	2 単位以上	
専門教育科目		45 単位以上	

基礎科目では、1 年次前期に「基礎ゼミナール」（備付-39）を開講し、例年は本学近隣の幼稚園児を招き「お店屋さんごっこ」（備付-61）に取り組んでいる。また、1 年次に開講される「クリエイティブ・ムーブメントⅠ・Ⅱ」は、さまざまなワークショップ等をとおして、自己表現の方法や意義、コミュニケーション能力の向上をめざした本学独自の科目である。また、1 年次「特別活動Ⅰ」、2 年次「特別活動Ⅱ」においては、新入生研修会、クリーンプロジェクト、大学祭、ウィンターコンサート等の各種行事や 1・2 年生合同集会への参加、企画運営をとおして協調性や主体性を養っている。本年度は、「特別活動Ⅰ・Ⅱ」において異文化理解関連授業を設

けた。

教養科目は、「日本文化の理解」「音楽作品研究」「声楽」「フリーアート」「現代のマナー」といった社会や文化を学ぶ内容の科目、「子どもに教える科学実験」といった自然・科学分野の内容の科目がある。また、異文化理解関連科目として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」を開講し、ネイティブスピーカーによる授業を行っている。

これら教養教育は、他の授業と同様、授業担当者が「シラバス・学習記録」の授業計画に沿って授業を展開し、成績評価の基準に従い学習成果の状況を到達目標の達成度により評価している。

(2) 教養教育で培われる表現力、コミュニケーション能力、協働実践力、マナーの習得、文化、社会に対する理解、自然、科学分野についての理解、異文化理解、異文化コミュニケーション能力は、社会的・職業的に自立できる人材の育成に欠かせないものであり、保育者養成としての専門教育科目の基盤となる。教養教育と専門教育との関連については、本学「カリキュラム・ポリシー」(備付-70)に示し、学生に分かるようにしている。例えば表現力育成では、基礎科目に設置している「クリエイティブ・ムーブメントⅠ・Ⅱ」、「体育実技」の科目で基本的な表現力を育成し、専門教育科目である「音楽Ⅰ～Ⅳ」、「図画工作Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「幼児体育Ⅰ・Ⅱ」、「表現ⅠA・ⅠB」、「表現Ⅱ」などで、幼児教育の知識や技能習得の充実を図っている。

(3) 教養科目の効果については、他の専門教育科目と同様に学生自身が「シラバス・学習記録」の学習記録欄に記入し、クラス顧問が記入状況や内容について点検している。またFD・授業評価委員会による「授業評価アンケート」(備付-96)を実施し、学生に学習効果が反映されているか確認し、教養科目の授業改善に努めている。

教養教育の効果の測定・評価は、まず、対象となる基礎教養科目の受講者に対し、受講した基礎教養科目における習得をめざす能力について、基礎教養科目の自己評価アンケートを実施、集計する。次に、授業担当者の成績評価を数値化し集計する。教務部は、それら学生の自己評価と授業担当者の成績評価の数値を比較・分析し、前年度の数値との比較も合わせて授業担当者に報告する。授業担当者はそれを受けて授業改善等を行う。教務部は各科目の自己評価と成績評価の差の分析とともに、科目間の平均値を平準化するような授業改善の工夫も図る。「基礎教養科目成績評価・自己評価一覧」(備付-31)は、年1回教授会で報告をしている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

(1) 本学幼児教育科の職業教育の基本的な考え方は、幼稚園教諭や保育士という専門職としての人材養成である。そのために、基準Ⅱ-A-3 (2) で記述したように、基礎教養科目で職業的基本スキルを身につけ、専門職としての知識や技術を学ぶことをとおして、保育従事者としての職業意識を高めるようにしている。

そこで本学は、独自のキャリア支援プログラムを作成し、これに基づいてキャリア支援センターが主体となって、全教職員で職業教育に取り組んでいる。キャリア支援プログラムは、次の図のようにイメージ化し、オープンキャンパスや高校説明会等で説明したり、外部関係者との会議に使う会議室等へ掲示したりして、学生・保護者等ステークホルダーへの周知を図っている。また、効果的に職業教育を推進していくために、令和元年度より1年生及び2年生の学年主顧問が当センターに所属し、情報の共有化と連携の緊密化を図っている。

教育課程には、基礎教養科目の中に「基礎ゼミナール」(備付-39)、教職に関する専門教育科目の中に「キャリア開発Ⅰ～Ⅲ」(備付-39, 40)を位置づけ、いずれも卒業必修科目としている。次に各科目における概要を示す。

「基礎ゼミナール」は、1年次前期に開講し、その目的を「人間性豊かで実践力のある人材として、卒業後の社会的・職業的自立に向けた就業力を要請するため、自主性を大切にする・主体的に取り組む・迅速な行動力の3つを養成していく。保育者としての専門性を理解し、基礎的な知識や技能の習得に向けて、近隣の幼稚園児を招いて、「お店屋さんごっこ」で協働実践力を養う。」としている。具体的な内容として、絵本の読み聞かせを実習担当教員や図書館司書も加わって指導を行い、学生には「絵本100冊読み」を課題としている。「お店屋さんごっこ」は、感染症等の影響もなく通常通り開催できた。

「キャリア開発Ⅰ」は、1年次後期に開講し、「社会人・保育者として、「基礎ゼミナール」で学んだ基礎的な知識や技能を基にした学習をふまえ、より具体的な活動をとおして社会人としての自覚・保育者としての資質を高め、就業力を育成することを目的としている。こうして、社会人としての基本的教養やマナーを学ぶとともに、先輩たちの経験から、保育者として必要とされる専門性等について具体的に学習することで職業観をより確かなものとしていく。」を概要としている。具体的内容として、前期より保育現場でよく使われる漢字学習を繰り返し、10月に漢字テスト(90点合格)を実施し、不合格学生には合格点に達するまで練習を繰り返した。

「キャリア開発Ⅱ」は、2年次前期に開講し、「社会人としての基礎的なマナーを身につけ、地域貢献を進んで行おうとする公共心に富んだ人間の育成を図り、将来保育者として求められる知識や実践的能力の定着を図るための保育内容研究に関する方法論を学ぶ。これらの内容を、職業人としての心構え等に関する講話、マナー講座、地域貢献を考える講話、就職活動の指導、就職試験対策講座等をもって実施する。」を概要としている。具体的内容として、就職活動の進め方、幼稚園・保育園園長による面接対策講座、マナー講座、保育現場の保育士を講師に招く「ようこそ先輩!保育実践力養成講座」、本学の客員教授・岩国市長による特別講義を行っている。

「キャリア開発Ⅲ」は、2年次後期に開講し、目的を「マナー講習や就職体験発表をとおして、社会人として求められる職業観・倫理観などを学習する。また、「キャリア開発Ⅱ」に引き続き、保育内容研究を行うことで、保育者に求められる問題発見能力・解決能力や専門的知識・技術及び実践的能力の積極的な習得を支援する。保育現場における実践的能力の基礎力養成と



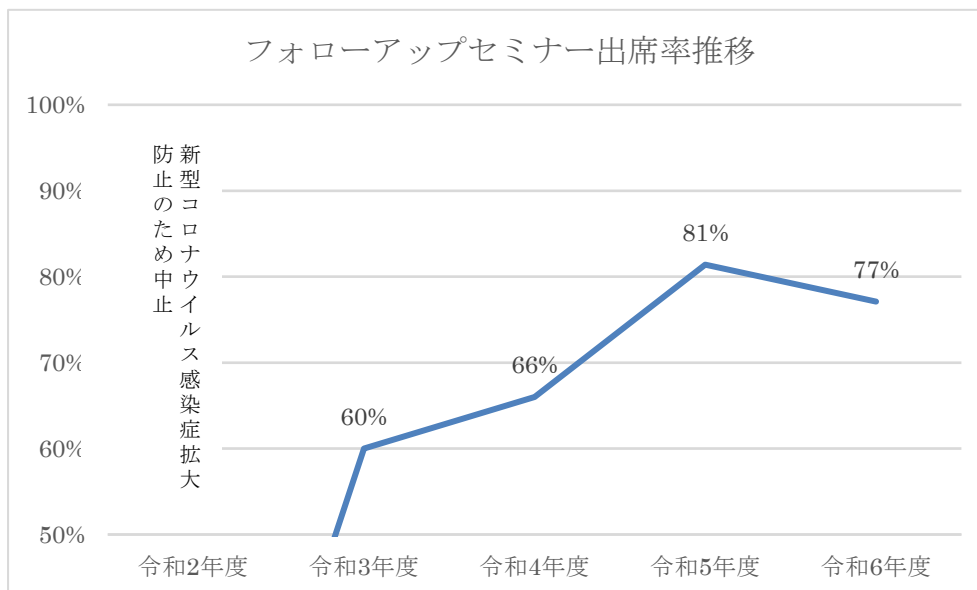
して、自分が課題とする保育内容の研究を通じて、その課題の分析と解決に向けた基本的方法と発表方法の習得をめざす。」としている。具体的内容として、保育内容研究、わが国における地域貢献活動のグローバル化についての講座、就労に向けてのガイダンス等を行っている。

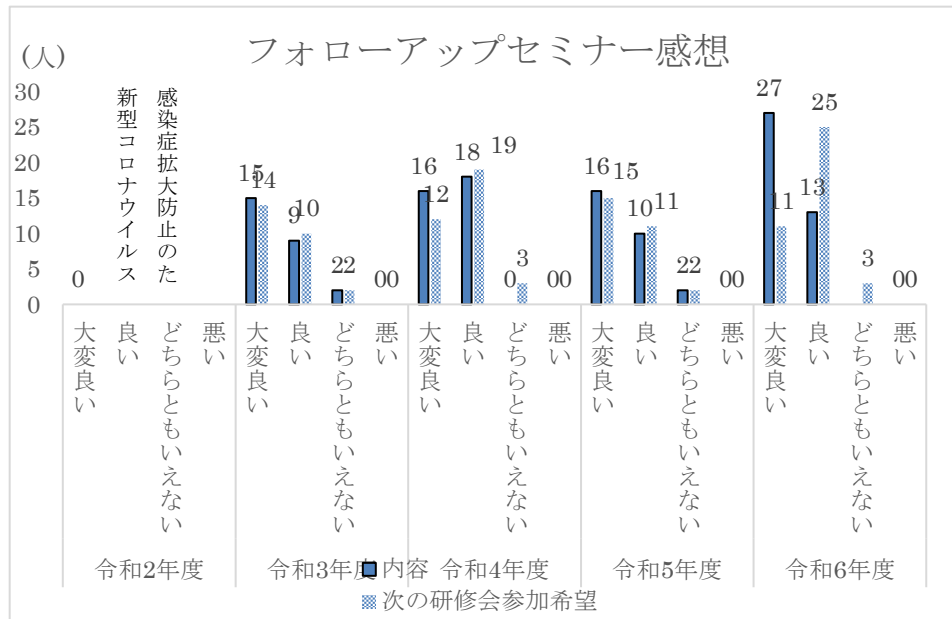
その他、職業教育の効果が最大限発揮されるように、次のようなプログラムを実施している。高等学校と短期大学の教育を接続するための「プレカレッジ」（備付-69）、具体的な就職へのイメージを持たせるための「就職ナビ in いわたん」（備付-33）、早期離職防止のための「フォローアップセミナー」（備付-47）を実施している。それぞれの概要について次に示す。

「プレカレッジ」は、「学長講話(建学の精神と教育理念)」、「ICT 入門&情報マナー」、「ピアノレッスン」、「保育者と表現力」、「人間関係の構築」、「保育者のマナー」、「プレ保育塾～先輩から学ぶ～」、「保育者として大切にしたいこと」、「学生の基本的生活習慣」、「レポートの書き方について」、「1年次の授業について」、「壁面装飾づくり」の11講座を専任教員が担当し、建学の精神や教育理念の説明や入学前に身につけておくべき基本的な技能の習得、入学後の大学生活や学習を円滑に行うための基礎知識等を身につけるために開講している。

「就職ナビ in いわたん」は、毎年1回、幼稚園・保育所・認定こども園・施設を招いて就職合同説明会を実施し、就職支援を行っている。児童福祉、障害者支援施設及び県内東部地区のみならず、特に就職希望の多い広島県西部地区にも参加を要請し、幼稚園・保育所・認定こども園・施設の合同説明会へと拡充した。対面で実施することで、直接話を聞くことができる貴重な機会となり、就職希望先について理解を深めることができた。また Web 上で求人票の掲載を令和6年9月末までとしたことで、学生がいつでも、繰り返し説明を見ることができ、数多く検索し、情報を幅広く得ることで分析に役立っている。また保護者と一緒に閲覧でき、共有することで相談に生かされている。次年度はこれらのメリットを今後の状況に合わせて「就職ナビ in いわたん」の計画を立てることにしている。

新卒者を対象に卒業2か月後に行う「フォローアップセミナー」は、就職して間もない時期に抱く不安や悩みを解消することで、早期離職の防止を目的に毎年開催している。本年度は6月に対面で通常通りの開催ができた。グラフが示すようコロナ禍に比べ年々参加率が高くなり満足度調査の結果も概ね好評であった。今後も継続し早期離職防止に努めたい。10月には「就職先と卒業生へのアンケート」（備付-32, 64）を実施し、その結果を次年度の取り組みの課題としている。





以上の本学独自のキャリア支援プログラムの他に、これらの活動を補完するために、キャリア支援センターでは「就職の手引き」(備付-36)を作成し、「基礎ゼミナール」「キャリア開発Ⅰ～Ⅲ」の授業において、センターの利用方法、資料の活用方法、また就職試験対策等について解説をしている。

「就職の手引き」の内容を次に示す。

目次

1. 就職活動の流れ
 2. キャリア支援センターを最大限利用しよう
 3. 職業紹介・就職あっ旋について
 4. 学校推薦について
 - 5-1. 教員採用候補者選考試験 ～一次試験～ <私立幼稚園・保育所協会等>
 - 5-2. 公務員試験について
 6. 求人票の見方
 7. 履歴書の書き方について
 8. 必要書類の提出について
 9. 電話のかけ方
 10. 採用試験の実際と対策
 11. 面接の受け方
 12. 採用結果(内定)
 13. 手紙の書き方(礼状)
 14. 民間企業に応募する
 15. 内定後～卒業・就職まで
 - 16-1. 夏のご挨拶
 - 16-2. 年賀状・寒中見舞い
- 就職までの流れ(黄色のチェックシート)

目次に掲載されている内容以外にも、次のような指導を行っている。

- ・マナーの重要性
- ・求められる人材
- ・自己分析から自己PR書の書き方
- ・エントリーシートや履歴書の書き方

・志望動機の手書き方

また、学生には、年間の学校行事等の入ったキャンパスガイドブック(備付-37)を配付し、学生自身でスケジュールの管理ができるようにしている。各期のオリエンテーションで就職ガイダンスを実施し、また、「ようこそ先輩！保育実践力養成講座」(備付-38)において、保育・福祉現場で活躍している卒業生を講師として招き、就職体験・ワークショップの内容をとおして保育実践力や学生の職業意識が高まっていくように努めている。

1 年次後期には、山口しごとセンターからキャリアカウンセラーを招き、専門的な就業力について講演を行っている。2 年次では、キャリア支援センターが進路ガイダンスを行い、卒業するまでの進路ガイダンスの実施時期と個別指導・支援体制について説明をしている。

・令和 6 年度「ようこそ先輩！保育実践力養成講座」

回	開催日	対象	講師
第 1 回	令和 6 年 5 月 24 日 (金)	2 年生	川西保育園勤務 米光 沙羅先生 (令和元年度卒)
第 2 回	令和 6 年 9 月 27 日 (金)	2 年生	認定こども園藤河幼稚園 濱田 早紀先生 (平成 30 年度卒)
第 3 回	令和 7 年 1 月 10 日 (金)	1 年生	共楽養育園勤務 栗屋 清隆先生 (令和 2 年度卒)

(2)職業教育の効果は、資格取得状況(備付-52)、就職内定率(備付-97)で測定している。卒業までの期間、就職内定決定者等を教授会で随時報告し、指導が必要な学生に対して、各クラス顧問と連携し対応している。

また、学生に対して進路希望調査(備付-78)を 1 年次の 7 月と 10 月、2 年次の 4 月、10 月、1 月の計 5 回実施し、学生の進路希望の傾向を把握し翌年の指導に生かしている。さらに、就職に対して意欲的に活動することが難しい 2 年生を対象に、学生の思いに寄り添いながら個別支援を行っている。このことが就職活動や内定に繋がることから、今後も学生の状況に合わせて指導の方法を考え改善に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

昨年度より教養教育を中心に教育課程の改定を行ったが、学生の学びの状況を見極め、継続的に点検を行う必要がある。また、8 年目を迎える教養教育の効果の測定・評価の数値の分析を効果的に授業者へフィードバックし、授業改善へ繋げる工夫が課題である。

職業教育の効果の測定・評価・改善は取り組みの効果が表れているが、早期離職防止の取り組みは今後も継続し、対策を講じることが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

＜根拠資料＞

備付資料 26. 岩国短期大学運営方針、27. 岩国短期大学アセスメント・ポリシー、28. 学習成果個人 Check カード、32. 就職先からの卒業生に対する評価結果、49. GPA 一覧表、51. ディプロマ・サプリメント関連、52. 在籍率、卒業率、単位・資格取得状況、58. 保育・教職実践演習研究発表集、60. 保育・教職実践演習研究発表ループブック、61. 「お店屋さんごっこ」ループブック、62. 「Iwatan 親子フェスタ」ループブック、64. 卒業生アンケートの調査結果、68. 学生生活に関する満足度調査結果、71. シラバス・学習記録

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科・専攻課程において、学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

(1)(2) 学習成果をより具体的に目標設定し教育活動を行うことで、一定期間内での獲得が可能である。そこで本学では、学習成果に対して、岩国短期大学運営方針（備付-26）の中で「幼児教育科教育活動自己点検評価表」を作成し、卒業までに身につけるべき学習成果の重点項目を設定することで、学習成果に対する具体性を担保できるように取り組んでいる。

学習成果		卒業までに身につけるべき学習成果重点項目
保育者としての専門的な知識と技能	・保育者としての専門的な知識や技能を習得している。 ・保育現場で生かす実践力が身についている。	①GPA が 2.5 以上 ②実習評価 3.0 以上 ③絵本 100 冊読みの課題を達成できる。 ④実習等において、手遊び歌・素話・パネルシアターが実演できる。 ⑤保育現場で使う専門用語を使つて的確に文章表記ができる。 ⑥保育園、幼稚園、施設において、指導計画が立てられる。 ⑦保育・教職実践演習において、研究課題を設定し、研究成果を研究要旨にまとめることができる。 ⑧弾き歌い、歌唱指導、合奏活動、リトミック等の知識・技能を習得し、保育実践できる。 ⑨ペーパークラフト、絵画表現、造形あそび、手作りおもちゃ等の知識や技能を習得し、保育実践できる。 ⑩安全面に配慮し、発達に応じた運動遊びの知識と技能を習得し、保育実践できる。 ⑪身体表現遊び、劇遊び等の知識や技能を習得し、総合的な遊びの指導に生かすことができる。
	・音楽・造形・身体表現等の基本的な	①子どもに合わせた選曲ができ、必要に応じて移調アレンジをすることができる基本的な技能を身につ

表現力とコミュニケーション能力	技能を身につけ豊かに表現することができる。 ・他者との円滑なコミュニケーションを図りながら、問題を解決することができる。 ・社会人として求められるコミュニケーション能力や、基本的な礼儀作法を身につけている。	け、子どもと一緒に楽しんで音楽活動ができる。 ②技法あそび等の基本的な技能を習得し、壁面装飾等の製作に生かすことができる。 ③発達に応じた身体動作を考慮し、子どもが楽しめるダンスを他者と協力しながら作成することができる。 ④自身の感性や想像力にはたらきかけ、表現意欲を高めるとともに、他者と協力しながら身体表現ができる。 ⑤仲間と一緒に解決方法を考え、解決策を実行することができる。 ⑥コミュニケーションが上手にとれ、報告・連絡・相談がきちんとできる。 ⑦基本的な礼儀作法を習得している。
責任感と協力性	・授業や行事等に積極的にかかわり、一つの目標に向かって協働して取り組むことができる。	①1年次の「お店屋さんごっこ」の取り組みに主体的に参加できる。 ②1年次、2年次の「Iwatan 親子フェスタ」に主体的に参加できる。 ③大学祭に主体的に参加できる。 ④講演会等に積極的に参加できる。 ⑤決められた時間や提出物の期限を守ることができる。
地域貢献と敬愛の精神	・ボランティア活動や行事への積極的な参加をとおして地域社会に貢献することができる。	①ボランティア精神を理解し、子どもたちや地域の人のために貢献している。 ②ボランティア活動に積極的に参加できる。(ボランティア活動全員1回以上、46時間以上20%以上)

卒業までに身につけるべき学習成果重点項目は、本学学生の学習状況や実態に合わせて設定し、年度末にはこの項目について検討している。このように卒業までに身につけるべき学習成果重点項目は一定期間内で獲得できるものであり、数値目標を設定することで学習成果が測定可能となるようにしている。

(3) アセスメント・ポリシーに基づき、科目レベル(授業・科目レベル)、教育課程レベル(学科レベル)、機関レベル(短大全体レベル)、自己評価や他者評価、さらに、入学前・入学直後・在学中・卒業時・卒業後の観点から学習成果の測定を行っている。また、幼児教育科が学習の成果としての幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得や就職率の向上をめざすことから、単位・資格取得率(備付-52)、就職率、就職先への卒業生に対するアンケートや卒業生へのアンケート(備付-32, 64)、GPAの推移(備付-49)で測定している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

[基準Ⅱ-B-1 から移動]

- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

(1) 本学では学習成果に対応した授業科目を編成している。すべての授業科目が学習成果と関連しており、それらは「シラバス・学習記録」(備付-71)に明示している。また、本学の学習成果とカリキュラムとの関連を体系的に図示し、授業科目間の系統性・体系性を可視化したカリキュラム・マップを作成している。

(2) 教員は、「シラバス・学習記録」に示した成績評価基準に基づいて、学習成果の評価を行っている。教員は「シラバス・学習記録」の授業計画に沿って授業を展開し、成績評価の基準に従い学習成果の状況を到達目標の達成度により評価している。成績評価の方法・基準は、受講態度・定期試験・小テスト・レポート・課題・作品提出等を割合で示し、適正化を図るために、「シラバス・学習記録」の作成時に、教務部及び担当者が内容の確認・点検を行っている。

(3) 「シラバス・学習記録」に示された成績評価基準に基づき教員より提出された成績評価は、教務部が点検を行い、学生の成績記録表として作成している。成績記録表は、教務部内で読み合わせ、適正を図ったうえで、規程に基づき適切に保管している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

(3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
[基準Ⅱ-A-8 から移動]

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

(1)(2)(3) アセスメント・ポリシー(備付-27)に基づき、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定している。

ア.【幼児教育科教育活動自己点検評価表】

学習成果の下位目標、さらに、卒業までに身につけるべき学習成果重点項目について数値目標を定め、評価を数値化している。

イ.【学習成果個人 Check カード(備付-28)】

学習成果の具体的な達成目標について学生自身の自己評価を数値化している。

ウ.【GPA 分布(備付-49)】

学生の成績評価を GPA に換算し、半期ごとの学期 GPA、1 年ごとの累積 GPA を数値化し分布図を作成し測定している。

エ.【在籍率、卒業率、単位・資格取得状況、ディプロマ・サプリメント】

卒業時の在籍率、卒業率、単位・資格取得状況(備付-52)、を数値化している。また、卒業時の学習成果を対外的に可視化することを目的として、ディプロマ・サプリメント(備付-51)を作成している。

オ.【就職率・就職先からの卒業生に対する評価・卒業生アンケート】

卒業時の就職率を数値化している。また、就職先からの卒業生に対する評価や卒業生アンケートを行い、分析している。

カ.【「保育・教職実践演習」研究発表ルーブリック(備付-60)、「お店屋さんごっこ」ルーブリック(備付-61)、「Iwatan 親子フェスタ」ルーブリック(備付-62)】

「保育・教職実践演習」研究発表、「お店屋さんごっこ」、「Iwatan 親子フェスタ」において、

ループブックを用いて学生が自己評価をするようにしている。また、「保育・教職実践演習研究発表集」（備付-58）は質的データによる査定として用いている。

キ.【「シラバス・学習記録」】

「シラバス・学習記録」の学習記録欄に学生が毎時間記録し、学生は、到達目標についての自己評価を行っている。その学習記録は、クラス顧問が毎月確認し、学習成果の獲得状況の査定を行っている。

ク.【「学生生活に関する満足度調査結果」】

「学生生活に関する満足度調査」（備付-68）では、調査内容に学習成果に関する項目を設け、学習成果獲得の指標としている。

(4) 毎年、前年度卒業生の全ての就職先を訪問し、勤務状況や仕事への取り組み方、本学の教育や指導が幼稚園・保育所・認定こども園・施設、企業等が求める資質にふさわしいものであるか、今後、本学にどのような取り組みを期待しているのかなどの聴取をしている。聴取の結果は、就職開拓訪問記録に記載、保存し就職支援に役立てている。また、キャリア支援センターが中心となって、卒業後に、就職先への卒業生の評価を確認するアンケートを毎年実施している。質問項目は、学習成果の4つの資質・能力に重点を置いた質問項目としている。具体的には、「保育者としての専門的知識と技能」に関すること、「表現力とコミュニケーション能力」に関すること、「責任感と協力性」に関すること、「地域貢献と敬愛の精神」に関することとし、22項目無記名方式で、5段階評価で回答を得るようにしている。令和5年度卒業生に対する就職先のアンケート結果は次のとおりであり、アンケートは学習成果に基づき作成しているために、学習の成果の点検に活用できている。アンケートは就職先だけでなく卒業生にも行っている。質問事項も学習成果に対応した内容とし、自己点検・評価活動に活用している。大学生生活などの振り返りや、現在の仕事内容の理解度を確認したり、学校での指導やキャリア支援センターの利用についての感想を聞き取ったりするようにしている。それぞれのアンケート結果を集計し、その結果を教授会等で報告し、専任教員全員で共有し、卒業までに身につけるべき学習成果の点検に活用している。



(5)測定した結果は、定期的に科会、教授会等で報告するとともに、年度末の自己点検・評価全体研修会での点検、総括に活用し、次年度からの改善に繋げている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
(2)	学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
(3)	学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1)(2)基準ⅡB-3 で述べたもののうち、学習成果個人 Check カード、「シラバス・学習記録」、各ルーブリックは日常的に可視化され、学生が自覚しながら学びに活用している。ディプロマ・サプリメントは2年次に学習成果として可視化される。教員はこれらを根拠とし学生指導を行うほか、教育活動自己点検評価表、就職先、卒業生からのアンケート、学生生活満足度調査等で自身の、または科全体での教育活動を点検し、学生への学習成果の定着を図るための改善を行っている。

(3)これらの学習成果の測定結果のうち、一部を Web 上に公開している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて各部署や科で測定はしているが、点検への活用が不十分であり、改善する必要がある。また、学生が個々に学習成果を自覚しながら学びを進める仕組みの構築が必要である。さらに、学習成果の獲得状況の把握・可視化を分かりやすく公表することも課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

備付資料 65. 学校案内・学生募集要項、67. オープンキャンパス関連、112. 事務局窓口対応マニュアル

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

＜区分 基準Ⅱ-C-1の現状＞

(1) 入学者選抜の方法は、事前の書類として、推薦書、調査書、志願理由書から書類審査を行っている。志願理由書については、本学のアドミッション・ポリシーに照らし合わせて記述することを求めている。また、選抜当日は、学力検査（小論文または国語総合、情報）、個人面接、実技、適性検査等の方法で評価している。総合型選抜では、試験内容を受験生の特性を生かした選抜とし、造形、絵本の読み聞かせ、ピアノ、ダンスの4つの分野、6つの実技の中から受験生の得意分野を選択し、受験できるようにしている。これらの選抜の方法は、入学者受入れの方針に照らして評価し、可否判定を行っている。

(2) 入学者選抜においては、明確な意欲や目的意識をもった学生の受入れをするため、また、高校生が個々に合わせた選抜方法を選択できるよう、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校推薦、一般推薦）、一般選抜、長期履修生選抜などの選抜方法を実施している。全ての選抜において、調査書の点数化、志願理由書や個人面接などとおして、これまでの学びや大学入学後の学びへの意欲を確認するようにしてきた。学校推薦型選抜では学校長の推薦書の提出、総合型選抜では実技の実施、一般選抜では評価項目に国語総合、情報、小論文を取り入れるなど様々な選抜方法を行っている。（備付-65）

令和2年度より、高等学校で培う学力の三要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・協働性）を選抜種別ごとに基準を設定し評価している。さらに、入学者選抜で使用する試験科目の評価票についても選抜種別ごとに作成することで、公正かつ適正な入学者選抜が実施できるようにしている。

(4) 入学者選抜の実施に当たっては「入学者選抜規程」（備付資料-規程集72）を作成し、規定に基づき実施している。また、選抜実施にあたっての詳細な実施手順等を示した「岩国短期大学入学者選抜要項」（備付-65）を教職員に配付している。

(5) 入学者選抜の実施において、「入学者選抜業務担当一覧」を作成し、学長を中心とした責任体制を提示し、体制を明確にしている。また、選抜ごとに役割分担一覧を作成し、選抜当日の打合せ会議の際に確認するようにしている。

(6) 学内に「アドミッション・オフィサー室」を設置し、学生募集に関する情報センターとして整備している。アドミッション・オフィサーは、入学者選抜に関する業務、広報活動、資料作成、オープンキャンパス等の業務を統括している。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

(2)	選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
(3)	授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(4)	受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

(1)(2) 学生募集要項（備付-65）には、入学者受け入れの方針をはじめ、建学の精神、教育理念、教育目的、学習成果について記載するとともに、選抜区分ごとに募集人員を明確に示している。

(3) 授業料その他の必要な経費については、学校案内や学生募集要項に明示し、進路説明会やオープンキャンパス等（備付-67）で説明をしている。また、併せて本学独自の奨学金についても同資料に記載しており、入学時から卒業までに必要な経費の軽減に関する情報も提供している。

(4) 受験者や保護者、高等学校等からの問い合わせや入試業務全般については、入試広報センター職員が対応することとしているが、担当職員が不在であっても全ての事務職員が電話や窓口対応ができるよう「事務局窓口対応マニュアル」（備付-112）をもとに対応できる態勢を整えている。また、事務協議会やSD研修をとおして情報を共有し、外部からの問い合わせに対応できるようにしている。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

総合型選抜において、昨年度より大幅に減少し、約 30%の出願数であった。総合型選抜の実技について、受験生の多様性や得意分野を発揮できる選抜方法の見直しが必要となっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援〕

＜根拠資料＞

備付資料 12. ボランティア活動、13. 宮川澳男賞、地域貢献奨励賞、17. Iwatan 親子フェスタ、32. 就職先からの卒業生に対する評価結果、34. 実習の手引き、37. キャンパスガイドブック、39. 基礎ゼミナール、キャリア開発Ⅰ、41. 新入生研修会、42. 就職試験対策講座、45. 教育・保育実習連絡協議会、46. 施設実習連絡協議会、58. 保育・教職実践演習研究発表集、64. 卒業生アンケートの調査結果、66. 東部訓練生就職ガイダンス、67. オープンキャンパス関連、68. 学生生活に関する満足度調査結果、69. プレカレッジ関連、70. 教務部オリエンテーション資料、71. シラバス・学習記録、75. レクリエーション・インストラクター関連、78. 進路希望調査、79. 学生健康診断記録票、80. 学生健康診断票、81. 学生健康カード、82. 学生修学支援委員会記録、83. 保健室利用記録、84. 学生相談室利用記録、90. 1 年生保護者懇談会、91. 2 年生保護者懇談会、93. 奨学金関係（日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団他）、94. 保育士修学資金貸付関係、95. 幼稚園教諭修学資金貸付関係

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

(1) 入学手続き者に対して、入学式の予定や「プレカレッジ」冊子(備付-69)、入学式の案内や学生カード、健康カード、実習誓約書、「新入生研修会」(備付-41)の案内や「レクリエーション・インストラクター」(備付-75)履修希望関連等の資料を送付している。また、「プレカレ

ジ」冊子に「入学のしおり」の欄を設け、入学してからの見通しや授業や学生生活についての情報提供をしている。なお、「プレカレッジ」の講座は、全て簡易なシラバス形式で示しており、入学後の授業に対する接続に配慮している。また、昨年度に続き本年度も、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染者、居住地が遠隔地である生徒、社会人枠として入学者への支援のため、Zoomによる授業または動画視聴による受講が提供できる体制を整えている。

(2) 入学者に対して、入学後の学習、学生生活のためのオリエンテーションとして、前・後期の授業開始前に実施している。入学直後のオリエンテーションは、卒業要件及び免許・資格要件、実習関係、奨学金や学生相談室について、ハラスメント関係、就職ガイダンス等について説明をし、教務部、クラス顧問等の指導により履修登録を行うことで、入学後の学習にスムーズに入ることができるよう配慮している。

入学直後の「新入生研修会」は、新入生全員と2年生リーダー、学長、キャリア支援センター、1年生クラス顧問等の教職員が参加して実施している。「新入生研修会」はキャリア支援プログラムに添って、大学生としての自覚、保育者となるための教養を身につけ、集団活動の中で目標に向かって協力することの大切さを考え、社会人に向けて大学生活を意欲的に取り組む姿勢を醸成する場としている。2年生リーダーは、新1年生との交流を図る活動や意見交流等の体験をとおして、リーダー性を身につけ涵養する目的をもつ。本年度は、午前は授業や学生生活についての演習、午後はAFPや2年生リーダー企画などのプログラム内容で実施した。

(3) 前・後期のオリエンテーションでは、学習成果の獲得に向けて、「シラバス・学習記録」(備付-71)を活用するなどして、学習の動機づけに焦点を当て、学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。履修登録ガイダンスでは、教育課程と科目選択の方法を説明するとともに、履修登録、取得単位を学生自身で確認できるよう履修マップ(備付-70)を配付し、全員が幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格が取得できるよう指導を行っている。履修マップは、入学から卒業までの2年間にわたって継続的に使用することができるものになっている。さらに、カリキュラム・マップ(備付-70)を示し、2年間の学びを見通せるようにし、より効果的な指導に努めている。

(4) 学習成果の獲得に向けて、「学生便覧」、「シラバス・学習記録」、「履修マップ」、「カリキュラム・マップ」等、履修や学習に必要な資料を配付している。「シラバス・学習記録」及び「履修マップ」は、Web上で公開している。実習に関しては、「実習の手引き」(備付-34)を配付し、テキストとして使用している。

(5) 学生に対して、履修から卒業までクラス顧問が主となって指導をしている。履修については、前・後期のオリエンテーションで指導を行い、履修登録状況は必ずクラス顧問が確認をしている。教員はオフィス・アワーの活用やクラスごとの個人面談を行うことにより、学生一人一人の把握に努めている。また、学年ごとに、保護者懇談会(備付-90, 91)を開催し、学生生活・学習状況における情報を提供することにより、保護者との連携を密にしている。毎月の科会で、課題のある学生の情報交換を行い、クラス顧問が中心となって個別指導を行い、入学から卒業まできめ細やかな指導を行っている。

(6) 学生の学習や生活等に対して教員がアドバイスできるように、全教員が週1回時間割に位置づけているオフィス・アワーを活用して、相談・支援をしている。また、非常勤講師は、授業開始前または授業後10分をオフィス・アワーとして、授業等の質問に対応できるようにし、非常勤講師室前へ曜日・時間を掲示し、学生に周知している。オフィス・アワーの時間以外にも適宜、学生の要望に合わせて、クラス顧問や授業担当教員が学習上の指導・助言を行っている。また、事務局の職員も学生の生活や授業等に関する相談に適宜対応している。

(7) 基礎学力が不足している学生、ピアノの苦手な学生等に対して、授業担当教員が適宜補習を行っている。1年次では「基礎ゼミナール」(備付-39)の授業において、「保育現場でよく使う漢字」150題を作成し、実習前の課題としている。合格点に達しない学生については、クラス顧問による補習を行っている。また、実習評価の低かった学生に対しては、実習担当教員やクラス顧問が中心となって、実習日誌や指導案の書き方、アカデミックライティング等を中心に補

習を行っている。

(8) 学習意欲の高い学生への学習支援の一例として、音楽（ピアノ実技）では、学生の習熟度を常に把握し、進度の速い学生にはより高度な技術が習得できるようにしている。その他にも各領域において授業担当教員が、個別に授業のない時間帯等を利用して随時学習支援を行っている。また、4年制大学への編入希望学生に対してはクラス顧問を中心に、公務員試験を希望する学生に対してはキャリア支援センターを中心に対応している。

また、「保育・教職実践演習（幼稚園）」の研究発表（備付-58）では、より学習意欲の高い学生に対しては、その研究分野の高度な資料や参考文献を紹介するなどして、学生の向学心に応じていくようにしている。さらに、学業優秀者やボランティア活動の積極的な参加に対して、学位記授与式において表彰することで、学習意欲の向上に繋げている（備付-規程集 75, 77）。

(10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。本学では図書館運営委員会を図書館長（教員）、教員2名及び図書館司書1名により組織している。図書館司書は、授業に必要な書籍の購入、授業で必要な参考文献や資料を展示している。例えば、1年次の「基礎ゼミナール」での絵本100冊読みの時期には、絵本の展示スペースを拡大し展示している。また、授業に必要な資料の収集や学生が予習やレポート作成のための資料を必要とする際、さらに、調べ学習等で閲覧室を利用したり実習で必要な絵本や紙芝居を選択したりする際には、学生への適切な助言を含めたサポートを行っている。特に2年次科目「キャリア形成Ⅱ・Ⅲ」および「保育・教職実践演習（幼稚園）」において学生が取り組む保育内容研究では、学生が先行研究を調査するにあたり積極的に図書館を利用するとともに、図書館司書は各学生の研究テーマに即した文献の提供を行い、厚い学生支援を行っている。こうした保育内容研究のサポートという点では、図書館運営委員会より各教員へ学生が手に取るべき書籍の推薦を依頼し、積極的に取り入れるようにも働きかけを行っている。

館内には蔵書検索専用端末（パソコン）を1台設置して蔵書検索の利便性を図っている。さらに、学内LANをとおして各研究室のパソコンからも検索が可能となっている。学生のレファレンスには即対応できるようにしてあり、本学に所蔵されていない資料の借用、文献の複写の取り寄せサービスも実施している。

こうした専門的職員及び専属の教員による学習向上のための支援を切れ目ないものにするため、図書館司書職員が不在時には、図書館長はじめ、他の図書館運営委員を配置することで、学習支援の提供を行っている。

(12) 基準Ⅱ-B-3に記述している学習成果の獲得状況の量的・質的データは、アセスメント・ポリシーに基づき、データの集積を行っている。そのデータは科会や教授会等で情報を共有し、学習支援の方策の点検に活用している。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

(1) 学生の生活支援は、クラス顧問を基本とし、教員と事務職員が連携して教職協働の学生支援体制を整えている。教員組織は学生部、事務組織は学生支援課等が中心となり、担当部署が得た情報は科会や事務協議会等で報告・共有・連携を取りながら支援を行っている。

担当部署	主な支援内容
学生部	学友会・クラブ活動、学内環境や学生生活一般
教務部	授業、履修等の修学関連
キャリア支援センター	就職や進路相談
事務局	住居相談・経済的相談および手続き、学生生活一般
学生修学支援委員会	障害学生及び支援を必要とする学生の修学支援
学生相談室	人間関係、心身の健康及び修学相談
カウンセラー	各種相談

キャンパスガイドブック（備付-37）に「公欠・欠席・休講」、「学生生活のルール」、「授業支援」、「服装指導」、「ハラスメント防止」、「学生修学支援」、「詐欺・悪徳商法への対処」、「アルバイト支援」、「書類申請の届け出」、「災害時の行動指針」、「事故発生時の対応」等について記載し、学生に周知を図っている。本年度は、一人暮らしをする学生が増え、頻繁に相談等に乗る機会を増やした。また、障害学生等の合理的な配慮に努めた。

(2) 学生が主体的に参画する活動、特に全学生の自治組織である学友会は、学生主体の学校行事及びクラブ活動の組織運営を担っている。学生の主体性を尊重しながら充実した活動が行えるよう学生部所属の教職員が支援を行っている。本年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、多くの行事を実施することができた。特に、「大学祭(清流祭)」は、学友会役員である大学祭実行委員が中心となり企画運営を行い、コロナ禍前の規模に近い大学祭が開催できた。また、厚生委員会が中心となって計画したクリーンプロジェクトでは、学生と教職員が協力して学内美化に取り組んでいる。

本学の運動系、文化系のクラブ・同好会は部長及び部員、顧問（教員）で構成されており、学友会役員のクラブ本部長がすべてのクラブ、同好会を統括し、組織を調整している。令和7年3月31日現在、2つのクラブと4つの同好会が活動している。

学校行事やボランティア活動については、その趣旨をよく理解し、主体的に参加や活動ができるよう教職員が支援している。学内実施の「Iwatan 親子広場」（備付-17）では、1年生がボランティアで参加し、教員指導のもと、手遊びや講師の補助をしながら参加者（幼児と保護者）との関わり方を学んでおり、保育実践力に繋がる活動となっている。

・令和6年度 学友会主催行事

月 日	行 事
4月19日(金)	学生総会・クラブ紹介
5月25日(土)	学生交流会
9月27日(金)	学内清掃作業（クリーンプロジェクト）
11月16日(土) 17日(日)	大学祭（清流祭）
12月13日(金)	クリスマスフェスタ&イルミネーション点灯式
3月19日(水)	卒業生を送る会

岩国短期大学

令和6年度クリーンプロジェクト計画表

目的：日ごろ利用している学内環境を整備し清掃することで、清潔に保つという意識を高め、学修しやすい環境を整える。

日時：令和6年9月27日（金）16：20～17：50 集合場所 講堂

準備：(厚生委員会)新聞紙 バケツ ほうき ちりとり 雑巾 ゴミ袋 てみ 草削り(個人)：軍手

掃除道具は、当日お昼にクラスごとに分け、美術室前にセットする。紙のラベルでクラスを明示しておく。

清掃場所	クラス担当	道具と厚生委員の下準備
1号館 第1,2,3,4,5,6講義室(12) AL演習室(3) (窓のみ)	2D(15) 赤川	バケツ3,雑巾,新聞紙
1号館 美術室(全)→3階廊下(6) LL演習室(6) (窓のみ)	1D(12) 鷺崎	ほうき2(美術室),バケツ1,雑巾、ちりとり1,新聞紙、
1号館 保育ルーム(3) 玄関ホール(2) 1階廊下(5) (窓のみ)→1号館前の草取り(全)	1C(10) 井上 佐々木	ほうき2,バケツ2,雑巾,ちりとり1,外用ほうき1,てみ1、草削り2、 新聞紙
2号館 大講義室(8) 科学室(3) (窓と机の落書きを消す)	1B(11) 竹野 水鶏口	ほうき2,バケツ1,雑巾,ちりとり2,新聞紙,激落ちくん
3号館 学生ホール(12) 玄関ホール(2)→3号館前の 草取り(全)	2C(14) 荒谷 宮下	ほうき2,ちりとり1(学生ホールのもの)バケツ1,雑巾、新聞紙 激落ちくん 外用ほうき1、てみ1、草削り2
3号館 演習室2,3,4,6(7) 2階廊下(2) 演 習室1・ロッカー(女子)(3)(窓のみ)	2A(12) 朝倉	バケツ2,雑巾,新聞紙
3号館 演習室(7) ベランダ(2) 3階廊下(3) (窓と机の落書きを消す)	2B(12) 船原	ほうき1,バケツ1,雑巾,外用ほうき1,ちりとり1,新聞紙,激落ちくん
講堂 講堂及び周辺(11)	1A(11) 西本	ほうき,バケツ1,雑巾,ちりとり(講堂用),てみ1,草削り2,新聞紙

【清掃手順】 1.窓枠(濡れ雑巾)、窓を拭く。(濡れ雑巾→新聞紙) 2.机の上の落書き等を激落ちくんで消す。 3.学生ホールは机と椅子の足をふく。窓と窓枠をふく。 机の落書きを消す。 ※出たゴミはクラスごとにまとめゴミ箱に入れないこと。
--

【スケジュール(案)】 7月24日(水) 科会 8月7日(水) 教授会で連絡 9月20日(水) ポスター掲示(委員長・副委員長) 9月24日(水) 厚生委員会(昼休み) 9月27日(金) 昼休みに掃除道具をセット・ 5限クリーンプロジェクト

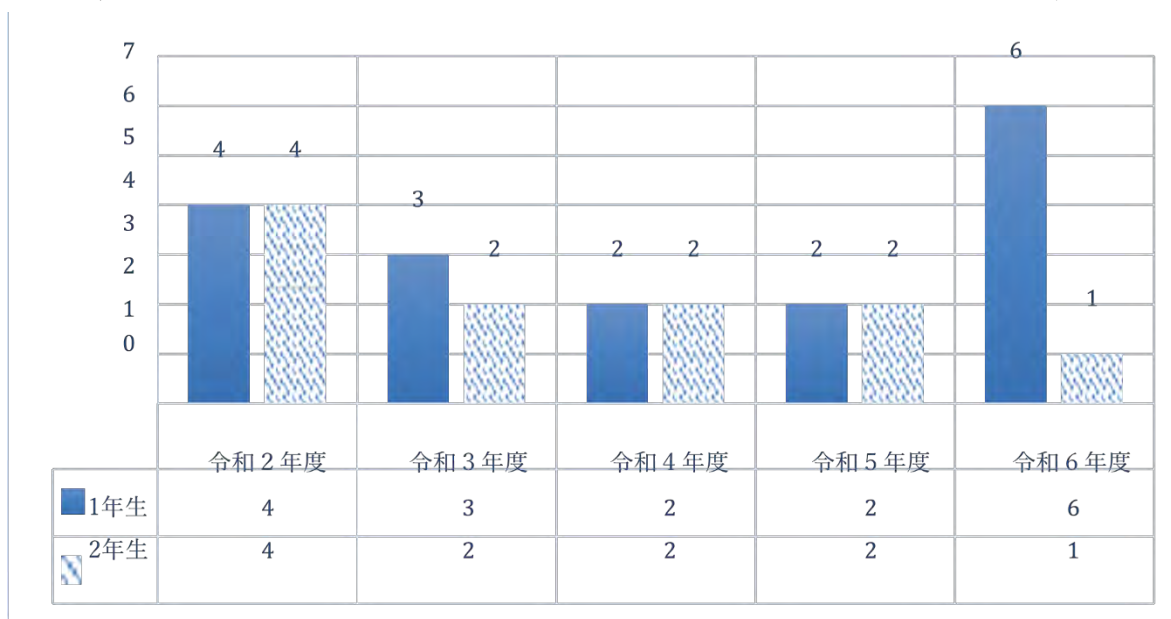
(3)学生支援課や学生部が中心となって、キャンパス・アメニティの充実に配慮している。昼食時には販売車が校内でお弁当等を販売し学生への支援を担っている。また、食品の自販機も設置され、スナックやカップ麺等が気軽に購入できるように環境を整えている。全学生がいつでも休息できるように、学生ホールを飲食場所として提供している。また、中庭やホールでも昼食が取れるよう、テーブルと椅子を配置している。

その他、学生に対し個人専用のロッカーの貸し出しを行っており、学内での貴重品管理等に役立っている。

(4)本学は、学生寮を閉鎖している。学生のほとんどが自宅からの通学であり、数名の学生が本学近隣アパートを利用している。希望者に対しては、一人暮らし支援の一環として、学生支援課が不動産会社に紹介をしている。一人暮らし学生に対し、年2回、懇親会を実施している。親元を離れても少しでも安心できるように学生部教員と学生支援課職員から情報提供し、一人暮らし学生同士の交流も進めている。直接、学生の声も聴ける機会となっている。一人暮らし生活や学校生活等の情報交換を実施することで生活不安の払拭に努めている。一人暮らしの学生が増えたことから個々で相談にのる機会を増やした。

・一人暮らし学生数

(単位：人)



・一人暮らし学生懇親会

(単位：人)

日 時	教 室	参加数	内 容
令和6年4月18日（木） 12:25～12:55	演習室1	7	相談 情報提供・交換
令和7年1月16日（木） 12:25～12:55	演習室1	6	相談 情報提供・交換 引っ越しについて

(5) 近隣に JR 南岩国駅やバス停があり、多くの学生が利用している。公共交通機関による通学が不便な学生に対しては、自動車通学申請書を提出の上、許可された学生が敷地内の駐車場を利用している。自転車通学の学生には駐輪場を整備している。

(6) 本学は、奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。経済上修学が困難な学生に対しては、日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団、山口県保育士修学資金貸付や幼稚園人材修学資金貸付による奨学金制度を入学時に周知している。本学独自の奨学金として、学校推薦型選抜（指定校推薦）入学者に対する「学校推薦型選抜（指定校推薦）成績優秀者奨学金」

（備付-規程集 132）、総合型選抜入学者に対する「総合型選抜特別奨学金」（備付-規程集 134）、高大連携協定校からの入学者に対する「高大連携協定校奨学金」（備付-規程集 133）、卒業生子女に対する「卒業生子女等進学支援奨学金」（備付-規程集 123）、経済上修学が困難な学生に対する「授業料減免」（備付-規程集 122）、社会人入学学生に対する「社会人進学支援奨学金」（備付-規程集 131）、その他「遠隔地出身学生生活支援奨学金」（備付-規程集 135）を設置し、学生の修学支援を行っている（備付-93. 94. 95）。学生の奨学金受給者数は次のとおりである。

①日本学生支援機構奨学金

(単位：件)

年 度	一種	二種	給付	計
令和2年度	23	26	19	68
令和3年度	22	30	20	72
令和4年度	21	13	20	54
令和5年度	16	11	18	45
令和6年度	10	10	11	31

②山口県ひとづくり財団奨学金 (単位：人)

年 度	採用者数
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	0
令和5年度	0
令和6年度	0

③山口県保育士修学資金貸付 (単位：人)

年 度	採用者数
令和2年度	9
令和3年度	16
令和4年度	20
令和5年度	20
令和6年度	19

④幼稚園人材修学資金貸付 (単位：人)

年 度	採用者数
令和4年度	0
令和5年度	2
令和6年度	3

⑤本学独自の奨学金

ア. 指定校推薦選抜成績優秀者奨学金＜入学金免除＞ (単位：人)

年 度	評定平均 4.5 以上 (入学金免除)	評定平均 4.0 以上 (半額免除)
令和2年度	4	3
令和3年度	7	5
令和4年度	2	4
令和5年度	1	0
令和6年度	6	0

イ. 総合型選抜特別奨学金＜入学金免除＞ (単位：人)

年 度	全額免除	半額免除	5万円免除	計
令和2年度	2	2	0	4
令和3年度	1	1	0	2
令和4年度	0	3	0	3
令和5年度	0	3	0	3
令和6年度	0	3	0	3

ウ. 遠隔地出身学生生活支援奨学金＜1か月1万円＞(単位：人)

年 度	採用者数
令和2年度	1

岩国短期大学

令和3年度	1
令和4年度	1
令和5年度	0
令和6年度	3

エ. 卒業生子女等進学支援奨学金＜入学金半額免除＞（単位：人）

年 度	採用者数
令和2年度	1
令和3年度	0
令和4年度	2
令和5年度	4
令和6年度	0

ア. 授業料減免＜授業料半額免除＞

（単位：件）

年 度	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	計
令和2年度	9	10	5	4	28
令和3年度	12	10	7	8	37
令和4年度	7	2	3	4	16
令和5年度	6	2	3	2	13
令和6年度	3	3	5	2	13

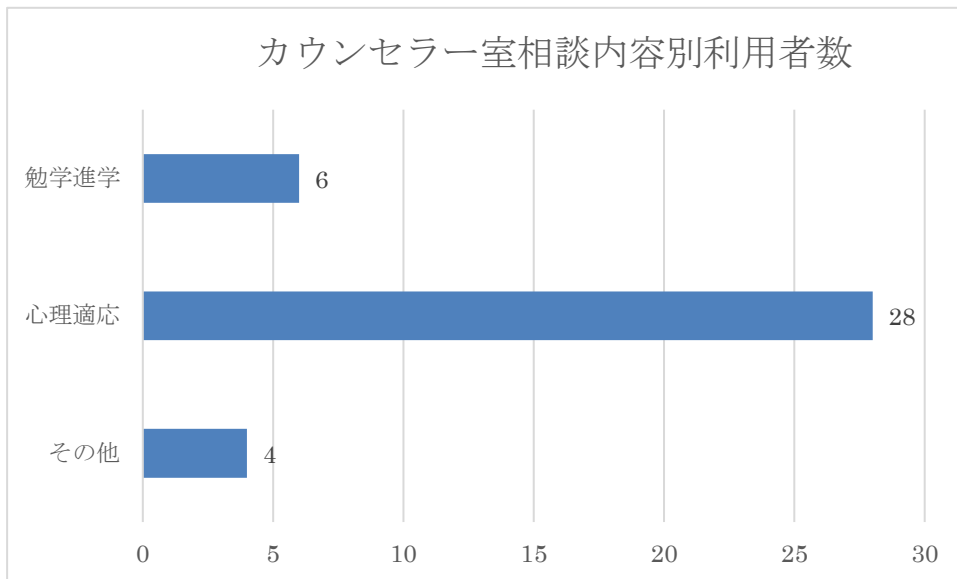
オ. 社会人進学支援奨学金＜授業料半額免除＞（単位：人）

年 度	採用者数
令和2年度	0
令和3年度	1
令和4年度	0
令和5年度	0
令和6年度	0

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの支援体制は、学生部、学生支援課を中心として、学生相談室の委員及びカウンセラーが連携して行っている。具体的には、4月に全学生に対し健康診断を実施し、必要に応じて医療機関での精密検査を進めている。また、入学後のオリエンテーションでは、全学生にカウンセラーの紹介を行い、学内での学生相談について周知に努めている。学生相談室の委員は、教員2名、カウンセラー1名（週2日）、看護師の資格を有した養護教諭1名である。学生にとって相談しやすい環境づくりに努めている（備付-79, 80, 81, 83, 84）。

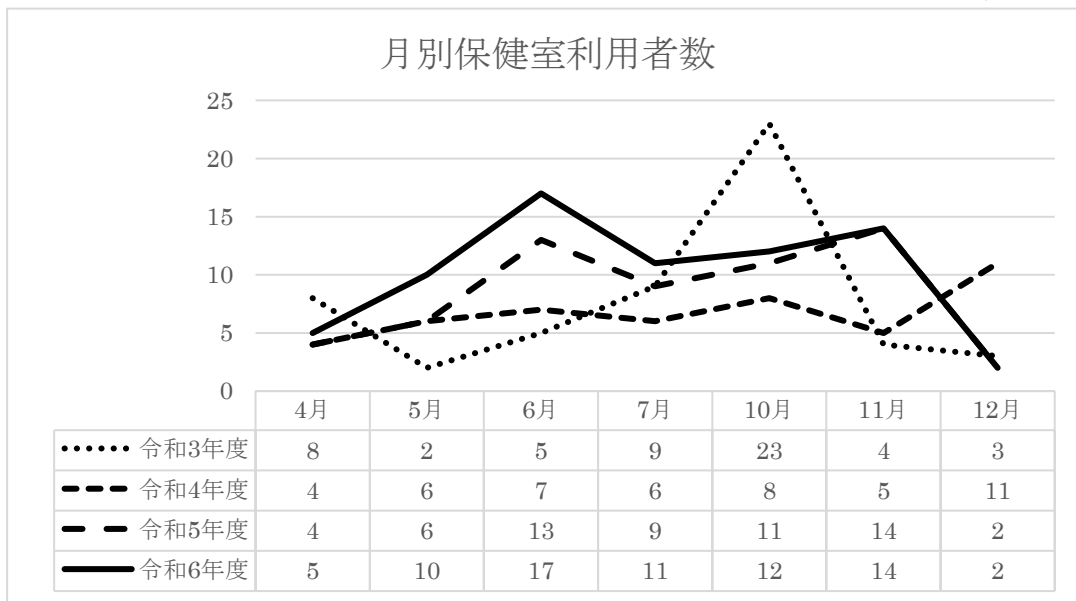
・ カウンセラー室相談内容利用者数

(単位：人)



・ 月別保健室利用者数

(単位：人)



(8) 学生生活に関する学生の意見の聞き取りや相談は、クラス顧問を中心に日常的に行っている。前・後期の初めにはクラスごとに個人面談を行い、学生の相談に応じている。学生生活については、学生部が「学生生活満足度調査」（備付-68）を全学生に年1回実施しており、学生生活環境の改善のための資料として活用している。集計結果は、科会や教授会で報告をしている。

また、クラス委員会を月1回開催し、学生生活の改善点等を話し合う機会を設けている。クラス委員会には、学友会会長1名、副会長2名、教員（学生部）が参加する。毎月、委員会の4つの目標である、電気の消灯、エアコン管理、挨拶・号令、教室内の机上や机配列の整理整頓・美化について自己評価をつけ、さらにその他の要望・改善案等についてもつけ加えて提出させている。

本年度は、11月前半に10月会の内容について、後半に11月会の内容について行った。また、大学祭などの行事後には、学友会を中心として学生から反省点や改善点等の意見を聞く場を設け、来年度への課題としている。

・クラス委員会開催日および内容

日 時	場 所	内 容
4 月 26 日(金)	演習室 1	委員紹介・仕事内容の説明
5 月 27 日(月)	演習室 1	仕事状況・クラスの様子報告
6 月 26 日(火)	演習室 1	冷房管理・整理整頓
7 月 29 日(月)	演習室 1	冷房管理・整理整頓
9 月 26 日(水)	演習室 1	整理整頓
11 月 11 日(月)	演習室 1	暖房管理・整理整頓・換気対策
11 月 22 日(金)	演習室 1	整理整頓・クラスの様子報告
12 月 23 日(月)	演習室 1	暖房管理・整理整頓

(9) 留学生について「学則」に明記し体制は整えているが、現在は在籍していない。

(10) 社会人入学学生の多くは、「山口県立東部高等産業技術学校」（以下、「東部訓練生」）の保育士養成科の訓練業務及び就職支援業務委託制度を利用した社会人である。社会人学生への配慮として、自動車通学希望者には通学の許可を行っている。また、学費の負担の軽減として、「社会人進学支援奨学金」（備付資料-規程集 131）等の奨学金制度を設けている。この他に、他大学卒業の既修得単位の認定も行っている。

社会人学生だけを対象とした特別な学習支援体制は設けていないが、授業担当教員とクラス顧問、職員とで情報を交換しながら個別支援を実施している。また、入学初期に東部訓練生に対し、先輩訓練生から学習の仕方や学習計画の立て方などのアドバイスが聞ける「東部訓練生就職ガイダンス」（備付-66）を実施し、学習支援等を行っている。

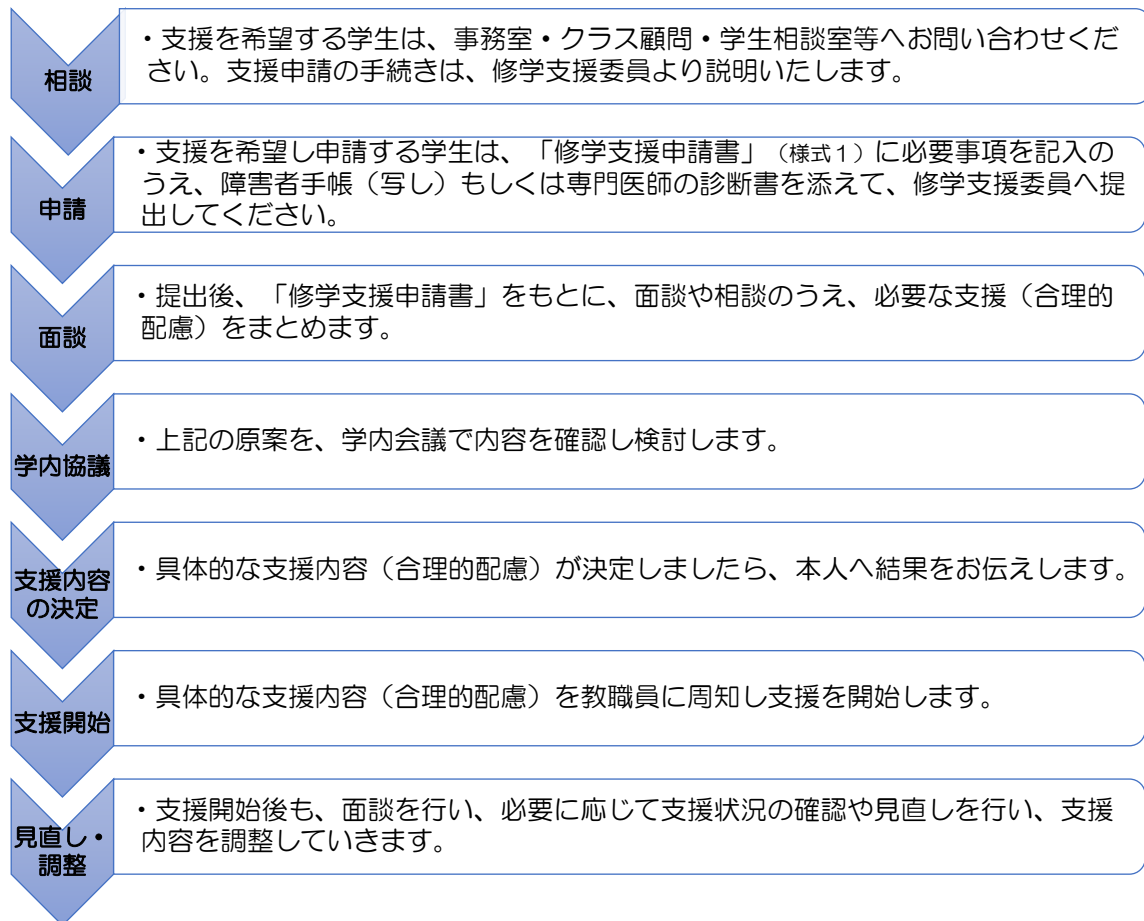
・社会人入学者数

（単位：人）

年 度	社会人選抜による入学生	東部訓練生
令和 2 年度	0	7
令和 3 年度	1	13
令和 4 年度	1	14
令和 5 年度	1	9
令和 6 年度	0	9

(11) 障害者の受け入れのための施設は十分に対応できていないが、校内に車椅子を設置し 1 号館のトイレはバリアフリー化し、車椅子で移動できる。また、配慮を必要とする学生に対し、「岩国短期大学障害学生修学支援規程」（備付-規程集 78）を定め、学生修学支援委員会（備付-規程集 50）を中心に、「障害学生修学支援ガイドライン」をもとに全教職員での支援体制を整えている（備付-82）。この規程には、障害への合理的配慮について加筆追加される予定であり、修学支援の充実をめざしている。

・修学支援の申請手順と実施の流れ



・ 学内支援体制



(12) 長期履修生については、「学則」に明記し体制を整備しているが、本年度は受け入れていない（備付資料-規程集 67）。

(13) 本学は、ボランティア活動を推奨しており、ボランティア活動記録カードを配付するなど参加を促している。1 年生には、本学主催の地域貢献事業として年間 6 回開催している「Iwatan 親子広場」（備付-17）と、オープンキャンパスのキャンパスメイトの 2 回を含めた年間 2 回以上の参加を推奨している。

ボランティア活動参加が顕著な学生に対して、宮川渙男初代学長の「徳性の陶冶」の教育理念を顧み、学生が 2 年間のボランティア活動を通じて地域・社会に貢献することを推奨する目的として宮川渙男賞、地域貢献奨励賞を定めている（備付-12, 13）。学位記授与式において宮川渙男賞、地域貢献奨励賞として表彰している（備付-規程集 77）。

・宮川渙男賞、地域貢献奨励賞受賞者数と割合の推移

年 度	宮川渙男賞(人)	地域貢献奨励 (人)	地域貢献奨励賞の割合 (%)
令和 2 年度	2	12	32
令和 3 年度	2	13	26
令和 4 年度	2	20	40
令和 5 年度	2	22	37
令和 6 年度	2	16	31

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

(1) 就職支援は、基準Ⅱ-A-4 で明示しているように、キャリア支援センター員を中心に就職支援を行っている。キャリア支援センター長は教員が務め、キャリア支援センター次長に専門の職員を充て、教職員が連携して就職支援活動をしている。また、1 年及び 2 年の学年主顧問教員 2 名も所属し、学校全体の組織的な就職支援になるように整備している。

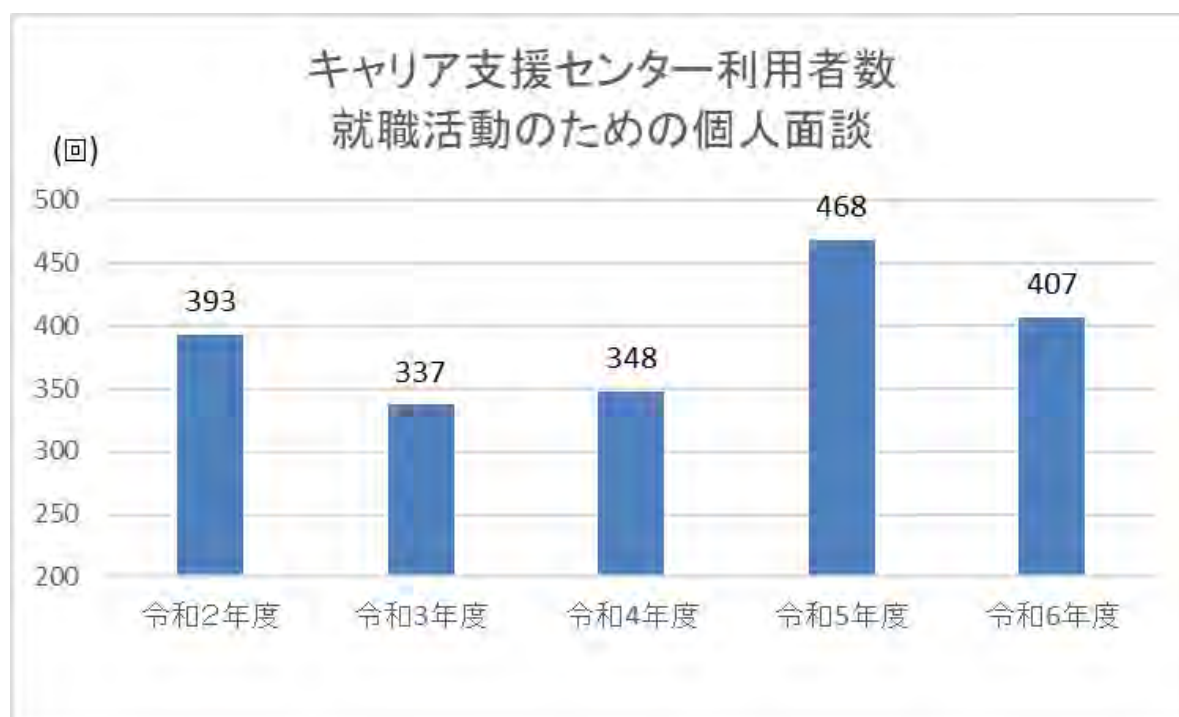
キャリア支援センターでは、就職率 100%に向けて、キャリア支援センター職員が進路希望調査(備付-78)に基づき、全学生を対象に 1 回 20 分程度の就職個人面談を行っている。就職活動に備えてキャリア支援センター利用の周知徹底を図り、本年度の 2 年生 1 人当たりの利用回数の平均は 4.8 回、計約 1.6 時間の利用となっている。学生が積極的に就職活動を進めていくために、個別の相談による報告・連絡・相談を重視した支援を行い、メールや電話を利用して報告等を行うことが身についた。また就職活動と学業を両立することが難しい学生には、クラス顧問と連携を図り支援している。1 年生はキャリア支援面談の初回を後期試験終了後に計画することで、全員が一度以上面談を受けることができた。

(2) 就職支援のための設備は、キャリア支援センター室と就職相談室を設置している。キャリア支援センター室には、オンライン情報を活用できる設備を完備し、学生が就職活動に必要な資料を揃えている。希望地区のガイダンス、求人などの資料や過去や試験結果報告資料を自分自身で確認できるなど面談の際に用いて就職活動に生かしている。就職相談室では、履歴書作成対策講座を開講した。キャリア支援センター利用状況は次のとおりである。

・キャリア支援センター室利用者

(単位：人)

	就職調査のための 個人面談	就職活動のための 個人面談	就職相談室 利用者数	合 計
令和2年度	86	307	3	396
令和3年度	72	264	0	328
令和4年度	62	286	89	437
令和5年度	57	320	91	468
令和6年度	48	260	99	407



(3) 幼稚園・認定こども園への就職試験に対する指導としては、山口県私立幼稚園協会、岩国幼稚園協会等、地域ごとで協会に加入している園が統一して実施する採用試験が一次試験として実施されている。そのため、採用試験の対策として、就職試験対策講座を開設している(備付-42)。就職試験対策講座は、本学教員が、教養・専門分野ごとに講義・実技指導を行っている。内容の充実を図るため、毎年、受験した学生に試験内容についてアンケートの協力を求め、「統一適性試験結果報告書」として提出を求めている。試験項目と内容、受験の感想、さらに後輩へのアドバイス等を記入した出題内容をキャリア支援センターで資料として保管している。そこに記入のある感想やアドバイスなどを取りまとめ、問題の傾向と対策を分析している。それにより、本年度の「就職試験対策講座」は、公務員試験の過去問の解説を中心に開講した。令和6年度就職試験対策講座は次のとおりである。

・令和6年度就職試験対策講座

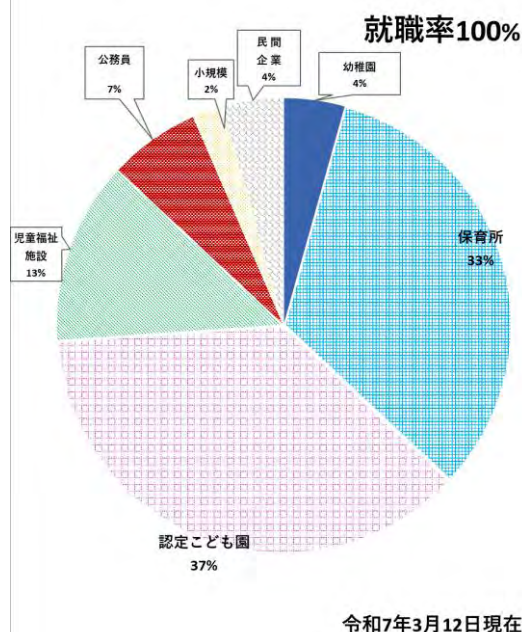
	月日	曜日	時 間	内 容	対象	担 当	場 所
1	4月9日	火	5 限	講座の説明会・保育で使う漢字 就職試験傾向と対策1 資料1- 【1】【2】	全員	竹 野 佐々木	演習室5
2	4月16日	火	5 限	就職試験傾向と対策3 資料1- 【7】【11】	全員	水鶏口	演習室5
3	4月25日	木	4 限	就職試験傾向と対策4 資料1- 【3】【12】	全員	船 原	演習室5
4	5月7日	火	5 限	就職試験傾向と対策5 資料1- 【8】【9】	全員	朝 倉	演習室5
5	5月27日	月	4.5 限	ピアノ発表練習①	岩国市	赤 川	音楽室
6	5月21日	火	5 限	就職試験傾向と対策6 資料1- 【10】 造形(実技)	全員	鷺 崎	美術室
7	授 業 内			就職試験傾向と対策2 資料1- 【4】【5】【6】	全員	荒 谷	
8	6月20日	木	4 限	身体表現(体育)実技(服装:体操服)	岩国市	西 本	講堂
9	授 業 内			論作文	全員	宮 下	
10	授 業 内			岩国市私立幼稚園試験直前確認 課題曲(ピアノ実技模擬試験)	岩国市	赤 川 井 上	ピアノ室
11	6月10日	月	4.5限	ピアノ発表練習②	岩国市	赤 川	音楽室
12	6月28日	金	4.5限	ピアノ発表練習③	岩国市	赤 川	音楽室
13	6月27日	木	4 限	就職試験対策講座直前指導	岩国市	佐々木 松 野	演習室5

(4) 本学は幼児教育科単科であるため、就職先の多くは幼稚園・保育所・認定こども園・施設である。それらの就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。学生の就職状況については、教職員が前年度卒業生の全ての就職先を訪問し、卒業生の状況や就職先からの要望等を聴取している。また、基準Ⅱ-B-3 で記述しているように、「就職先からの卒業生に対するアンケート」(備付-32)や「卒業生のアンケート」(備付-64)を毎年実施している。その結果をもとに、就職ガイダンスを通じて学生にフィードバックし学習成果の向上に繋げている。

また、「教育・保育実習連絡協議会」(備付-45)、「施設実習連絡協議会」(備付-46)を開催し、この協議会での情報交換をもとに就職支援に繋げている。「教育・保育実習連絡協議会」、「施設実習連絡協議会」はオンラインからの出席も可能なハイブリッド会議を実施し好評を得ている。そして各実習先に教員が訪問指導に伺った際に情報交換に努めている。

(5) 進学支援については、本学に送付された進学に関する資料をキャリア支援センターに設置して、学生がいつでも閲覧できるようにしている。進学希望学生には、クラス顧問が中心となって相談に応じ、全体で共有している。

留学制度については「学則」に明記し体制を整備し、クラス顧問が中心となり支援している。



<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

学生の修学上の配慮の課題が挙げられる。多様な学生が入学している中、授業だけでなく実習や就職活動に際して学生支援体制のさらなる改善が求められる。教職員の連携を深め情報の共有と相談体制を充実していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特記事項なし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料 71. シラバス・学習記録、108. FD 活動記録、109. 授業相互参観報告書、110. ティーチング・ポートフォリオ関連、111. SD 活動記録、112. 事務局窓口対応マニュアル

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

- (1) (2) 本学幼児教育科は、「短期大学設置基準」に定める専任教員数 8 名（短期大学設置基準で定める教授数 4 名）に対し、学長 1 名、教授 4 名、准教授 2 名、講師 5 名の計 12 名で、短期大学設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績、演奏会、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、また、それを Web 上で公開している。
- (4) 本学は、「短期大学設置基準」（第 20 条の 2 第 1 項）の規定及び本学の教育課程編成・実施の方針から、専任の教授、准教授又は講師が適切に授業科目を担当するように、教員組織を編成している。また、同方針に基づき、専任教員と非常勤講師（兼任）を適正に配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 補助教員は採用していない。
- (7) 教員の採用、昇任は「学校法人高水学園岩国短期大学就業規則」（備付-規程集 96）、「岩国短期大学教員資格基準」（備付-規程集 93）、「岩国短期大学教員資格審査規程」（備付-規程集 94）の選考規程に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

(1) 専任教員の研究活動は、幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な知識や技能が効果的に学べるように実務経験のある教員を配置し、専任教員は教育・研究活動を意欲的に行い、教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

(2) 科学研究費補助金は獲得できなかったが、本年度も外部研究費である中・四国保育士養成協議会教職員研究費の助成金を3年連続獲得できた。

(3) 専任教員の研究活動に関する規程は、「紀要原稿執筆・投稿要領」（備付-規程集 82）、「岩国短期大学科学研究費補助金取扱規程」（備付-規程集 86）、「岩国短期大学における競争的資金等の管理運営に関する規程」（備付-規程集 87）に定め整備している。

(4) 専任教員の研究倫理については、学術研究が適正に遂行され、かつ社会的な信頼性を担保するために、本学において研究に携わる者が常に自覚し遵守すべき基準として、「岩国短期大学研究倫理規程」（備付-規程集 84）、「岩国短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（備付-規程集 89）に定めている。本年度は昨年度に引き続き、研究倫理規程作成と施行にあたり研究倫理委員会を6回開催した。それらの回には承認会議が2回、また、専任教員の倫理教育3回が含まれている。倫理教育は、日本学術振興会研究倫理eラーニングコースの受講、本学の倫理規程の確認、さらに、学外講師によるオンライン研修であった。今後とも定期的に教員を対象とした説明会や研修会等を行っていく予定である。

開催月日	内容	共催
2月	年度計画	
3～4月	研究倫理教育① eラーニングコースの受講	
5月22日	研究倫理教育② 「岩国短期大学研究倫理規程」 チェックシート一連 「岩国短期大学研究紀要規程」	FD授業評価委員会 紀要編集委員会
7月23日	研究承認会議（今年度分）	
9月10日	研究倫理教育③ 外部講師による研修会	子ども未来保育研究所
12月6日	研究承認会議（来年度予定分）	

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（学外学会発表・研究紀要の投稿等）を確保している。本年度は令和5年度全国保育士養成協議会ブロック研究助成金による研究の学外発表として2回学外発表の機会があった。6月、岩国幼稚園協会主催の岩国研修総会にて登壇発表、8月、全国保育士養成セミナーブロック研究助成報告にてWeb配信の発表をした。

研究紀要「岩国短期大学紀要」及び「子ども未来保育研究報告」は年1回発刊されており、専任教員個々人の研究活動状況は本学Web上で公開している。「岩国短期大学紀要」は本年度第53号を迎えた。近年、紀要論文数は単著、共著合わせて5本以上が保持されている。専任教員の論文投稿への意欲は高い。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

- (1) 学生支援課の就職・実習係は、キャリアコンサルタントの有資格者を配置し、進路指導支援や就職相談、就職後の定着指導や卒業生の再就職支援を行っている。図書館には図書館司書を、学生厚生係には保健室担当として、養護教員資格と看護師資格を有している職員を配置している。
- (2) 事務長は、月 1 回の事務協議会等をとおして職員間の情報共有・連携を図っている。また、「事務局窓口対応マニュアル」(備付-112)を作成したり、SD 実施委員会を中心に職員の学内外の研修に適宜参加させたりして、職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている(備付-111)。
- (3) 事務関係諸規程について、「岩国短期大学の組織に関する規程」(備付-規程集 5)、「岩国短期大学文書取扱規程」(備付-規程集 12)、「岩国短期大学文書作成要領」(備付-規程集 13)、「岩国短期大学文書保存内規」(備付-規程集 14)、「学校法人高水学園岩国短期大学就業規則」(備付-規程集 96)、「岩国短期大学職員給与規程」(備付-規程集 98)、「学校法人高水学園経理規程」(備付-規程集 116)、「学校法人高水学園施設設備管理規程」(備付-規程集 118) 等が制定されており、諸規程に則って適切に事務処理を行っている。
- (4) 事務室では、各事務職員が専用のパソコンを使用できる環境にあり、また、総務課が中心となって備品等を整備・管理し、消耗品の点検・補充を確実にしている。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価や改善は、月 1 回の事務協議会において、学内事務の運営及び連絡調整に関する事項を協議する中で、日常的に業務の見直しや事務処理の改善を行っている。
- (6) 事務職員は、「シラバス・学習記録」(備付-71)に示された成績評価基準に基づき提出された授業担当者評価表により学生の成績記録表を作成し、規程に基づき適切に保管している。また、卒業後、成績証明の請求に対しても確実に対応している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

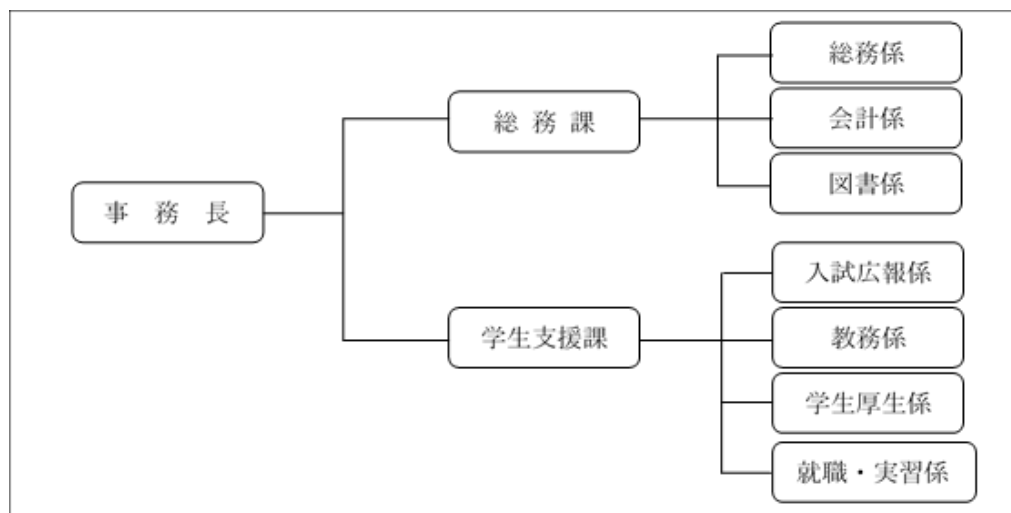
※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

- (1) 事務職員は、学内の運営組織のそれぞれの部署の構成員となっており、教員や関係部署と連携している。また、教職員合同会議に全職員が出席し、学習成果の獲得の向上に貢献している。
- (2) 本学の事務組織は、次の事務組織図のとおり、事務長の下、総務課及び学生支援課の 2 つの課を置き、総務課には、総務係・会計係・図書係を、学生支援課には、入試広報係・教務係・学生厚生係・就職実習係を配置している。事務局の職務内容と担当者は、年度当初の事務協議会で確認している。さらに、教授会でも報告し教員に周知することで、事務組織の責任体制を明確にしている。

・令和6年度岩国短期大学事務組織図



〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD活動をととして授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

＜区分 基準Ⅲ-A-5の現状＞

(1)SD活動は、「岩国短期大学SD実施委員会規程」（備付-規程集58）により、毎月1回の定例委員会を開催し、事務局の業務の見直しや事務処理の改善等、事務職員の能力開発等を行っている。さらに、学外研修参加があった時には、研修後に学内での報告会を実施し、情報の共有に努めている。SD研修会の取り組みの内容については、事務職員全員に対し、今後必要と思われるスキル等についてアンケートを行い、それを参考にしながら実施している。また、研修会後にも内容についての成果や今後の課題を明確にするための意見を集約している。

本年度のSD研修会の実施状況は次のとおりである。

・令和6年度SD研修会

月 日	研 修 内 容
4月 1日(月)	「窓口対応マニュアル」の活用について
4月 11日(水)	「学生の支援」について(前期)
8月 21日(月)	経営・財務状況等経営改善に関する説明会
9月 13日(金)	「学生の支援」について(後期)
9月 13日(金)	情報セキュリティ研修(1)
10月 16日(月)	入試業務について
12月 4日(水)	「情報セキュリティ・リテラシー」研修会
2月 6日(木)	「窓口対応マニュアル」の見直しについて
2月 6日(木)	情報セキュリティ研修(2)
3月 6日(木)	業務の理解と検討

(2) ①FD・授業評価委員会規程（備付-規程集52）を定め、年度計画を立て実施している（備付-108, 109）。本年度のFD・授業評価委員会の年度計画の目標と重点的な取り組みは次のとおりで

ある。

【FD・授業評価委員会目標】

- 教員授業相互参観（前期・後期ピア・レビュー）による授業改善を推進する
- 学生による授業アンケートから授業改善を推進する
- 教職協働体制づくりのための研修を推進する

【FD・授業評価委員会の重点的な取り組み】

- ピア・レビュー記録用紙の見直し（授業観察の観点の明確化）
- 授業改善に向けて、ピア・レビューの実施報告書の作成を授業者へ還元する
- 各部署・委員会と連携した研修の実施
- 授業改善に向けた授業評価アンケートの実施（各科目年1回）
- 授業改善に向けたピア・レビューの実施（前期・後期各1回以上）
- 「自己点検・評価教職員合同研修会（FD・SD）」の実施（年1回以上）
- シラバス作成に向けたFD研修会を実施する（年1回）

<FD研修会（幼児教育科）の実施について>

本年度は、教育から研究まで、幅広い研修内容で展開した。具体的な取り組みとして、①「教員の研究能力や教育能力の開発」、②「教育システムの開発（カリキュラム・授業評価などの仕組みをつくること）」、③「組織開発（教育研究組織などをベストな形にすること）」があげられる。

・令和6年度FD研修

回	日	テ ー マ	関係部署
1	4/24(水)	eラーニングコースによる研究倫理研修（各自） 年間活動の説明、巡回実習指導報告書の書き方	実習委員会
2	5/22(水)	研究倫理についての研修	研究倫理委員会
3	6/26(水)	ティーチング・ポートフォリオについて	教務部
4	8/7(水)	自己点検評価全体研修会	自己点検評価委員会
5	8/28(水)	多文化共生保育に関する研究発表	研究チーム
6	9/11(水)	(外部講師による研修会)講師 広島県教育委員会生涯学習課 社会教育監 半田光紀 先生 「授業改善について」	FD委員会
7	10/30(水)	来年度シラバス作成に向けて	教務部
8	11/29(金)	情報教育に関する研修	情報機器管理室
9	12/4(水)	ウイルス感染予防研修（教職員研修会）	FD・SD委員会
10	2/19(水)	ピア・レビュー、授業評価アンケートについてのまとめ	FD委員会

また、教職員合同のFD・SD合同研修会については、以下のとおり実施した。

- ① 令和6年度岩国短期大学・高水高等学校合同研修会（SWOT分析） 参加40人
（教職員合同研修会） 令和6年 8月21日(水)13時～
- ② 第1回自己点検評価全体研修会 参加22人
（教職員合同研修会） 令和6年 8月7日(水)15時～
- ③ ウイルス感染による嘔吐・排泄物の処理手順について
（教職員合同研修会） 令和6年12月4日(水)16時30分～
- ④ 第2回自己点検評価全体研修会Ⅱ
（教職員合同研修会） 令和7年 3月13日(月)13時～

さらに、令和5年度より教育の質保証や教育改善のためにティーチング・ポートフォリオ（備付-110）を導入しており、本年度は上記のとおり、6月に研修会を行った。

(3) 本学では、教員の授業（教授法）の改善、また学生による授業評価を実施することで、質的充実を図っている。その中で「FD・授業評価委員会規程」を整備し、専任教員だけの授業ではなく、FD・授業評価委員会が研修会を立案し、指導補助者の研修を適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
- (4) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

(1) 労働基準法等の法令に基づき、教職員の就業に関する諸規程は、「学校法人高水学園岩国短期大学就業規則」、「岩国短期大学職員給与規程」、「岩国短期大学退職金規程」（備付-規程集 96, 96, 100）、「岩国短期大学育児休業等に関する規程」（備付-規程集 97）及び「岩国短期大学介護休業等に関する規程」（備付-規程集 103）を整備している。またハラスメントに関しては、「岩国短期大学ハラスメント委員会規程」（備付-規程集 53）、「岩国短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（備付-規程集 105）を策定し、法人高水学園として「ハラスメントは許しません」（備付-規程集 51）を宣言し、教職員に徹底している。その他「岩国短期大学再雇用職員規程」（備付-規程集 108）、「岩国短期大学安全衛生委員会規程」（備付-規程集 59）、そして、メンタルヘルス等の規程について高水学園の法人全体で統一した規程「学校法人高水学園ストレスチェック制度実施規程」（備付-規程集 54）を整備し、教職員の就業に関する諸規程を策定している。教職員の就業に関する諸規程については、改廃等を行う場合、教授会で審議、承認後、教職員への周知の徹底に努めている。

(2) 教職員の就業に関する諸規程は、法人室、学長室、事務室に置き、教職員が常時閲覧できるようにしている。規程等の制定及び改定等がある場合には、教授会で承認を得、周知を図っている。また、新任教職員には、就業に関する諸規程について説明を行っている。

(3) 教職員の就業は、就業規則に基づいて適正に労働管理を行い、教職員は就業規則を遵守している。

(4) 教員の採用、昇任は「学校法人高水学園岩国短期大学就業規則」、「岩国短期大学教員資格基準」、「岩国短期大学教員資格審査規程」の選考規程に基づいて行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

学園は、毎年中期計画を策定し、経営の安定化を図っている。中期計画の策定にあたっては、「法人連絡会」に諮り、学校種ごとに検討した内容を計画に盛り込み、毎年度作成する事業計画書に反映し、見直し等を行っているが、学園全体での課題を役員及び教職員全体に共有することで、経営の安定化に努めることが大きな課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 113. 校地、校舎に関する図面、114. 図書館の概要、115. 危機管理マニュアル、116. 図書館利用記録、117. ML 展パンフレット、140. 安全衛生委員会議事録

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。

- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ① 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力に努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

- (1)(2)(3)「短期大学設置基準」の規定では、校地面積 1,600 m²、校舎面積 2,350 m²以上となっている。本学は、校地面積 34,551 m²、校舎面積 8,570 m²を確保しており規定を充足している(備付-113)。また、通常テニスコートとして利用している運動場があり体育実技等の授業では主に講堂を使用しており、利用状況から適切な面積の運動のできる施設を有している。講堂の面積は 841 m²あり、バレーボールやバスケットボール競技の可能な広さを有しており、授業や課外活動、また、各種式典や行事等に活用している。
- (4) 校舎に隣接した花壇や農園(野菜畑)を有している。また、1号館・3号館の校舎の前には、学生の憩いの場となるデッキスペース等も整備している。
- (5) 校地は、高台にあるが、校舎近くに障害者用駐車場を完備している。すべての校舎に、障害者対応はできていないが、1号館1階トイレは障害者用にバリアフリー化している。校舎入り口には車いすを完備している。また、本館事務所入り口にスロープを付け、車いすの出入りを可能にしている。また、支援室を設け、精神的に困り感がある学生にはクールダウンできる場所を確保している。
- (6) 本学幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために、1号館、2号館、3号館、講堂に講義室他、科学室、美術室、音楽室、ピアノ練習室(27室)、パソコン教室等を備えている。
- (7) 専任教員が教育研究活動を行うために、個別の研究室を設け、コンピュータ及びプリンタを

1 台ずつ貸与し、また、情報機器端末（タブレット）を一人 1 台貸し出している。各研究室には学内 LAN を活用し教員の研究活動を活発化する環境を整えている。

(8)1 号館に「保育ルーム・ドレミ」を設置し、実習指導や模擬保育等の授業に活用している。

(9)通信による教育は行っていないが、本年度、学校法人国際学園星槎大学と、2024 年 10 月 25 日付で通信制課程科目等履修に関する協定を締結した。2025 年 4 月 1 日から適用の予定である。指導方法の検討や、施設の整備等について準備を進めている

(10)幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うため、1 号館の第 1 講義室～第 6 講義室まで、液晶モニター及び DVD 機器を設置し、デジタル機器での授業が展開できるよう環境を整えている。また、演習室 5、パソコン室、音楽室、科学室、大講義室、視聴覚室、講堂（体育館）に無線 LAN 環境を整備し、音楽室、科学室、大講義室、視聴覚室、LL 演習室には、天吊り型のプロジェクタを設置し、遠隔授業に対応できるよう整備している。本年度は、講堂に大型テレビモニターを設置した。

(11)図書館は、昭和 56 年に竣工し、4 階建の 3 階と 4 階を本学の図書館として利用している。平成 19 年度に全面改修を行い、さらなる利便性を図った。3 階は、図書貸出カウンターからの閲覧室及び事務室がある。4 階は授業にも使用される視聴覚室及び書庫がある（備付-114）。図書館の収蔵能力は約 4 万冊である。購入図書選定基準は、教育課程編成・実施の方針に沿った講義・実習に対応した図書、学生・教職員からのリクエスト、各教員からの研究図書、図書館司書による新刊図書の選書等としている。特に、幼児教育科としての特性から、絵本・紙芝居等は、実習や授業での利用が多いため随時新刊を補充し充実を図っている。図書館のレイアウトは、利用者の目につきやすい出入口付近に、新刊図書、雑誌、絵本、本学の紀要や刊行物などの本学関連資料を配置している。絵本展示は、季節ごとや授業内容のテーマに合わせて変えている。参考図書や新書・文庫、紙芝居や楽譜集も別置している。他機関の紀要等論文集に関しても、前年度と当年度届いたものは閲覧席近くに別置し（それ以前のバックナンバーは閉架にて管理）、教職員や学生に利用しやすくしている。各教員が必要とする図書に関しては各教員の研究室管理として貸し出しを行っている（備付-116）。

平成 26 年度から「山口県大学 ML（ミュージアム・ライブラリー）連携特別展」（本学展示期間：10 月～12 月）に参加しており、本学の学生、教職員に向けてだけでなく、展示期間中は地域住民に図書館を開放し、地域の学習資源センターとしての役割も担っている。令和 2 年度～4 年度の開催は新型コロナウイルス感染症予防対策のため規模を縮小した上での開催となったが、令和 5 年度から通常通り開催し、特別展示期間中に開催される大学祭当日は、学内保育ルームに出張展示スペースを設け特別展示を紹介した（備付-117）。

・山口県 ML 連携特別展の内容

年 度	本学テーマ / 展 示 内 容
平成 26 年度	「発見、絵本！～子どもの心を育むもの」 ・ジャンル別絵本の展示（科学絵本、乳児向け絵本、幼児向け絵本、人気の絵本、しかけ絵本等）
平成 27 年度	「次世代につなぐ～日本文学の絵本展」 ・松谷みよ子作品展示 ・各紙面記事から功績を辿る。
平成 28 年度	「絵本作家の宇宙ではぐくまれる幼児のころ」 ・中川李枝子作品展示 ・「学生からの松谷みよ子さんへの天国ポスト」の手紙内容紹介 ・外国のしかけ絵本
平成 29 年度	「明治から昭和にいたる幼児教育関連資料、日本の童話・児童文化財関連資料、絵本を題材とした学習成果関連資料」 ・『復刻 幼児の教育』全 52 巻の一部・『赤い鳥 復刻版』全 18 巻の一部 ・松谷みよ子作品研究

	・学生作品 飛び出すカード（クラフトノート）
平成 30 年度	「絵本をひらくと～懐古・夢・希望がみえてくる～」 ・かこさとし作品展示 ・各紙面記事から功績を辿る。
令和元年度	「さあ、はじまるよったら、はじまるよ！ー乳幼児の生きる力を育む絵本との出会いー」 ・乳幼児向け人気絵本 ・乳児、幼児への読み聞かせの効果などの参考図書の展示
令和 2 年度	「幼児と新しい日常にのぞむ」 ・“おうち時間”を楽しむヒントとなる関連資料 ・20 世紀の三大ファンタジー～コロナ禍に負けないための世界をつなぐ物語の力～解説紹介作品展示 ・新型コロナウイルス感染症関連資料 ・しかけ絵本
令和 3 年度	「成長のあゆみは絵本とともに」 ・エリック・カール作品展示 ・本学創立 50 周年のあゆみ関連資料 ・しかけ絵本
令和 4 年度	「幼き頃に想いをよせて～懐かしい唄や遊び～」 ・わらべ歌関連資料、楽譜集 ・伝承遊び関連資料 ・うた遊び関連資料、楽譜集 ・うた絵本、紙芝居 ・しかけ絵本
令和 5 年度	「うみだす～幼児教育の世界観～」 ・生命誕生に関する絵本、関連資料 ・造形関連の絵本 ・手作りおもちゃ関連資料 ・お店やさんごっこ学生製作品
令和 6 年度	「子どもたちと「ふかめる」」 ・子どもとおもちゃの関係性に関する参考資料 ・手作りおもちゃ実用書 ・おもちゃに関する絵本 ・学生製作手作りおもちゃ作品

※上記の資料のほか、平成 29 年度を除き、学生による作品（「手作り絵本」、「絵本 100 冊読み綴り」、「私の心の 1 冊」）を毎回数点展示している。

(12) ①図書館は、通常閲覧室 32 席を設置しており、教職員及び学生等に利用されている。図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数は次のとおりである。蔵書管理は、平成 29 年度には図書館管理新システムを導入し、参考図書から関連図書までシステム管理している。また、図書の貸出においても、図書館管理システムに一括管理することで貸出業務の簡素化や不明図書等の無いようシステム処理が確立している。蔵書の廃棄については、規程により亡失や不用資料を中心に年度末に行っている。

・図書館蔵書数

和 書	洋 書	雑 誌	AV 資料
17,785 冊	769 冊	22 種	1 9 本

令和 7 年 3 月 1 日現在

図書関係年間予算

(単位：円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
図書費予算	1,187,500	1,060,000
消耗品費予算	600,000	580,000

②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等からの要望に協力しており、これまで問い合わせのあった本学刊行の紀要に掲載された研究論文に関しては、本学ホームページに開示している旨を回答し、紀要原本の要望があった場合は送付している。今後も、紀要に関する要望のほ

か、図書や文献複写に関しても協力していきたい。

(13) オンライン授業に対応するため、Google Classroom を活用した遠隔授業ができるよう整備し、運用できる体制を整えている。自宅等で自由に利用できるパソコンを持ち合わせていない学生に貸出用ノートパソコンを整備し、不利益が生じないようにしている。また、収容人数の多い施設に大型モニターやプロジェクタとスクリーンを設置し、教室以外で授業ができるように施設を整備している。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

- (1) 「学校法人高水学園経理規程」、「学校法人高水学園施設設備管理規程」（備付-規程集 118）、「岩国短期大学付属図書館資料収集・管理規程」（備付-規程集 145）、「学校法人高水学園図書館経理規程」（備付-規程集 147）、「岩国短期大学付属図書館における基本金図書組み入れに関する細則」（備付-規程集 148）を整備している。
- (2) 上記規程に伴い施設設備、備品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理を適切に行っている。また、安全衛生委員会が中心となり、教職員の改善・改修希望アンケートをもとに、定期的に施設巡視・点検作業により危機防止に努めている（備付-140）。
- (3) 火災・地震・防犯対策は、消防法等の法令に基づく「岩国短期大学防火管理規程」（備付-規程集 124）、「危機管理マニュアル」（備付-115）、緊急連絡網（教員・職員）を作成し整備している。大雨・洪水等の場合の休校等についての措置は、「台風等の自然災害や交通機関運休における授業等の取り扱い」を「学生便覧」に明記し運用している。
- (4) 火災・地震対策として、学生、教職員全員参加の災害・防火訓練を年に一回実施している。防火整備の点検は地元の民間企業に委託し、防災等の対策を万全にしている。緊急時の連絡網は、年度最初の教授会及び事務協議会で周知している。非常勤講師は非常勤合同会議で周知している。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策については、情報機器管理室が情報システムやネットワーク設備に関する業務を担当している。外部とのインターネット接続では、ファイアウォール機能を持ったルータを設置し、外部ネットワークからの脅威に対しての保護対策をしている。Web サーバ、メールサーバは外部のクラウドサービスを利用している。クライアントコンピュータ及び各サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を実施している。さらに、学生が利用するコンピュータにはプロキシサーバによるアクセス制限を行っている。このように、外部からの脅威や不正なサイトへの閲覧によるウイルス感染の脅威への対策を講じている。
- (6) 夏季期間クールビズ制度を導入し、また、冷暖房機器の設定温度を 28℃にし、集中管理している。電力使用量の抑制策や結果等を教授会や事務協議会で報告し、省エネルギーの意識の向上を図っている。学内では、ゴミの分別回収を行い、環境保全に配慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の校舎は、設立から 53 年を経過し、毎年計画的に保守点検しながら修繕及び補修工事を

行っている。本年度も、1号館の雨漏りの修繕工事及び空調関係の設備修繕工事を実施したが、減価償却年を超えていることから、抜本的な改修工事の計画等を検討することが引き続き課題である。照明のLED化への移行やトイレの全面様式化など計画的な整備も必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 119. 情報処理室、AL 演習室

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。学内には ML (ミュージック・ラボラトリー) 演習室をはじめ、電子ピアノ集団練習室や個人練習が可能なピアノ練習室を設けている。また、学生の保育実践力を高めるために、模擬保育等の演習室としての「保育ルーム・ドレミ」を整備し、専門的な支援ができる設備を完備している。その他、情報処理室、AL 演習室) 及びパソコン室を整備している。機器の整備、充実を図るために情報機器管理室を置き、専任教員を 1 名配置し、技術サービス、専門的な支援を行っている (備付-119)。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングの提供については、授業科目「情報処理演習Ⅰ」、「情報処理演習Ⅱ」、「教育の方法と技術」、「保育内容指導法 (健康Ⅱ)」や他の授業科目でコンピュータを活用することで情報技術の習得に努めている。また、「保育・教職実践演習 (幼稚園)」では、文章作成ソフト、プレゼンテーションソフト、インターネットなどの基礎的な技術を活用し、保育内容研究発表会等で成果をあげている。

教職員に対しては、教職員間での情報交換、自身の研究活動を通じて、あるいは、情報機器管理室が教職員からの質問や疑問に答えることで、情報技術の向上に努めている。本年度は FD 授業評価委員会の協力を得て、11 月に Excel の利活用に関する研修会を行った。また、SD 実施委員会の協力のもと、9 月に情報セキュリティ研修を行うなど、情報技術の向上に努めている。

(3) ピアノ等の設備については、音楽専任教員が定期的に点検し、維持管理を行い、適切な状態を保つよう努めている。学内 LAN やネットワーク等の技術的資源やサーバ等のコンピュータ設

備に関しては、情報機器管理室が中心となって技術的資源と設備について計画的に維持管理を行い、適切な状態を保つ努力をしている。OS (Windows10) やオフィスソフト (Office) のアップデートの管理には WSUS サーバを構築し、適切な状態を保持するよう環境を整備している。

(4) 技術的資源の活用については、一昨年度に実施した延命処置等で引き続き有効活用している。今年度については学生ホールの無線 LAN アクセスポイントの更新を行った。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や短期大学運営に活用できるように、学内の情報機器を整備している。教員は、授業のための資料作成にコンピュータを利用し、職員も含め、インターネットからの情報収集や電子メールの交換、ファイルサーバ上の情報を閲覧することができる。教職員全員にパソコン、タブレット端末を貸与し、教員の研究室にはインクジェットプリンタを整備している。情報共有のためのシステムとして学内情報共有システムを導入し、情報発信や議事録の登録、教職員のスケジュール管理等が可能な状態になっている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。インターネットや電子メールの利用をはじめ、ファイルサーバや図書館管理システムなどへアクセスできる。電子メールシステムは、学内 LAN はもちろんのこと、学外においてもインターネットに接続されたパソコンや携帯電話、スマートフォンなどがあれば利用できる仕組みを構築しており、授業等に活用できる。また、情報交換や緊急時の連絡網として、各部所属単位でメーリングリストを整備し活用している。「情報処理室」と学生がいつでも自由に利用できる「パソコン室」を整備している。また、学生ホール、図書館、キャリア支援センター、演習室 5、パソコン室、音楽室、科学室、大講義室、視聴覚室、講堂 (体育館) に無線 LAN (Wi-Fi) 環境を構築しており、学習や就職活動に活用できるよう整備している。また、音楽室、科学室、大講義室、視聴覚室、LL 演習室には、天吊り型のプロジェクタを取付け、ICT を活用した授業に対応できるよう整備している。管理については情報機器管理室が学内 LAN 環境の監視・管理を行っている。

(7) 教員は、プレゼンテーション資料を作成し、スライドを使った授業を行っているほか、情報系の授業においては、学生に電子メールアドレスを貸与し、その電子メールアドレスを ID としたクラウドサービス Microsoft365 を利用した課題提出や、クラウドサービスのオンラインストレージサービスを活用し、課題ファイルを作成し保存するといった授業を行っている。また、AL 演習室においてタブレット端末を用いたアクティブ・ラーニング型の授業を行うほか、演習室 5、パソコン室、音楽室、科学室、大講義室、視聴覚室、講堂 (体育館) に無線 LAN 環境を整備したことにより、様々な教室等で、タブレットで作成した教材を提示したり、Google Classroom を利用して課題のフィードバックを行ったりするなど ICT を活用した効果的な授業を行っている。また、Google フォームを利用したアンケートや Google Apps Script と ChatGPT を利用したシステムを開発するなど、授業や短期大学運営に活用している。

(8) 教育課程編成・実施の方針に基づいて、コンピュータ教室を 2 室 (情報処理室に学生用パソコン 27 台、パソコン室に学生用パソコン 30 台)、AL 演習室を整備している。ピアノの演奏技術習得のために ML 演習室、YML (エレクトーン) 演習室、電子ピアノ集団練習室や個人練習が可能なピアノ練習室を設けている。また、保育実践力を養うための「保育ルーム・ドレミ」等特別教室として整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

基幹系の通信機器およびサーバが老朽化してきている。故障には至っていないが、修理対応のできないものがあり、更新を検討しなければならない時期に来ている。更新の費用として補助金の活用など情報収集を行うことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

Google Apps Script と ChatGPT を利用した「入学者選抜可否結果照会システム」を開発し、本年度の入学者選抜より運用を開始した。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

備付資料 114. 図書館の概要、120. 寄付金関係、121. 財産目録及び計算書類、122. 高水学園寄付金委員会、135. 自己点検・評価委員会議事録、153. 事業計画書、156. 学校法人高水学園経営改革（中長期）計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費を適切に措置している。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が適当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

- (1) ①資金収支及び事業活動収支については、厳しい状況は続いている。
- (1) ②入学者数の一定の推移と補助金の獲得等により、事業活動収支の収入超過及び支出超過はない。
- (1) ③貸借対照表の状況は厳しい状況ではあるが健全に推移している。
- (1) ④短期大学の財政と、学校法人全体の財政説明は、本学園全教職員を対象とする研修会（財務状況・中長期計画を含む）を開催し、短期大学及び高等学校、同附属中学校の財務状況を報告していることから、把握できている。
- (1) ⑤短期大学の存続を可能とする財政は、教育活動収支のバランスと教育活動外収支のバランスが均衡していることから、引き続き「学校法人高水学園中期計画令和4年度～8年度（5か年）」を立案しながら、本学の学生募集に力を入れていく。
- (1) ⑥退職給与引当金等は、「学校法人高水学園経理規程」（備付-規程集 116）どおりに引き当てている。
- (1) ⑦資産運用については、「学校法人高水学園寄付行為」（備付-規程集 112）どおりに、資産運

用について適切に行っている。

(1)⑧教育研究経費は過去3年間にわたり適切に処理している。

(1)⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分については、教育研究用の施設整備は、教育に支障がないよう資金を配慮しており、図書等学習資源については、現状の学生数に合わせほぼ妥当である（備付-114）。

(1)⑩会計監査員の監査は定期的を実施し、会計に関する帳簿の全てを確認の後、適切に対応をしている（備付-121）。

(1)⑪寄付金の募集は、定例で実施する寄付金委員会（備付-122）で、寄付の募集計画を立案し、「学校法人高水学園寄付金取扱規程」（備付-規程集 130）により運用と募集を行っている。また毎年7月から、保護者に対して寄付の依頼を行っている（備付-120）。学校債の発行はない。

(1)⑫⑬山口県は高校生の県外進学率が高い。県内の5短期大学の平均収容定員充足率（令和6年5月1日現在）は、71.2%である。本学の本年度の入学定員充足率は64%、収容定員充足率は70%である。妥当な水準とはいえないが、教育環境の充実、経費削減等を図って、収容定員充足率に相応しい財務体質に努めている。

(2)①本法人及び短期大学は、「学校法人高水学園中期計画令和3年度～7年度（5か年）」の中長期計画を策定し（備付-156）、Web上で公開している。全教員で作成した教学改革計画と、財務担当者による財務計画等の内容となっている。上記経営改革計画に基づき作成した事業計画書は、監査が終了後、3月の理事会の承認を経て決定している（備付-153）。

(2)②決定した予算は4月1日に査定額として関係部門の長に配付し、事業計画書については3月の理事会での承認の後、関係部門に指示している。

(2)③年度予算については、計画通り適正に執行している。

(2)④日常の出納業務は、各部署の会計担当者が処理した後、総務課長、事務長が確認後、法人会計担当者が処理をし、経理責任者である法人局長を経て理事長に報告をしている。

(2)⑤資産及び資金の管理と運用については、資産等の管理台帳及び資金出納簿等を、法人の公認会計士の監査を年に8回実施し、また内部監査を行うことで適切な会計処理に基づいて記録を残し、安全かつ適正に管理している。

(2)⑥「月次試算表」については、毎月適時に資金収支元帳から経費責任者である事務長確認後、法人局長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

(1)短期大学の将来像については、「学校法人高水学園中期計画」にまとめている。その中で令和10年度の短期大学の姿として次のようなビジョン（概要）を描いている。

「山口東部にある唯一の保育士・幼稚園教諭を養成する短期大学である強みを生かし、さま

ざまな先進的な取組みが地域に広く理解され社会的評価が高まっている。近隣の大学や高等学校との間で結ばれた連携協定が効を奏するとともに、独自の奨学金制度による修学支援体制の拡充や、社会人の積極的受け入れを行ったことから学則定員を満たし経営強化が図られている。地域貢献を積極的に行い、地域のニーズに応える短期大学として認められ、子育て支援センターとしての役割も担っている。」

このビジョン策定の背景にある高等教育の多様な変化や、18歳人口の減少が続く少子化社会のもとで、本学がその使命を果たし、特色を発揮するには何が必要か。一つには、小規模で、幼児教育科のみの単科であること、二つには、山口県東部唯一の高等教育機関であること、この特性を生かすことである。建学の精神「楽学」に基づき、「徳性の陶冶を重んじ、人間性を練り鍛え、豊かな人間形成を図る。」「地域に生きて働く人材の養成」を教育理念とし、地域に信頼される質の高い保育者養成に全力を傾けることをめざしている。

本学は、地域や関係各方面から「選ばれる・求められる・愛される」短期大学であるために、次のような取り組みを推進することとしている。

第一に、2年間で習得させる学生の学習成果を、1. 保育者としての専門的な知識と技能 2. 表現力とコミュニケーション能力 3. 責任感と協力性 4. 地域貢献と敬愛の精神と定め、全ての教職員で共有し教育を推進する。

第二に、山口県東部における唯一の高等教育機関として、地域の活性化に貢献する事業を展開する。平成23年度に本学が中心となり発足した「岩国子育て支援ネットワーク（Iwatan 子育て愛ねっとアカデミー）」は、岩国市・岩国幼稚園協会・岩国市保育協会等と連携し、地域における子育て支援事業の活動を展開し、その活動は市民に広く浸透している。また、岩国市及び岩国商工会議所とも包括連携協定を締結しているが、今後はさらに連携の輪を拡大強化し、地域課題解決のために地域貢献を積極的に行う。

第三に、近年の保育者不足問題解決のため、中学・高校への出前授業をとおして、次世代の保育を担う中学生・高校生の発掘に努め、地域と一体となった学生募集活動を展開することにより、長期に亘り安定的な学生の確保につながる。

「選ばれる・求められる・愛される」短期大学であり続けるために、優秀な保育者の養成と地域に貢献できる人材の育成を大きな使命とし、短期大学の将来像を実現し、経営体質の改善を図っている。

(2) 例年、8月の教職員合同研修会(備付-135)でSWOT分析を行い、本学の強みと弱み等を明らかにし、危機意識の共有と今後の取り組みを確認している。

協議テーマを「学園全体の生徒・学生募集強化策～これから着手可能な取り組みについて～」とし、学園の教職員が8名程度のグループとなり分析結果をもとに協議を行った。「強み・機会」の分析をもとに、昨年度の分析に加え、英語教育のさらなる充実、単位互換などの高大連携をさらに充実させる、中高教育活動への短大教員のかかわりを強める、保育士不足解消のための地元自治体との協力などが挙げられた。また、「弱み・脅威」として、昨年度に挙げられている少子化、施設の老朽化に加え、高校生の県外流出（主に広島県）、教職員の高齢化に伴う後継者不足などが挙げられた。本年度も昨年度に続き、オープンキャンパスとオープンスクールを同日開催とし、学園全体の取り組みとして実施した。

(3) ①山口県の総人口は令和2年の国勢調査においては、約134万人であったが、公表された山口県人口動態調査では、約128万人となっている。その後も減少が続き、令和6年に令和5年度の大学等進学率は全国平均が50%台前半であるのに対し、山口県は40%台前半であり、全国平均よりかなり低い傾向にある。何より短大生は学生総数の4%にとどまる。専門学校を含めた令和5年度の高校生の進学率は、山口県が62%で、全国最低となっている。また山口県の人口動態調査をもとに、令和2年度以降の18歳人口の推移下表に18歳人口の推移を示す（一部予想数値）。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山口県	12,695	12,131	12,131	11,842	11,284
岩国市	1,219	1,157	1,138	1,140	1,024

そこで、経営実態、財務状況に基づいて中長期計画を策定し、学生募集対策について次のように定めている。

【学生募集対策、学納金計画】

○経営判断指数は、平成23年度のB3から段階的に29年度にはB0まで移行し、イエローゾーンからは脱したが、18歳人口の減少に加えて若者の県外流出により、未だ予断を許さない状況である。損益分岐点が136名であるので、入学定員の適正性から数値目標を50名と定め、学生募集の方針を次のようにしている。

- ・高等学校からの新卒入学者40名を数値目標とする。
- ・社会人の積極的受け入れを行い、10名を目標数値とする。
- ・独自の奨学金制度を設け、経済的理由により就学困難な学生の支援を行う。
- ・本年度も補助金・寄付金等の外部資金を獲得するための取り組みを行う。
- ・様々な先進的取り組みをとおして社会的評価を上げ、本学の魅力をPRする。
- ・地域に信頼され愛される短期大学づくりのため、岩国市・岩国商工会議所との包括連携協定の推進、近隣の高等学校とのさらなる連携を強化する。
- ・地域の子育て支援センターとしての役割を果たす。

○学校法人高水学園中期計画（令和5年度～10年度）において、重要概要である教学改革計画と学生募集対策、そして外部資金の獲得等、それに伴う学納金計画を明確にしている。

(3)②短期大学設置基準に合わせた教員設置、また、事務職員も業務内容に合わせて配置を行っている。再雇用制度の活用等、効率的・適切に人事計画を行っている。将来的に、人材育成を目的とした人事評価を検討していく。

令和6年度 教職員年齢構成、教授・准教授・講師・事務職員数 (単位：人)

教職員	60歳以上	50～59歳	40～49歳	30～39歳	20～29歳	合計
学 長	1					1
教 授	3	1	0	0	0	4
准教授	0	1	1	0	0	2
講 師	1	1	2	1	0	5
小計	5	3	3	1	0	12
事務職員	1	4	1	1	1	8
合計	6	7	4	2	1	20

(令和6年5月1日現在)

(3)③平成29年度は耐震工事に合わせ、1号館の外壁塗装工事、3号館の空調整備を行い、外観の美化に努めるとともに学生の修学環境の整備を行ってきている。施設設備の将来計画は、短大全体の校舎が老朽化しているために、当面、経年劣化に伴う緊急補修対策で対応していく。

(3)④外部資金の獲得については、平成28年度防衛省から防音工事に係る空調工事の補助金を獲得している。また、山口県の補助金申請や、耐震補強工事に伴う文部科学省への補助金申請と岩国市への助成金申請を行った。そして引き続き、「私立大学等改革総合支援事業」及び「私立大学経営強化集中支援事業」に申請し、経営の安定化を図る。

寄付金については、平成28年度に高水学園教育振興寄付金制度を策定し、「高水学園寄付金委員会」(備付-122)を設置し、月1回の委員会を開催している。構成メンバーは高水学園常務理事、高水学園理事、学長、高水高等学校長、同付属中学校長、事務局長の4名であり、地元の企業や諸団体及び卒業生に寄付の依頼をし、恒常的な教育環境の整備や活動費として充実で

きるよう努めている。遊休資産の処分の計画はない。

(4) 例年、十分とは言えないが一定の推移で入学者を確保している。それに向けて入試広報センターや運営協議会等で検討し、志願者増加に向けた募集計画の見直しを行っている。今後も、適切な定員管理とそれに見合う人件費や施設設備費のバランスがとれるように努める。

(5) 学校法人全教職員を対象に、財務状況の説明会を実施し、経営情報を公開して危機意識の共有を図っている。情報公開についても、毎年の事業計画書と事業報告書を学園の Web 上で公開している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学園は、寄付行為からの中期計画を策定し、経営の安定化を図っている。中期計画の策定にあたっては、毎月一回行う「法人連絡会」に諮り、学校種ごとに検討した内容を計画に盛り込んではいくが、学園での課題を役員及び教職員全体に共有することで、経営の安定化に努めることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。理事会は最高意思決定機関であり、策定した中期的な計画及び事業計画等について、理事の職務執行を監督し、持続性のある短期大学運営を行うことが求められる。理事会は、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、監事の監査機能及び評議員会の監視・監督機能等により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

<根拠資料>

備付資料 121. 財産目録及び計算書類、123. 理事長履歴書、124. 学校法人実態調査表（写し）、125. 理事会議事録、152. 評議員会議事録

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

(1) 理事長は、平成 12 年 12 月に就任し、短期大学・高水高等学校・附属中学校の運営について、建学の精神「楽学」をもとに教育理念・幼児教育科教育目的を理解し、学校法人の発展に寄与している（備付-123）。

(2) 「学校法人高水学園寄付行為」（以下、「寄付行為」）第 11 条に基づき、理事長は、本法人を代表してその業務を総理し、「寄付行為」の規定に基づいて理事会を開催し、本法人の意思決定機関としての理事会運営を行っている（備付-規程集 112）。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

- (1) 理事長は、「寄付行為」の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会では、職務担当理事による事業内容等の報告を行い、審議事項の説明を行い理事会で承認を受けるなど理事会が法人業務を決し、理事の職務の執行を監督している（備付-124, 125, 152）。また、「寄付行為」第 16 条に基づき、各理事に対して理事会を招集し、理事会冒頭で理事長が議長を務める旨宣言した上で議長を務めている。
- (2) 理事会は、「寄付行為」にのっとり健全に運営され、認証評価に対する役割を果たし、本学園の最高意志決定機関としての責任を負っている。
- (3) 理事には外部理事も複数含まれ、学園内外から選出された理事により審議事項を通じ、情報の共有を図っている。理事長からの諮問により評議員会で広く意見を求めるなど、理事会は、的確な決議を図るための情報を収集している。
- (4) 理事会は、「寄付行為」に基づき、法的な責任を負うことを理解している。
- (5) 本学の「学長選考規程」「学則」等は、その制定、改廃については理事会審議事項となっており、理事会は、法人全体の運営及び短期大学の運営に必要な規則等を適切に整備している。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

- (1) 理事の選任については、「私立学校法」第 38 条（役員の選任）及び「寄付行為」第 6 条において理事の選任条項を定め、学園内外から広く選任している。現理事会において学外役員の選任についてはその経験、見識を考慮した上で選任している。
- (2) 理事選任機関は、新たな「寄付行為」から理事会をもってあて、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

理事長のリーダーシップの下、評議員会で意見を聴取し課題を整理した後、理事会に諮り経営の健全化に向け有効な施策を洗い出し、最優先課題として取り組んでいる。

しかし、少子化の進展にくわえ物価高騰によって厳しい学校運営や私学経営が迫られている。学内で危機意識を共有し、学内改革に取り組むとともに、各部署と連携を図りながら PDCA サイクルに基づいて学園を運営するなかで、いかにして改善・改革を推進していくかが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

備付資料 26. 岩国短期大学運営方針、27. 岩国短期大学アセスメント・ポリシー、126. 学長個人調書、127. 学長教育研究業績書、128. 教授会議事録

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために、教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づき開催し、適切に運営している。
 - ① 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ② 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

(1)①学長は、教授会構成員の意見を参酌して最終的な判断を行っている。短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

(1)②学長は、小学校教諭、教育委員会指導主事、山口県生涯教育センター事業課長、厚狭教育事務所社会教育課長、4校の小学校長を務めた経歴を持っている。その後、本学の事務職員として採用され、入試広報センター次長、入試広報センター長、学生支援課長、高水学園評議員などを経験し、学生募集の視点から大学運営の在り方について見識を深めてきた。また、岩国市地域づくり協働推進計画検討会座長・岩国基地内大学就学推進会会長・岩国市社会教育委員・山口県立高森高等学校運営協議会委員等の委嘱を受けるなど学識に優れ、その識見を生かして大学運営に臨んでいる。

(1)③学長は、本学の建学の精神と教育目的をもとに、全教職員に対し卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針について明示するとともに、教員に対して、本学の教育目的を達成すべき教育研究について、短大の存在意義や地域連携を含めて指示し、本学の教育の向上や充実にために努力している。さらに、学長は、「岩国子育て支援ネットワーク（Iwatan 子育て愛ねっとアカデミー）」の委員長として地域貢献に努め、岩国市、岩国商工会議所、近隣高等学校や関係機関と連携し、地域に愛される短期大学づくりに尽力している。

(1)④学生に対する懲戒は、本学「学則」第44条、及び「岩国短期大学学生懲戒規程」（備付-規程集79）に定めている。

(1)⑤本学「学則」第32条に教職員組織について定め、学長は所属職員を統督している。

(1)⑥学長は、令和6年4月、「学長選考規程」(備付-規程集90)に基づき、短期大学運営に関し識見を有すると認められ選任されて就任し、本学の教学運営の職務遂行に努めている(備付-126, 127)。

(2)①学長は、予め教授会構成員の意見を聴取する事項について周知している。「教授会規程」第3条に教授会の審議事項を定め、同条の第1号、第2号に掲げるもののほか、第3号に、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを審議することと定めている。

(2)②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

(2)③学長は、「学則」及び「教授会規程」第5条に基づいて定例の教授会を開催し、必要に応じて臨時教授会を招集し、運営している。

(2)④教授会の議事録は、教授会構成員の承認を得て整備・保管している(備付-128)。

(2)⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する協議を行い、年度末の教授会において本学アセスメント・ポリシー規程(備付-規程集64)にのっとり、関係各部署での自己点検・評価の結果を発表させ、全教職員への共通認識を図っている(備付-26, 27)。

(2)⑥委員会は、「岩国短期大学教授会規程細則」(備付-規程集3)第6条により、学長の下に教育研究上必要な委員会を設置している。委員会はそれぞれの規程に基づき、委員長は組織間の協調を図りながら適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

地域の少子化が急速に進行し、高校生の保育分野への進路希望者も減少している状況があり、学生数の減少に歯止めがかからない状況が続いている。そのような中、本学が選ばれる短期大学として発展していくためには地域との連携強化や魅力ある大学づくりが急務である。また、高校生や中学生などの次世代の若者に保育分野の魅力をしっかりと伝えていくことが大切である。学生や保護者から信頼され、地域に根ざし愛される短期大学をめざすことで、山口県東部に唯一存在する保育者養成の高等教育機関としての魅力づくりに努めなければならない。

岩国市には在日米軍岩国基地があることから、多文化共生保育に向けた語学教育や多文化理解を促す科目の充実に取り組む必要がある。また、学生に外国籍の子どもや保護者と身近に接する機会を与える学内行事(Iwatan 親子広場や Iwatan 親子フェスタ等)を活性化することも大切である。

さらに、学内業務の円滑化や財務の健全化、さらには併設の高水高等学校との高大連携強化にも努めていかねばならない。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

令和6年度は、地域との連携強化に向けて地域課題である地域活性化に貢献すべく尽力し、成果を積み上げてきているところである。今後も、この取り組みを継続していくこととしている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料 125. 理事会議事録、152. 評議員会議事録

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

(1) (2) (3) (4) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。監事は、法人連絡会で、それぞれの学校ごとの教職員や管理職の業務進捗状況及び財務状況等を適宜監査している。

また、監事は、法人の業務及び財務の状況について、内部監査室から定期的に内部監査の状況報告を受けるとともに、内部監査室と連携しながら監査結果を理事会と評議員会で報告し、必要に応じて口頭での指導や意見を述べている（備付-規程集 126）。

さらに、学校法人の業務及び財務の状況、また理事の職務の執行状況の監査を行うことで、年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-125, 152）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

(1) (2) 評議員会は、「学校法人高水学園寄付行為」（以後、「寄付行為」）（備付-規程集 112）第 31 条に基づき、法人の職員で理事会において推薦されたうちから評議員会において選任したもの 2 名、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから選任したもの 2 名、学識経験者から選任した者から 4 名の合計 8 名が選任され、理事会現構成数 7 名を超える数の評議員をもって組織している。また、私立学校法第 42 条及び「寄付行為」第 21 条の規定に基づき、次の諮問事項について、理事長が評議員から意見を聴取しなければならないことの規定に沿って運営している。

- 一. 重要な資産の処分又は譲受け
- 二. 多額な借財
- 三. 予算及び事業計画の作成又は変更
- 四. 事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 五. 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 六. 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄付行為の変更
- 七. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 八. 寄附金品の募集に関する事項
- 九. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

- (1) 寄付行為を改定に伴い、会計監査人は、令和7年3月1日の評議員会の決議によって適切に選出されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書、財産目録などについて監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行った際、会計監査報告を作成し、監事及び理事会、評議員会に提出している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

理事長のリーダーシップのもと、学校種ごとの建学の精神を遵守し、独自の特色ある教育を展開している。今後さらに経営と教学の連携や教職協働体制、危機管理を含めたコンプライアンスの組織改革、そしてガバナンス強化が大きな課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

備付資料 155. 本学公式 Web 情報公開>財務情報 <https://hojin.iwakuni.ac.jp/>、157. 学校法人高水学園岩国短期大学ガバナンスコード

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、自己点検・評価報告書の他、教育研究活動に係る次の事項を Web 上で公開している（備付-155）。
 - ・大学の教育研究上の目的及び学校教育法規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針に関する事
 - ・教育研究上の基本組織に関する事
 - ・教員組織、教員の数及び年齢比と男女比、また各教員が有する学位及び業績に関する事
 - ・入学者数、収容定員及び在学生数、卒業または終了したものの数並びに進学者数と就職者数、その他就職先業種の状況に関する事
 - ・授業科目及び科目担当者、各科目の単位数や必修の区分、学習方法及び履修方法とナンバリング、年間の授業計画に関する事
 - ・学習の成果に関する評価及び資格取得状況、卒業認定の基準に関する事

- ・校地、校舎等の施設及び設備、その他学生の教育環境に関すること
 - ・授業料、入学金その他大学が徴収する費用に関すること
 - ・各種奨学金に関すること
 - ・大学が行う学生の修学支援及び進路支援、また心身の健康等に係る支援に関すること。
- (2)私立学校法第 47 条の規定に基づき、今年度は、私立学校法の改定にも伴い、大きくガバナンス・コードの改定を行い、学校法人の Web 上で財務情報を公開している（備付-157）。

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題＞

特記事項なし

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項＞

特記事項なし